

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
共通-1	<p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る防災対策の大綱を定めるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>静岡県地域防災計画は、次の巻から構成する。 （略）</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略）</p> <p>1 指定地方行政機関</p>	<p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る防災対策の大綱を定めるものとする。</p> <p><u>なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな”ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。</u></p> <p>静岡県地域防災計画は、次の巻から構成する。 （略）</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略）</p> <p>1 指定地方行政機関</p>												
共通-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="317 919 495 966">機関名</th> <th data-bbox="495 919 1549 966">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="317 966 495 1012">（略）</td> <td data-bbox="495 966 1549 1012">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 1012 495 1950">農林水産省 関東農政局</td> <td data-bbox="495 1012 1549 1950"> <p>ア 災害予防対策</p> <p><u>(7) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</u></p> <p><u>(イ) 農地、農業用施設等に係る災害防止のため、防災ダム、ため池、湖畔、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p><u>(7) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 災害時における生鮮食料品等の提供に関すること</u></p> <p><u>(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p><u>(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出し及び動員に関すること</u> <u>（追加）</u></p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 災害発生後、早期に査定の実施及び農地の保全に係る海岸施設、農地、農業用施設等に関する緊急査定の実施に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被害、農林漁業者に対する資金の融通に関すること</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	（略）	（略）	農林水産省 関東農政局	<p>ア 災害予防対策</p> <p><u>(7) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</u></p> <p><u>(イ) 農地、農業用施設等に係る災害防止のため、防災ダム、ため池、湖畔、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p><u>(7) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 災害時における生鮮食料品等の提供に関すること</u></p> <p><u>(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p><u>(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出し及び動員に関すること</u> <u>（追加）</u></p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 災害発生後、早期に査定の実施及び農地の保全に係る海岸施設、農地、農業用施設等に関する緊急査定の実施に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被害、農林漁業者に対する資金の融通に関すること</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 919 1751 966">機関名</th> <th data-bbox="1751 919 2801 966">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 966 1751 1012">（略）</td> <td data-bbox="1751 966 2801 1012">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1012 1751 1950">農林水産省 関東農政局</td> <td data-bbox="1751 1012 2801 1950"> <p>ア 災害予防対策</p> <p><u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p><u>(7) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u></p> <p><u>(イ) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p><u>(エ) 営農技術指導、家畜の移動に関すること</u></p> <p><u>(オ) 災害応急用ポンプ等の貸し出しに関すること</u></p> <p><u>(カ) 応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p><u>(キ) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること</u></p> <p><u>(ク) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること</u></p> <p><u>(ケ) 関係職員の派遣に関すること</u></p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通に関すること</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	（略）	（略）	農林水産省 関東農政局	<p>ア 災害予防対策</p> <p><u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p><u>(7) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u></p> <p><u>(イ) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p><u>(エ) 営農技術指導、家畜の移動に関すること</u></p> <p><u>(オ) 災害応急用ポンプ等の貸し出しに関すること</u></p> <p><u>(カ) 応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p><u>(キ) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること</u></p> <p><u>(ク) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること</u></p> <p><u>(ケ) 関係職員の派遣に関すること</u></p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通に関すること</u></p>
機関名	処理すべき事務又は業務													
（略）	（略）													
農林水産省 関東農政局	<p>ア 災害予防対策</p> <p><u>(7) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</u></p> <p><u>(イ) 農地、農業用施設等に係る災害防止のため、防災ダム、ため池、湖畔、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p><u>(7) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 災害時における生鮮食料品等の提供に関すること</u></p> <p><u>(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p><u>(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出し及び動員に関すること</u> <u>（追加）</u></p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 災害発生後、早期に査定の実施及び農地の保全に係る海岸施設、農地、農業用施設等に関する緊急査定の実施に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被害、農林漁業者に対する資金の融通に関すること</u></p>													
機関名	処理すべき事務又は業務													
（略）	（略）													
農林水産省 関東農政局	<p>ア 災害予防対策</p> <p><u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p><u>(7) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u></p> <p><u>(イ) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p><u>(エ) 営農技術指導、家畜の移動に関すること</u></p> <p><u>(オ) 災害応急用ポンプ等の貸し出しに関すること</u></p> <p><u>(カ) 応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p><u>(キ) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること</u></p> <p><u>(ク) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること</u></p> <p><u>(ケ) 関係職員の派遣に関すること</u></p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通に関すること</u></p>													

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
共通-3	(略)	(略)	(略)	(略)
	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア)～(エ) (略) <u>(追加)</u> イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。  ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による <u>緊急輸送道路</u> の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>(追加)</u>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</u> イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部等の指示により</u> 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u> ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による <u>緊急輸送路</u> の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</u>
共通-4	(略)	(略)	(略)	(略)
	海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 災害予防 (略) イ 災害応急対策 (ア)～(シ) (略) <u>(ス) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置</u> ウ 災害復旧・復興対策	海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 災害予防 (略) イ 災害応急対策 (ア)～(シ) (略) <u>(削除【海上保安庁防災業務計画と整合を図るため】)</u> ウ 災害復旧・復興対策
共通-5	2 指定公共機関		2 指定公共機関	
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略) 株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> <u>モ</u> 東海支社	(略)	(略) 株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																				
共通-6	<p>(略)</p> <p>3 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>3 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td>ア 要配慮者 <u>(※)</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>(※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者</u></p> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者 <u>(※)</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	(略)	(略)				
機関名	処理すべき事務又は業務																					
(略)	(略)																					
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																					
(略)	(略)																					
機関名	処理すべき事務又は業務																					
(略)	(略)																					
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者 <u>(※)</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																					
(略)	(略)																					
共通-7	<p>第2節 県の自然条件</p> <p>1 位置及び境域</p> <p>(略)</p> <p>・面積・人口等</p> <p>平成 <u>26</u>年4月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東西</th> <th>南北</th> <th>面積</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 160km</td> <td>約 120km</td> <td>7,780k m<sup>2</sup></td> <td><u>約 370 万人</u></td> <td><u>約 476 人/k m<sup>2</sup></u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	東西	南北	面積	人口	人口密度	約 160km	約 120km	7,780k m <sup>2</sup>	<u>約 370 万人</u>	<u>約 476 人/k m<sup>2</sup></u>	<p>第2節 県の自然条件</p> <p>1 位置及び境域</p> <p>(略)</p> <p>・面積・人口等</p> <p>平成 <u>27</u>年4月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東西</th> <th>南北</th> <th>面積</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 160km</td> <td>約 120km</td> <td>7,780k m<sup>2</sup></td> <td><u>約 368 万人</u></td> <td><u>約 473 人/k m<sup>2</sup></u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	東西	南北	面積	人口	人口密度	約 160km	約 120km	7,780k m <sup>2</sup>	<u>約 368 万人</u>	<u>約 473 人/k m<sup>2</sup></u>
東西	南北	面積	人口	人口密度																		
約 160km	約 120km	7,780k m <sup>2</sup>	<u>約 370 万人</u>	<u>約 476 人/k m<sup>2</sup></u>																		
東西	南北	面積	人口	人口密度																		
約 160km	約 120km	7,780k m <sup>2</sup>	<u>約 368 万人</u>	<u>約 473 人/k m<sup>2</sup></u>																		
共通-11	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>1 地震・津波</p> <p>○ 「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>1 地震・津波</p> <p>○ 「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、<u>大陸プレートと海洋プレート</u>の境界を成す駿河トラフや南海トラフが、<u>また相模湾には同様に相模トラフ</u>が存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。</p> <p>(略)</p>																				
共通-12	<p>2 (略)</p> <p>3 風水害</p> <p>(略)</p> <p>○ 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～<u>9</u>月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 風水害</p> <p>(略)</p> <p>○ 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～<u>10</u>月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p>																				

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
共通-15	<p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,633</u> 箇所、地すべり防止区域が 185 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,195</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>9,913</u> 箇所（いずれも平成 <u>25</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>○ <u>これらの地域以外の斜面</u>（資料の巻Ⅱ4-2-6～4-2-8 参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害予防計画 （略）</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td>（略） ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図<u>っている</u>（静岡県デジタル防災通信システム）。<u>地上系は平成25年12月</u>から運用を開始した。 （略）</td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td>（略） ・株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県防災行政無線施設の改良	（略） ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図 <u>っている</u> （静岡県デジタル防災通信システム）。 <u>地上系は平成25年12月</u> から運用を開始した。 （略）	通信設備の防災対策	（略） ・株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。	（略）		<p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,642</u> 箇所、地すべり防止区域が 185 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,209</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>11,626</u> 箇所（いずれも平成 <u>26</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>○ <u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</u>（資料の巻Ⅱ4-2-6～4-2-8 参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害予防計画 （略）</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td>（略） ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図<u>り</u>（静岡県デジタル防災通信システム）、<u>平成27年度</u>から運用を開始した。 （略）</td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td>（略） ・株式会社 <u>NTT ドコモ</u>東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県防災行政無線施設の改良	（略） ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図 <u>り</u> （静岡県デジタル防災通信システム）、 <u>平成27年度</u> から運用を開始した。 （略）	通信設備の防災対策	（略） ・株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。	（略）	
	区分	内容																
県防災行政無線施設の改良	（略） ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図 <u>っている</u> （静岡県デジタル防災通信システム）。 <u>地上系は平成25年12月</u> から運用を開始した。 （略）																	
通信設備の防災対策	（略） ・株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。																	
（略）																		
区分	内容																	
県防災行政無線施設の改良	（略） ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図 <u>り</u> （静岡県デジタル防災通信システム）、 <u>平成27年度</u> から運用を開始した。 （略）																	
通信設備の防災対策	（略） ・株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。																	
（略）																		
共通-17	<p>（略）</p> <p>第2、3節 （略）</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関</td> <td>防災に関する教育の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、<u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 （略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	教育機関	防災に関する教育の充実に努める。	県及び市町	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、 <u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）</u> に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 （略）	<p>（略）</p> <p>第2、3節 （略）</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関</td> <td>防災に関する教育の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 （略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	教育機関	防災に関する教育の充実に努める。	県及び市町	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 （略）				
区分	内容																	
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。																	
県及び市町	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、 <u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）</u> に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 （略）																	
区分	内容																	
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。																	
県及び市町	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 （略）																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																				
共通-20	1～2 （略） 3 県の実施事項 (1)～(2)（略） (3) 県民に対する防災思想の普及 （略）	1～2 （略） 3 県の実施事項 (1)～(2)（略） (3) 県民に対する防災思想の普及 （略）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な啓発</td> <td>ア～ソ （略） <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>静岡県地震防災センターによる啓発</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発	ア～ソ （略） <u>（追加）</u>	静岡県地震防災センターによる啓発	（略）	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な啓発</td> <td>ア～ソ （略） <u>タ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</u></td> </tr> <tr> <td>静岡県地震防災センターによる啓発</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発</u></td> <td><u>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</u> ・<u>ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発</u> ・<u>ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発</u> ・<u>学校でのジオパーク教育を通じた防災教育</u> ・<u>ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発	ア～ソ （略） <u>タ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</u>	静岡県地震防災センターによる啓発	（略）	<u>伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発</u>	<u>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</u> ・ <u>ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発</u> ・ <u>ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発</u> ・ <u>学校でのジオパーク教育を通じた防災教育</u> ・ <u>ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</u>	（略）	（略）
	区分	内容																				
	一般的な啓発	ア～ソ （略） <u>（追加）</u>																				
	静岡県地震防災センターによる啓発	（略）																				
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																					
（略）	（略）																					
区分	内容																					
一般的な啓発	ア～ソ （略） <u>タ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</u>																					
静岡県地震防災センターによる啓発	（略）																					
<u>伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発</u>	<u>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</u> ・ <u>ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発</u> ・ <u>ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発</u> ・ <u>学校でのジオパーク教育を通じた防災教育</u> ・ <u>ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</u>																					
（略）	（略）																					
共通-22	（略） 第5節 （略） 第6節 住民の避難誘導體制 （略）	（略） 第5節 （略） 第6節 住民の避難誘導體制 （略）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>警戒避難基準の設定</u></td> <td><u>・市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</u> <u>・県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	（略）	（略）	<u>警戒避難基準の設定</u>	<u>・市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</u> <u>・県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。</u>	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、</u>河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td> <td><u>（削除【風水害対策の巻 第2章第5節に記載を充実させた上で移行】）</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、 <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、</u> 河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	（略）	（略）	<u>（削除）</u>	<u>（削除【風水害対策の巻 第2章第5節に記載を充実させた上で移行】）</u>	（略）	（略）
	区分	内容																				
	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																				
	（略）	（略）																				
<u>警戒避難基準の設定</u>	<u>・市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</u> <u>・県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。</u>																					
（略）	（略）																					
区分	内容																					
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、 <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、</u> 河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																					
（略）	（略）																					
<u>（削除）</u>	<u>（削除【風水害対策の巻 第2章第5節に記載を充実させた上で移行】）</u>																					
（略）	（略）																					
第7～15節 （略）	第7～15節 （略）																					
第3章 災害応急対策 第1節 総則 （略）	第3章 災害応急対策 第1節 総則 （略）																					

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
共通-31	<p>2 県の行う措置 (略)</p> <p>県の行う措置</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第27条の規定に基づく措置（緊急調査）</p> <p>(19)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条の規定に基づく措置（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）</p> <p>(20) (略)</p>	<p>2 県の行う措置 (略)</p> <p>県の行う措置</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条の規定に基づく措置（緊急調査）</p> <p>(19)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第31条の規定に基づく措置（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）</p> <p>(20) (略)</p>
共通-32	<p>3 (略)</p> <p>4 非常災害対策本部との関係</p> <p>○ 非常災害の発生により法第24条（非常災害対策本部の設置）の規定に基づき、内閣府に非常災害対策本部が設置された場合は、この計画により実施するもののほか、非常災害対策本部長の指示を受けるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 非常<u>（緊急）</u>災害対策本部との関係</p> <p>○ 非常災害の発生により法第24条（非常災害対策本部の設置）<u>又は法第28条の2（緊急災害対策本部の設置）</u>の規定に基づき、内閣府に非常<u>（緊急）</u>災害対策本部が設置された場合は、この計画により実施するもののほか、非常<u>（緊急）</u>災害対策本部長の指示を受けるものとする。</p> <p>(略)</p>
共通-34	<p>第2節 組織計画 (略)</p> <p>1 災害対策組織 (略)</p> <p>「静岡県災害対策本部編成図」中、 <u>「対策グループ」 「情報グループ」 「現地航空係」</u></p> <p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」中、 「方面本部長（<u>地域</u>危機管理局長）」 「副方面本部長（<u>地域</u>危機管理局副局長等）」 「地域<u>支援</u>局長」</p>	<p>第2節 組織計画 (略)</p> <p>1 災害対策組織 (略)</p> <p>「静岡県災害対策本部編成図」中、 <u>「対策班」 「情報班」 「空港現地運用班・現地航空係」</u></p> <p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」中、 「方面本部長（<u>賀茂振興局長</u>、危機管理局長）」 「副方面本部長（危機管理局副局長等）」 「地域<u>政策</u>局長」</p>
共通-35	<p>「静岡県災害対策本部 対策会議」中 「教育委員会 <u>参事</u>兼教育総務課長」</p>	<p>「静岡県災害対策本部 対策会議」中 「教育委員会 <u>理事</u>兼教育総務課長」</p>
共通-36	<p>2 職員動員及び配備 (略)</p> <p>事前配備体制の表中、 「<u>地域</u>危機管理局」</p> <p>警戒本部設置体制の表中、 「危機管理局」</p> <p>突発的災害応急体制の表中、</p>	<p>2 職員動員及び配備 (略)</p> <p>事前配備体制の表中、 「危機管理局等（<u>賀茂振興局及び各危機管理局</u>）」</p> <p>警戒本部設置体制の表中、 「危機管理局等」</p> <p>突発的災害応急体制の表中、</p>

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																						
共通-41	<p>「<u>地域</u>危機管理局」 （略）</p> <p>※2 必要により、<u>地域</u>危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>※3 賀茂<u>危機管理局</u>については、賀茂方面本部指令班員のうち、<u>賀茂地域支援局及び</u>下田財務事務所職員を含む。</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 通信情報計画 （略）</p> <p>2 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</td> <td>（略） ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。  （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>4 情報伝達手段及び通信系統 （略）</p>	区分	内容	（略）	（略）	災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	（略） ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。  （略）	（略）	（略）	<p>「危機管理局<u>等</u>」 （略）</p> <p>※2 必要により、危機管理局<u>等</u>は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>※3 賀茂<u>振興局</u>については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 通信情報計画 （略）</p> <p>2 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</td> <td>（略） ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫する<u>と共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用</u>など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。  （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>4 情報伝達手段及び通信系統 （略）</p>	区分	内容	（略）	（略）	災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	（略） ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫する <u>と共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用</u> など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。  （略）	（略）	（略）																						
区分	内容																																							
（略）	（略）																																							
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	（略） ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。  （略）																																							
（略）	（略）																																							
区分	内容																																							
（略）	（略）																																							
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	（略） ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫する <u>と共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用</u> など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。  （略）																																							
（略）	（略）																																							
共通-43	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>その他の無線及び有線電話等</td> <td>（略）  <table border="1"> <tr> <td><u>非常電</u></td> <td><u>非常電</u></td> <td><u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u></td> </tr> <tr> <td><u>話、非</u></td> <td><u>話 緊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>常電報</u></td> <td><u>急電話</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>等の利</u></td> <td><u>非常電</u></td> <td><u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が</u></td> </tr> <tr> <td><u>用</u></td> <td><u>報 緊</u></td> <td><u>事前に指定した番号に申し込む。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>急電報</u></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>報道機関への協力要請による伝達</td> <td>広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【情報連絡系統図】中、「県<u>地域</u>危機管理局」</p>	区分	内容	（略）	（略）	その他の無線及び有線電話等	（略） <table border="1"> <tr> <td><u>非常電</u></td> <td><u>非常電</u></td> <td><u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u></td> </tr> <tr> <td><u>話、非</u></td> <td><u>話 緊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>常電報</u></td> <td><u>急電話</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>等の利</u></td> <td><u>非常電</u></td> <td><u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が</u></td> </tr> <tr> <td><u>用</u></td> <td><u>報 緊</u></td> <td><u>事前に指定した番号に申し込む。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>急電報</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>非常電</u>	<u>非常電</u>	<u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u>	<u>話、非</u>	<u>話 緊</u>		<u>常電報</u>	<u>急電話</u>		<u>等の利</u>	<u>非常電</u>	<u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が</u>	<u>用</u>	<u>報 緊</u>	<u>事前に指定した番号に申し込む。</u>		<u>急電報</u>		報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>その他の無線及び有線電話等</td> <td>（略） <u>（削除【サービス廃止のため】）</u></td> </tr> <tr> <td>報道機関への協力要請による伝達</td> <td>広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。<u>特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【情報連絡系統図】中、「県危機管理局<u>等</u>」</p>	区分	内容	（略）	（略）	その他の無線及び有線電話等	（略） <u>（削除【サービス廃止のため】）</u>	報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。 <u>特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。</u>	（略）	（略）
区分	内容																																							
（略）	（略）																																							
その他の無線及び有線電話等	（略） <table border="1"> <tr> <td><u>非常電</u></td> <td><u>非常電</u></td> <td><u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u></td> </tr> <tr> <td><u>話、非</u></td> <td><u>話 緊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>常電報</u></td> <td><u>急電話</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>等の利</u></td> <td><u>非常電</u></td> <td><u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が</u></td> </tr> <tr> <td><u>用</u></td> <td><u>報 緊</u></td> <td><u>事前に指定した番号に申し込む。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>急電報</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>非常電</u>	<u>非常電</u>	<u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u>	<u>話、非</u>	<u>話 緊</u>		<u>常電報</u>	<u>急電話</u>		<u>等の利</u>	<u>非常電</u>	<u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が</u>	<u>用</u>	<u>報 緊</u>	<u>事前に指定した番号に申し込む。</u>		<u>急電報</u>																						
<u>非常電</u>	<u>非常電</u>	<u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u>																																						
<u>話、非</u>	<u>話 緊</u>																																							
<u>常電報</u>	<u>急電話</u>																																							
<u>等の利</u>	<u>非常電</u>	<u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が</u>																																						
<u>用</u>	<u>報 緊</u>	<u>事前に指定した番号に申し込む。</u>																																						
	<u>急電報</u>																																							
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。																																							
（略）	（略）																																							
区分	内容																																							
（略）	（略）																																							
その他の無線及び有線電話等	（略） <u>（削除【サービス廃止のため】）</u>																																							
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。 <u>特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。</u>																																							
（略）	（略）																																							
共通-44	<p>5 異常現象発見の通報 図中、「県<u>地域</u>危機管理局」</p>	<p>5 異常現象発見の通報 図中、「県危機管理局<u>等</u>」</p>																																						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																														
共通-45	<p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報実施方法</td> <td>災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報車・ヘリコプターによる広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報実施方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</li> <li>自主防災組織を通じた連絡</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在</p> <p>○(略)</p> <p>○県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	広報実施方法	災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報車・ヘリコプターによる広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	印刷媒体	(略)	視聴覚媒体	(略)	広報車・ヘリコプターによる広報	(略)	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</li> <li>自主防災組織を通じた連絡</li> </ul>	(略)	(略)	<p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報実施方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う</li> <li><u>・災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</u></li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報車・ヘリコプターによる広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報実施方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</li> <li><u>・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</u></li> <li>自主防災組織を通じた連絡</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在</p> <p>○(略)</p> <p>○県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>○なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う</li> <li><u>・災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</u></li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報車・ヘリコプターによる広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	印刷媒体	(略)	視聴覚媒体	(略)	広報車・ヘリコプターによる広報	(略)	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</li> <li><u>・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</u></li> <li>自主防災組織を通じた連絡</li> </ul>	(略)	(略)
区分	内容																																															
(略)	(略)																																															
広報実施方法	災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。																																															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報車・ヘリコプターによる広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	印刷媒体	(略)	視聴覚媒体	(略)	広報車・ヘリコプターによる広報	(略)																																									
印刷媒体	(略)																																															
視聴覚媒体	(略)																																															
広報車・ヘリコプターによる広報	(略)																																															
(略)	(略)																																															
区分	内容																																															
(略)	(略)																																															
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</li> <li>自主防災組織を通じた連絡</li> </ul>																																															
(略)	(略)																																															
区分	内容																																															
(略)	(略)																																															
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う</li> <li><u>・災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</u></li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報車・ヘリコプターによる広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	印刷媒体	(略)	視聴覚媒体	(略)	広報車・ヘリコプターによる広報	(略)																																									
印刷媒体	(略)																																															
視聴覚媒体	(略)																																															
広報車・ヘリコプターによる広報	(略)																																															
(略)	(略)																																															
区分	内容																																															
(略)	(略)																																															
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</li> <li><u>・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</u></li> <li>自主防災組織を通じた連絡</li> </ul>																																															
(略)	(略)																																															
共通-50	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																														



静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																		
共通-52	<p>第8節 愛玩動物救護計画</p> <p>災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による<u>飼育愛玩動物</u>の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた<u>愛玩動物</u>への対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="317 386 1525 1440"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">同行避難動物への対応</td> <td>県 避難所での<u>愛玩動物</u>の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>市町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「<u>避難所のペット対策マニュアル</u>」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>飼い主 <u>ア ペットフード、処方薬(療法食含む)、トイレシート等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。</u> <u>イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。</u> <u>ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。</u> エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放浪動物への対応</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、<u>愛玩動物</u>との同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第9～11節 (略)</p>	区分	内容	同行避難動物への対応	県 避難所での <u>愛玩動物</u> の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	市町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「 <u>避難所のペット対策マニュアル</u> 」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。	飼い主 <u>ア ペットフード、処方薬(療法食含む)、トイレシート等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。</u> <u>イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。</u> <u>ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。</u> エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。	放浪動物への対応	(略)	飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、 <u>愛玩動物</u> との同行避難(※)に努めるものとする。	<p>第8節 愛玩動物救護計画</p> <p>災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による<u>ペット</u>の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた<u>ペット</u>への対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="1573 386 2781 1440"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">同行避難動物への対応</td> <td>県 避難所での<u>ペット</u>の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>市町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「<u>災害時における愛玩動物対策行動指針</u>」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>飼い主 <u>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</u> <u>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</u> <u>ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</u> エ 飼い主が避難地へ避難場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放浪動物への対応</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、<u>ペット</u>との同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第9～11節 (略)</p>	区分	内容	同行避難動物への対応	県 避難所での <u>ペット</u> の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	市町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「 <u>災害時における愛玩動物対策行動指針</u> 」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。	飼い主 <u>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</u> <u>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</u> <u>ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</u> エ 飼い主が避難地へ避難場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。	放浪動物への対応	(略)	飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、 <u>ペット</u> との同行避難(※)に努めるものとする。
区分	内容																			
同行避難動物への対応	県 避難所での <u>愛玩動物</u> の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。																			
	市町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「 <u>避難所のペット対策マニュアル</u> 」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。																			
	飼い主 <u>ア ペットフード、処方薬(療法食含む)、トイレシート等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。</u> <u>イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。</u> <u>ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。</u> エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。																			
放浪動物への対応	(略)																			
	飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、 <u>愛玩動物</u> との同行避難(※)に努めるものとする。																			
区分	内容																			
同行避難動物への対応	県 避難所での <u>ペット</u> の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。																			
	市町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「 <u>災害時における愛玩動物対策行動指針</u> 」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。																			
	飼い主 <u>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</u> <u>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</u> <u>ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</u> エ 飼い主が避難地へ避難場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。																			
放浪動物への対応	(略)																			
	飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、 <u>ペット</u> との同行避難(※)に努めるものとする。																			

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																
共通-56	<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築資材及び建築業者等の調達あっせん</td> <td>建築資材については資料の巻Ⅱ(12-6)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関東森林管理局は、災害復旧用材(国有林材)の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。</li> <li>○ 災害復旧用材(国有林材)の供給の特別措置については資料の巻Ⅱ(12-7-1)のとおり。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第13～19節 (略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における通行の禁止又は制限</td> <td>・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県知事又は県公安委員会の実施事項</p>	区分	内容	建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-6)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築資材及び建築業者等の調達あっせん</td> <td>建築資材については資料の巻Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関東森林管理局は、災害復旧用材(国有林材)の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。</li> <li>○ 災害復旧用材(国有林材)の供給の特別措置については資料の巻Ⅱ(12-6)のとおり。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第13～19節 (略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における通行の禁止又は制限</td> <td>・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</td> </tr> <tr> <td><u>放置車両の移動等</u></td> <td><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県知事又は県公安委員会の実施事項</p>	区分	内容	建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。	<u>放置車両の移動等</u>	<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</u>	(略)	(略)
区分	内容																																	
建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-6)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。																																	
(略)	(略)																																	
区分	内容																																	
(略)	(略)																																	
災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																	
(略)	(略)																																	
区分	内容																																	
建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。																																	
(略)	(略)																																	
区分	内容																																	
(略)	(略)																																	
災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。																																	
<u>放置車両の移動等</u>	<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</u>																																	
(略)	(略)																																	
共通-64	<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築資材及び建築業者等の調達あっせん</td> <td>建築資材については資料の巻Ⅱ(12-6)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関東森林管理局は、災害復旧用材(国有林材)の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。</li> <li>○ 災害復旧用材(国有林材)の供給の特別措置については資料の巻Ⅱ(12-7-1)のとおり。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第13～19節 (略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における通行の禁止又は制限</td> <td>・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県知事又は県公安委員会の実施事項</p>	区分	内容	建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-6)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築資材及び建築業者等の調達あっせん</td> <td>建築資材については資料の巻Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関東森林管理局は、災害復旧用材(国有林材)の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。</li> <li>○ 災害復旧用材(国有林材)の供給の特別措置については資料の巻Ⅱ(12-6)のとおり。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第13～19節 (略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における通行の禁止又は制限</td> <td>・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</td> </tr> <tr> <td><u>放置車両の移動等</u></td> <td><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県知事又は県公安委員会の実施事項</p>	区分	内容	建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。	<u>放置車両の移動等</u>	<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</u>	(略)	(略)
区分	内容																																	
建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-6)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。																																	
(略)	(略)																																	
区分	内容																																	
(略)	(略)																																	
災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																	
(略)	(略)																																	
区分	内容																																	
建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。																																	
(略)	(略)																																	
区分	内容																																	
(略)	(略)																																	
災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。																																	
<u>放置車両の移動等</u>	<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</u>																																	
(略)	(略)																																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
	区分	内容	区分	内容
共通-65	災害時における交通の規制等	県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</li> <li>県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</li> </ul>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	
	第21～26節 (略)		第21～26節 (略)	
共通-73	第27節 自衛隊派遣要請計画 (略) <自衛隊緊急時連絡先一覧>中 浜松 053-472-1111<防災行政無線 153-9000>		第27節 自衛隊派遣要請計画 (略) <自衛隊緊急時連絡先一覧>中 浜松 053-472-1111<防災行政無線 153-9001>	
	第28～31節 (略)		第28～31節 (略)	
	第32節 突発的災害に係る応急対策計画 (略) 1 県の体制 (略)		第32節 突発的災害に係る応急対策計画 (略) 1 県の体制 (略)	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																												
共通-78	<p>(1) 突発的災害応急体制</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する<u>地域</u>危機管理局及び必要な出先機関で構成する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	設置基準	(略)	組織	危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する <u>地域</u> 危機管理局及び必要な出先機関で構成する。	(略)	(略)	<p>(1) 突発的災害応急体制</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する危機管理局<u>等</u>及び必要な出先機関で構成する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	設置基準	(略)	組織	危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する危機管理局 <u>等</u> 及び必要な出先機関で構成する。	(略)	(略)												
区分	内容																													
設置基準	(略)																													
組織	危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する <u>地域</u> 危機管理局及び必要な出先機関で構成する。																													
(略)	(略)																													
区分	内容																													
設置基準	(略)																													
組織	危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する危機管理局 <u>等</u> 及び必要な出先機関で構成する。																													
(略)	(略)																													
共通-79	<p>(2) 災害対策本部の設置</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>本部</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）</td> <td>方面本部長（<u>地域</u>危機管理局長）、副方面本部長（<u>地域</u>危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	内容	(略)	(略)	組織	<table border="1"> <tr> <th>本部</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）</td> <td>方面本部長（<u>地域</u>危機管理局長）、副方面本部長（<u>地域</u>危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</td> </tr> </table>	本部	(略)	方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局長）、副方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員	(略)	(略)	<p>(2) 災害対策本部の設置</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>本部</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）</td> <td>方面本部長（<u>賀茂振興局長</u>、危機管理局長）、副方面本部長（<u>賀茂振興局副局長兼賀茂危機管理監</u>、<u>東部</u>、<u>中部</u>及び<u>西部危機管理局</u>副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	内容	(略)	(略)	組織	<table border="1"> <tr> <th>本部</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）</td> <td>方面本部長（<u>賀茂振興局長</u>、危機管理局長）、副方面本部長（<u>賀茂振興局副局長兼賀茂危機管理監</u>、<u>東部</u>、<u>中部</u>及び<u>西部危機管理局</u>副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</td> </tr> </table>	本部	(略)	方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（ <u>賀茂振興局長</u> 、危機管理局長）、副方面本部長（ <u>賀茂振興局副局長兼賀茂危機管理監</u> 、 <u>東部</u> 、 <u>中部</u> 及び <u>西部危機管理局</u> 副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員	(略)	(略)				
区分	内容																													
(略)	(略)																													
組織	<table border="1"> <tr> <th>本部</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）</td> <td>方面本部長（<u>地域</u>危機管理局長）、副方面本部長（<u>地域</u>危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</td> </tr> </table>	本部	(略)	方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局長）、副方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員																									
本部	(略)																													
方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局長）、副方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員																													
(略)	(略)																													
区分	内容																													
(略)	(略)																													
組織	<table border="1"> <tr> <th>本部</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）</td> <td>方面本部長（<u>賀茂振興局長</u>、危機管理局長）、副方面本部長（<u>賀茂振興局副局長兼賀茂危機管理監</u>、<u>東部</u>、<u>中部</u>及び<u>西部危機管理局</u>副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</td> </tr> </table>	本部	(略)	方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（ <u>賀茂振興局長</u> 、危機管理局長）、副方面本部長（ <u>賀茂振興局副局長兼賀茂危機管理監</u> 、 <u>東部</u> 、 <u>中部</u> 及び <u>西部危機管理局</u> 副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員																									
本部	(略)																													
方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（ <u>賀茂振興局長</u> 、危機管理局長）、副方面本部長（ <u>賀茂振興局副局長兼賀茂危機管理監</u> 、 <u>東部</u> 、 <u>中部</u> 及び <u>西部危機管理局</u> 副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員																													
(略)	(略)																													
共通-87	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各機関への要請</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項</td> <td>知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td><u>広域緊急援助隊</u>等</td> <td>県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>表1中、 日本赤十字社静岡県支部 防災無線 <u>160-9000</u> (社) 静岡県 LP ガス協会</p>	区分	内容	(略)	(略)	各機関への要請	<table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項</td> <td>知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td><u>広域緊急援助隊</u>等</td> <td>県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項	知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	<u>広域緊急援助隊</u> 等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。	(略)	(略)	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各機関への要請</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項</td> <td>知事は、市町長からの要請<u>があったとき</u>又は県内の災害状況に応じ<u>（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）</u>消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td><u>警察災害派遣隊</u>等</td> <td>県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>表1中、 日本赤十字社静岡県支部 防災無線 <u>159-9000</u> (一社) 静岡県 LP ガス協会</p>	区分	内容	(略)	(略)	各機関への要請	<table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項</td> <td>知事は、市町長からの要請<u>があったとき</u>又は県内の災害状況に応じ<u>（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）</u>消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td><u>警察災害派遣隊</u>等</td> <td>県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項	知事は、市町長からの要請 <u>があったとき</u> 又は県内の災害状況に応じ <u>（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）</u> 消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	<u>警察災害派遣隊</u> 等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。	(略)	(略)
区分	内容																													
(略)	(略)																													
各機関への要請	<table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項</td> <td>知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td><u>広域緊急援助隊</u>等</td> <td>県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項	知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	<u>広域緊急援助隊</u> 等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。																							
(略)	(略)																													
緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項	知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。																													
<u>広域緊急援助隊</u> 等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。																													
(略)	(略)																													
区分	内容																													
(略)	(略)																													
各機関への要請	<table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項</td> <td>知事は、市町長からの要請<u>があったとき</u>又は県内の災害状況に応じ<u>（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）</u>消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td><u>警察災害派遣隊</u>等</td> <td>県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項	知事は、市町長からの要請 <u>があったとき</u> 又は県内の災害状況に応じ <u>（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）</u> 消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	<u>警察災害派遣隊</u> 等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。																							
(略)	(略)																													
緊急消防援助隊・広域航空消防応援要項	知事は、市町長からの要請 <u>があったとき</u> 又は県内の災害状況に応じ <u>（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）</u> 消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。																													
<u>警察災害派遣隊</u> 等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。																													
(略)	(略)																													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																		
地震-8	<p>第1章 総則 (略) 第1、2節 (略) 第3節 予想される災害 (略) 1 第4次地震被害想定 (略) ○試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。<u>(追加)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)) <u>(※1)</u></td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※2)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)) <u>(※1)</u>	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※2)	<p>第1章 総則 (略) 第1、2節 (略) 第3節 予想される災害 (略) 1 第4次地震被害想定 (略) ○試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。<u>なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))</td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※) <u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除【断層モデルが修正される可能性があるのは南海トラフに限らないため、上記に統合】)</u></p>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) <u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))</u>
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)) <u>(※1)</u>																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※2)																		
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) <u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))</u>																		
地震-21	<p><u>※1 南海トラフ巨大地震(内閣府(2012))の断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。</u></p> <p><u>※2 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2の地震・津波と位置付ける。</u></p> <p>注)内閣府(2012):南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ) <u>(追加)</u></p> <p>(略) 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 県 (1)～(8)(略) (9)東海地震に関連する情報(「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報(臨時)」)、警戒宣言、地震情報、<u>津波警報・注意報</u>、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p>	<p>※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。</p> <p>注)内閣府(2012):南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ) <u>内閣府(2013):首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書</u></p> <p>(略) 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 県 (1)～(8)(略) (9)東海地震に関連する情報(「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報(臨時)」)、警戒宣言、地震情報、<u>大津波警報、津波警報、津波</u>注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p>																		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新		
地震-23	(略)	(略)		
	2 市町	2 市町		
	(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)		
	(8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、 <u>津波警報・注意報</u> 、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (略)	(8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、 <u>大津波警報、津波警報、津波注意報</u> 、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (略)		
3 防災関係機関	3 防災関係機関			
機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	
(略)	(略)	(略)	(略)	
国土交通省	(略)	国土交通省	(略)	
関東地方整備局	ア 災害予防 (ア)～(エ) (略)	関東地方整備局	ア 災害予防 (ア)～(エ) (略)	
中部地方整備局	<u>(追加)</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。  ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による <u>緊急輸送道路</u> の確保 (ウ)～(オ) (略) エ 警戒宣言発令時 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>緊急輸送道路</u> 確保のための交通規制に対する協力 (オ) (略) <u>(追加)</u>	中部地方整備局	<u>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u>  ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による <u>緊急輸送路</u> の確保 (ウ)～(オ) (略) エ 警戒宣言発令時 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>緊急輸送路</u> 確保のための交通規制に対する協力 (オ) (略) <u>(カ) 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
地震-25	2 指定公共機関	2 指定公共機関		
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>		株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社		
<u>モ</u> 東海支社				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
地震-29	(略)	(略)	(略)	(略)
	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>一般社団法人日本建設業連合会 中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
地震-36	第2章 平常時対策 第1、2節 (略) 第3節 地震防災訓練の実施 (略) 3 防災関係機関 (略)	第2章 平常時対策 第1、2節 (略) 第3節 地震防災訓練の実施 (略) 3 防災関係機関 (略)	第2章 平常時対策 第1、2節 (略) 第3節 地震防災訓練の実施 (略) 3 防災関係機関 (略)	第2章 平常時対策 第1、2節 (略) 第3節 地震防災訓練の実施 (略) 3 防災関係機関 (略)
	機関名等	重点事項	機関名等	重点事項
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略) 株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社	(略)	(略) 株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社	(略)
地震-37	第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 12 生活の確保 (略) (3) 医療救護	第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 12 生活の確保 (略) (3) 医療救護	第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 12 生活の確保 (略) (3) 医療救護	第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 12 生活の確保 (略) (3) 医療救護
	実施主体	内容	実施主体	内容
	(略)	(略)	(略)	(略)
	県民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を <u>受ける</u> までの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。	県民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を <u>受ける</u> までの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。
	(略) (8) 応急 <u>仮設</u> 住宅 (略) 1 3 緊急輸送活動の確保 ○道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。 <u>○追加</u>	(略) (8) 応急住宅 (略) 1 3 緊急輸送活動の確保 ○道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。 <u>○建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。</u>	(略) (8) 応急住宅 (略) 1 3 緊急輸送活動の確保 ○道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。 <u>○建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。</u>	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
地震-40	○障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。	○障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。												
	<p>14 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="317 323 477 369">実施主体</th> <th data-bbox="477 323 1525 369">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="317 369 477 506">県</td> <td data-bbox="477 369 1525 506">あらかじめ定める「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 506 477 642">市町</td> <td data-bbox="477 506 1525 642">(1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	あらかじめ定める「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。	市町	(1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。	<p>14 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 323 1733 369">実施主体</th> <th data-bbox="1733 323 2781 369">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 369 1733 506">県</td> <td data-bbox="1733 369 2781 506">あらかじめ定める「<u>静岡県災害廃棄物処理計画</u>」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 506 1733 642">市町</td> <td data-bbox="1733 506 2781 642">(1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	あらかじめ定める「 <u>静岡県災害廃棄物処理計画</u> 」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。	市町	(1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。
	実施主体	内容												
	県	あらかじめ定める「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。												
市町	(1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。													
実施主体	内容													
県	あらかじめ定める「 <u>静岡県災害廃棄物処理計画</u> 」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。													
市町	(1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。													
<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略) 第1節 地震防災施設整備方針 (略) 3 緊急輸送路の整備</p>	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略) 第1節 地震防災施設整備方針 (略) 3 緊急輸送路の整備</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="317 892 507 938">区分</th> <th data-bbox="507 892 1525 938">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="317 938 507 1203">道路の整備</td> <td data-bbox="507 938 1525 1203">(略) ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要<u>路線</u>及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを<u>結ぶ</u>道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 1203 507 1249">(略)</td> <td data-bbox="507 1203 1525 1249">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	道路の整備	(略) ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要 <u>路線</u> 及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを <u>結ぶ</u> 道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 892 1762 938">区分</th> <th data-bbox="1762 892 2781 938">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 938 1762 1203">道路の整備</td> <td data-bbox="1762 938 2781 1203">(略) ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要<u>道路</u>及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを<u>連絡する</u>道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1203 1762 1249">(略)</td> <td data-bbox="1762 1203 2781 1249">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	道路の整備	(略) ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要 <u>道路</u> 及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを <u>連絡する</u> 道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。	(略)	(略)	
区分	内容													
道路の整備	(略) ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要 <u>路線</u> 及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを <u>結ぶ</u> 道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。													
(略)	(略)													
区分	内容													
道路の整備	(略) ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要 <u>道路</u> 及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを <u>連絡する</u> 道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。													
(略)	(略)													



静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																															
地震-42	第2節 地震対策緊急整備事業計画 (略) 3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備 (略)	第2節 地震対策緊急整備事業計画 (略) 3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備 (略)																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事業総括表</th> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改 築</td> <td>道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 <u>5.0</u>箇所</td> <td></td> <td>百万円 <u>110,561</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>約 <u>17.2</u>箇所</td> <td></td> <td><u>177,682</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災 害 防 除</td> <td>災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 387箇所</td> <td></td> <td>20,414</td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>県</td> <td>約 327箇所</td> <td></td> <td>10,858</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>約 714箇所</td> <td></td> <td>31,272</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>約 <u>95.3</u>箇所</td> <td></td> <td><u>230,791</u></td> </tr> </tbody> </table>	(略)		(略)				事業総括表		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	改 築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>5.0</u> 箇所		百万円 <u>110,561</u>	(略)						小計	約 <u>17.2</u> 箇所		<u>177,682</u>	略	(略)					災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 387箇所		20,414	〃(県道)	県	約 327箇所		10,858		小計	約 714箇所		31,272		計		約 <u>95.3</u> 箇所		<u>230,791</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事業総括表</th> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改 築</td> <td>道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 <u>5.1</u>箇所</td> <td></td> <td>百万円 <u>110,611</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>約 <u>17.3</u>箇所</td> <td></td> <td><u>177,732</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災 害 防 除</td> <td>災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 387箇所</td> <td></td> <td>20,414</td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>県</td> <td>約 327箇所</td> <td></td> <td>10,858</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>約 714箇所</td> <td></td> <td>31,272</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>約 <u>95.4</u>箇所</td> <td></td> <td><u>230,841</u></td> </tr> </tbody> </table>	(略)		(略)				事業総括表		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	改 築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>5.1</u> 箇所		百万円 <u>110,611</u>	(略)						小計	約 <u>17.3</u> 箇所		<u>177,732</u>	略	(略)					災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 387箇所		20,414	〃(県道)	県	約 327箇所		10,858		小計	約 714箇所		31,272		計		約 <u>95.4</u> 箇所	
(略)		(略)																																																																																																															
事業総括表		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																												
改 築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>5.0</u> 箇所		百万円 <u>110,561</u>																																																																																																												
	(略)																																																																																																																
		小計	約 <u>17.2</u> 箇所		<u>177,682</u>																																																																																																												
略	(略)																																																																																																																
災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 387箇所		20,414																																																																																																												
	〃(県道)	県	約 327箇所		10,858																																																																																																												
		小計	約 714箇所		31,272																																																																																																												
	計		約 <u>95.3</u> 箇所		<u>230,791</u>																																																																																																												
(略)		(略)																																																																																																															
事業総括表		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																												
改 築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>5.1</u> 箇所		百万円 <u>110,611</u>																																																																																																												
	(略)																																																																																																																
		小計	約 <u>17.3</u> 箇所		<u>177,732</u>																																																																																																												
略	(略)																																																																																																																
災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 387箇所		20,414																																																																																																												
	〃(県道)	県	約 327箇所		10,858																																																																																																												
		小計	約 714箇所		31,272																																																																																																												
	計		約 <u>95.4</u> 箇所		<u>230,841</u>																																																																																																												
地震-44	(略) 4 防災上重要な建物の整備 (略) (3) 学校施設の整備	(略) 4 防災上重要な建物の整備 (略) (3) 学校施設の整備																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)</td> <td rowspan="4">市町</td> <td>約 310校 改築面積 約 326,763 m<sup>2</sup></td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)</td> <td>約 585校 改築面積 約 <u>697,910</u> m<sup>2</sup></td> <td>123,125</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)</td> <td>約 791校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m<sup>2</sup></td> <td><u>66,976</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 1,686校 延面積 約 2,866,045 m<sup>2</sup></td> <td><u>231,148</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m <sup>2</sup>	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)	約 585校 改築面積 約 <u>697,910</u> m <sup>2</sup>	123,125	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)	約 791校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m <sup>2</sup>	<u>66,976</u>	計	約 1,686校 延面積 約 2,866,045 m <sup>2</sup>	<u>231,148</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)</td> <td rowspan="4">市町</td> <td>約 310校 改築面積 約 326,763 m<sup>2</sup></td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)</td> <td>約 585校 改築面積 約 <u>706,631</u> m<sup>2</sup></td> <td>123,125</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)</td> <td>約 791校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m<sup>2</sup></td> <td><u>67,021</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 1,686校 延面積 約 2,866,045 m<sup>2</sup></td> <td><u>231,193</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m <sup>2</sup>	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)	約 585校 改築面積 約 <u>706,631</u> m <sup>2</sup>	123,125	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)	約 791校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m <sup>2</sup>	<u>67,021</u>	計	約 1,686校 延面積 約 2,866,045 m <sup>2</sup>	<u>231,193</u>																																																							
区分	内 容																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m <sup>2</sup>	百万円 41,047																																																																																																													
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)		約 585校 改築面積 約 <u>697,910</u> m <sup>2</sup>	123,125																																																																																																													
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)		約 791校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m <sup>2</sup>	<u>66,976</u>																																																																																																													
	計		約 1,686校 延面積 約 2,866,045 m <sup>2</sup>	<u>231,148</u>																																																																																																													
区分	内 容																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m <sup>2</sup>	百万円 41,047																																																																																																													
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)		約 585校 改築面積 約 <u>706,631</u> m <sup>2</sup>	123,125																																																																																																													
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)		約 791校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m <sup>2</sup>	<u>67,021</u>																																																																																																													
	計		約 1,686校 延面積 約 2,866,045 m <sup>2</sup>	<u>231,193</u>																																																																																																													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新										
地震-46	地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)						
	事業名	区分	承認 計画事業費	事業主体別内容			事業名	区分	承認 計画事業費	事業主体別内容		
				県	市町	その他				県	市町	その他
		避難地整備		26,660		26,660			26,660		26,660	
		避難路整備		51,879	8,272	42,656	951		51,879	8,272	42,656	951
		消防用施設整備		48,923		48,923			48,923		48,923	
	緊急輸送路 整備	防災		31,272	30,736	536			31,272	30,736	536	
		改良等		<u>199,519</u>	<u>171,692</u>	27,827			<u>199,569</u>	<u>171,742</u>	27,827	
		港湾・漁港		10,492	10,044	448			10,492	10,044	448	
		通信施設整備		5,424	1,134	4,290			5,424	1,134	4,290	
		緩衝緑地整備										
	病院整備	非木造・改		12,991	1,575	7,484	3,932		12,991	1,575	7,484	3,932
	福祉施設整備	木造・改		10,047	42	7,264	2,741		10,047	42	7,264	2,741
		非木造・改		22,142	2,129	5,097	14,916		22,142	2,129	5,097	14,916
		非木造・補		847	176	54	617		847	176	54	617
	学校設備 (小・中)	木造・改		41,047		41,047			41,047		41,047	
		非木造・改		123,125		123,125			123,125		123,125	
		非木造・補		<u>66,976</u>		<u>66,976</u>			<u>67,021</u>		<u>67,021</u>	
	津波対策	広域河川		35,306	35,306				35,306	35,306		
		海岸等		44,659	36,849	7,810			44,659	36,849	7,810	
山崩れ等防止	建設		137,632	137,632				137,632	137,632			
	林野等		65,683	65,683				65,683	65,683			
	農地等		18,093	15,233	2,860			18,093	15,233	2,860		
	合計		<u>952,717.</u>	<u>516,503</u>	<u>413,057</u>	23,157		<u>952,812</u>	<u>516,553</u>	<u>413,102</u>	23,157	
	注 この表は、平成 <u>26</u> 年 3 月 <u>27</u> 日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。					注 この表は、平成 <u>27</u> 年 3 月 <u>20</u> 日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																														
地震-47	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸 12箇所</td> <td>百万円 45</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設(防火水槽) 42箇所</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設(防火水槽) 1箇所</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>都市防災総合推進事業</td> <td>市</td> <td>耐震性貯水槽 44箇所</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 <u>70</u>箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 <u>108</u>箇所</td> <td><u>22,783</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>485</u>箇所</td> <td><u>23,429</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45	地域用水環境整備事業	県	防火施設(防火水槽) 42箇所	220	中山間地域総合整備事業	県	防火施設(防火水槽) 1箇所	11	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>70</u> 箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 <u>108</u> 箇所	<u>22,783</u>	計		<u>485</u> 箇所	<u>23,429</u>	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸 12箇所</td> <td>百万円 45</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設(防火水槽) 42箇所</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設(防火水槽) 1箇所</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>都市防災総合推進事業</td> <td>市</td> <td>耐震性貯水槽 44箇所</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 <u>71</u>箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 <u>110</u>箇所</td> <td><u>22,654</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>488</u>箇所</td> <td><u>23,300</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45	地域用水環境整備事業	県	防火施設(防火水槽) 42箇所	220	中山間地域総合整備事業	県	防火施設(防火水槽) 1箇所	11	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>71</u> 箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 <u>110</u> 箇所	<u>22,654</u>	計		<u>488</u> 箇所	<u>23,300</u>
区分	内 容																																																																															
(略)	(略)																																																																															
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45																																																																												
	地域用水環境整備事業	県	防火施設(防火水槽) 42箇所	220																																																																												
	中山間地域総合整備事業	県	防火施設(防火水槽) 1箇所	11																																																																												
	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370																																																																												
	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>70</u> 箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 <u>108</u> 箇所	<u>22,783</u>																																																																												
	計		<u>485</u> 箇所	<u>23,429</u>																																																																												
区分	内 容																																																																															
(略)	(略)																																																																															
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45																																																																												
	地域用水環境整備事業	県	防火施設(防火水槽) 42箇所	220																																																																												
	中山間地域総合整備事業	県	防火施設(防火水槽) 1箇所	11																																																																												
	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370																																																																												
	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>71</u> 箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 <u>110</u> 箇所	<u>22,654</u>																																																																												
	計		<u>488</u> 箇所	<u>23,300</u>																																																																												
地震-48	<p>2 地域の防災構造化 (1) 避難地の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>港湾環境整備事業</td> <td>県</td> <td>1箇所 1.90ha</td> <td>百万円 378</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td><u>3</u>箇所 <u>4.52</u>ha</td> <td><u>746</u></td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>1箇所 1.05ha</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>都市再生整備計画事業</td> <td>市町</td> <td>2箇所 0.89ha</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>7</u>箇所 <u>8.36</u>ha</td> <td><u>1,206</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378	都市公園事業	市	<u>3</u> 箇所 <u>4.52</u> ha	<u>746</u>	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69	計		<u>7</u> 箇所 <u>8.36</u> ha	<u>1,206</u>	<p>2 地域の防災構造化 (1) 避難地の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>港湾環境整備事業</td> <td>県</td> <td>1箇所 1.90ha</td> <td>百万円 378</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td><u>7</u>箇所 <u>6.19</u>ha</td> <td><u>765</u></td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>1箇所 1.05ha</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>都市再生整備計画事業</td> <td>市町</td> <td>2箇所 0.89ha</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>11</u>箇所 <u>10.03</u>ha</td> <td><u>1,225</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378	都市公園事業	市	<u>7</u> 箇所 <u>6.19</u> ha	<u>765</u>	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69	計		<u>11</u> 箇所 <u>10.03</u> ha	<u>1,225</u>								
区分	内 容																																																																															
(略)	(略)																																																																															
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378																																																																												
	都市公園事業	市	<u>3</u> 箇所 <u>4.52</u> ha	<u>746</u>																																																																												
	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13																																																																												
	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69																																																																												
	計		<u>7</u> 箇所 <u>8.36</u> ha	<u>1,206</u>																																																																												
区分	内 容																																																																															
(略)	(略)																																																																															
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378																																																																												
	都市公園事業	市	<u>7</u> 箇所 <u>6.19</u> ha	<u>765</u>																																																																												
	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13																																																																												
	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69																																																																												
	計		<u>11</u> 箇所 <u>10.03</u> ha	<u>1,225</u>																																																																												

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																
地震-49	<p>(略)</p> <p>3 緊急輸送路の整備</p> <p>(1) 道路の整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>(略) ・<u>多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送路として必要な農道の整備を図る。</u></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路事業</td> <td>県</td> <td>道路改築 6箇所 4,600m</td> <td>百万円 2,490</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>道路改築 <u>4箇所 2,010m</u></td> <td><u>6,596</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>10箇所 6,610m</u></td> <td><u>9,086</u></td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> <td>県・政令市</td> <td>街路 3箇所 1,370m</td> <td>2,027</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 2,840m</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>14箇所 10,820m</u></td> <td><u>11,847</u></td> </tr> </table>	区分	内容	(略)	(略)	整備の水準	(略) ・ <u>多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送路として必要な農道の整備を図る。</u>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	道路改築 6箇所 4,600m	百万円 2,490	政令市	道路改築 <u>4箇所 2,010m</u>	<u>6,596</u>	小計	<u>10箇所 6,610m</u>	<u>9,086</u>	街路事業	県・政令市	街路 3箇所 1,370m	2,027	農業農村整備事業	県	農道 1箇所 2,840m	734	計		<u>14箇所 10,820m</u>	<u>11,847</u>	<p>(略)</p> <p>3 緊急輸送路の整備</p> <p>(1) 道路の整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>(略) ・<u>緊急輸送路に指定された都市計画道路、緊急時に迂回路としての効果が見込める農道の整備を図る。</u></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路事業</td> <td>県</td> <td>道路改築 6箇所 4,600m</td> <td>百万円 2,490</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>道路改築 <u>6箇所 4,480m</u></td> <td><u>14,245</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>12箇所 9,080m</u></td> <td><u>16,735</u></td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> <td>県・政令市</td> <td>街路 3箇所 1,370m</td> <td>2,027</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 2,840m</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>16箇所 13,290m</u></td> <td><u>19,496</u></td> </tr> </table>	区分	内容	(略)	(略)	整備の水準	(略) ・ <u>緊急輸送路に指定された都市計画道路、緊急時に迂回路としての効果が見込める農道の整備を図る。</u>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	道路改築 6箇所 4,600m	百万円 2,490	政令市	道路改築 <u>6箇所 4,480m</u>	<u>14,245</u>	小計	<u>12箇所 9,080m</u>	<u>16,735</u>	街路事業	県・政令市	街路 3箇所 1,370m	2,027	農業農村整備事業	県	農道 1箇所 2,840m	734	計		<u>16箇所 13,290m</u>	<u>19,496</u>
	区分	内容																																																																
(略)	(略)																																																																	
整備の水準	(略) ・ <u>多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送路として必要な農道の整備を図る。</u>																																																																	
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																															
道路事業	県	道路改築 6箇所 4,600m	百万円 2,490																																																															
	政令市	道路改築 <u>4箇所 2,010m</u>	<u>6,596</u>																																																															
	小計	<u>10箇所 6,610m</u>	<u>9,086</u>																																																															
街路事業	県・政令市	街路 3箇所 1,370m	2,027																																																															
農業農村整備事業	県	農道 1箇所 2,840m	734																																																															
計		<u>14箇所 10,820m</u>	<u>11,847</u>																																																															
区分	内容																																																																	
(略)	(略)																																																																	
整備の水準	(略) ・ <u>緊急輸送路に指定された都市計画道路、緊急時に迂回路としての効果が見込める農道の整備を図る。</u>																																																																	
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																															
道路事業	県	道路改築 6箇所 4,600m	百万円 2,490																																																															
	政令市	道路改築 <u>6箇所 4,480m</u>	<u>14,245</u>																																																															
	小計	<u>12箇所 9,080m</u>	<u>16,735</u>																																																															
街路事業	県・政令市	街路 3箇所 1,370m	2,027																																																															
農業農村整備事業	県	農道 1箇所 2,840m	734																																																															
計		<u>16箇所 13,290m</u>	<u>19,496</u>																																																															
地震-50	<p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) 交通管制施設の整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、<u>緊急輸送道路1次ルート</u>を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	内容	(略)	(略)	整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、 <u>緊急輸送道路1次ルート</u> を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。	(略)	(略)	<p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) 交通管制施設の整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、<u>第1次緊急輸送路</u>を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	内容	(略)	(略)	整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、 <u>第1次緊急輸送路</u> を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。	(略)	(略)																																																
区分	内容																																																																	
(略)	(略)																																																																	
整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、 <u>緊急輸送道路1次ルート</u> を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。																																																																	
(略)	(略)																																																																	
区分	内容																																																																	
(略)	(略)																																																																	
整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、 <u>第1次緊急輸送路</u> を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。																																																																	
(略)	(略)																																																																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																										
	<p>4 防災上重要な建物の整備 (略) (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="365 321 1534 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 321 507 369">区 分</th> <th colspan="3" data-bbox="507 321 1534 369">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 369 507 506">事業の目的</td> <td colspan="3" data-bbox="507 369 1534 506">園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 506 507 596">整備の水準</td> <td colspan="3" data-bbox="507 506 1534 596">公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 596 507 865" rowspan="4">事業 総括表</td> <td data-bbox="507 596 842 653">事業名</td> <td data-bbox="842 596 985 653">事業主体</td> <td data-bbox="985 596 1534 653">事業概要</td> <td data-bbox="1288 596 1534 653">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 653 842 726">公立学校施設整備事業</td> <td data-bbox="842 653 985 726">市町</td> <td data-bbox="985 653 1288 726">72校（校舎 56棟 屋内運動場 34棟）</td> <td data-bbox="1288 653 1534 726">百万円 10,716</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 726 842 800">公立幼稚園施設整備事業</td> <td data-bbox="842 726 985 800">市町</td> <td data-bbox="985 726 1288 800">15園（園舎 16棟）</td> <td data-bbox="1288 726 1534 800">3,237</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 800 842 865">計</td> <td data-bbox="842 800 985 865"></td> <td data-bbox="985 800 1288 865">87校・園（106棟）</td> <td data-bbox="1288 800 1534 865">13,953</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容			事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。			整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	72校（校舎 56棟 屋内運動場 34棟）	百万円 10,716	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16棟）	3,237	計		87校・園（106棟）	13,953	<p>4 防災上重要な建物の整備 (略) (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1617 321 2786 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 321 1760 369">区 分</th> <th colspan="3" data-bbox="1760 321 2786 369">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 369 1760 506">事業の目的</td> <td colspan="3" data-bbox="1760 369 2786 506">園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 506 1760 596">整備の水準</td> <td colspan="3" data-bbox="1760 506 2786 596">公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 596 1760 865" rowspan="4">事業 総括表</td> <td data-bbox="1760 596 2095 653">事業名</td> <td data-bbox="2095 596 2237 653">事業主体</td> <td data-bbox="2237 596 2540 653">事業概要</td> <td data-bbox="2540 596 2786 653">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 653 2095 726">公立学校施設整備事業</td> <td data-bbox="2095 653 2237 726">市町</td> <td data-bbox="2237 653 2540 726">78校（校舎 54棟 屋内運動場 42棟）</td> <td data-bbox="2540 653 2786 726">百万円 11,188</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 726 2095 800">公立幼稚園施設整備事業</td> <td data-bbox="2095 726 2237 800">市町</td> <td data-bbox="2237 726 2540 800">15園（園舎 16棟）</td> <td data-bbox="2540 726 2786 800">3,247</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 800 2095 865">計</td> <td data-bbox="2095 800 2237 865"></td> <td data-bbox="2237 800 2540 865">93校・園（112棟）</td> <td data-bbox="2540 800 2786 865">14,435</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容			事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。			整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 54棟 屋内運動場 42棟）	百万円 11,188	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16棟）	3,247	計		93校・園（112棟）	14,435
区 分	内 容																																																											
事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。																																																											
整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。																																																											
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																								
	公立学校施設整備事業	市町	72校（校舎 56棟 屋内運動場 34棟）	百万円 10,716																																																								
	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16棟）	3,237																																																								
	計		87校・園（106棟）	13,953																																																								
区 分	内 容																																																											
事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。																																																											
整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。																																																											
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																								
	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 54棟 屋内運動場 42棟）	百万円 11,188																																																								
	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16棟）	3,247																																																								
	計		93校・園（112棟）	14,435																																																								

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧						新								
	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)						地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)								
地震-54	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				
				国	県	市町	その他				国	県	市町	その他	
避難地	一次避難地(都市公園)		746			746		一次避難地(都市公園)		765			765		
		一次避難地(区画整理)	82			69	13		一次避難地(区画整理)	82			69	13	
避難路	港湾避難地		378		378			港湾避難地		378		378			
		農道等	1,840		1,840				農道等	1,840		1,840			
消防用施設	区画整理等		5,677		5,433	244		区画整理等		5,677		5,433	244		
		河川施設	45		45				河川施設	45		45			
消防活動用道路	農業用水施設		231		231			農業用水施設		231		231			
		耐震性貯水槽	370		370				耐震性貯水槽	370		370			
緊急輸送路	消防施設		22,783		20,243	2,540		消防施設		22,654		20,114	2,540		
		区画整理等	388		360	28			区画整理等	388		360	28		
共同溝等	農道		734		734			農道		734		734			
		道路	9,086		2,490	6,596			道路	16,735		2,490	14,245		
公立幼稚園・小中学校	街路		2,027		1,869			街路		2,027		1,869			
		漁港	130		130				漁港	130		130			
津波対策	交通管制施設		89		89			交通管制施設		89		89			
		道路	9,147		2,280	6,867			道路	9,147		2,280	6,867		
土砂災害対策	街路		3,779		3,587			街路		3,779		3,587			
		区画整理等	4,178		4,178				区画整理等	4,178		4,178			
地域防災拠点施	校舎		5,387		5,387			校舎		5,373		5,373			
		屋内運動場	5,329		5,329				屋内運動場	5,815		5,815			
防災行政無線	園舎		3,237		3,237			園舎		3,247		3,247			
		水産庁所管海岸	345		345				水産庁所管海岸	345		345			
水、自家発電設備等	国土交通省港湾局所管海岸		979		979			国土交通省港湾局所管海岸		979		979			
		国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660				国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660			
備蓄倉庫	砂防設備		3,250		3,250			砂防設備		3,250		3,250			
		ため池	480		480				ため池	480		480			
応急救護設備	防災拠点施設		3,298		3,298			防災拠点施設		3,298		3,298			
		防災無線通信設備	1,971		1,971				防災無線通信設備	1,971		1,971			
老朽住宅密集対策	配水池		394		394			配水池		394		394			
		公立学校プール	222		222				公立学校プール	222		222			
合計	給水車		10		10			給水車		10		10			
		備蓄倉庫	210		210				備蓄倉庫	390		390			
合計	震災初動資機材		1		1			震災初動資機材		1		1			
		区画整理等	6,342		6,342				区画整理等	6,342		6,342			
合計			93,825		14,281	76,719	2,825	合計			102,026		14,281	84,920	2,825

注 この表は、平成26年3月27日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

注 この表は、平成27年3月20日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																												
地震-56	第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む） （略） 第1節 防災関係機関の活動 （略） 「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」中、 「 <u>地域</u> 危機管理局」	第4章 地震防災応急対策（ <u>発災前の対策及び</u> 津波対策を含む） （略） 第1節 防災関係機関の活動 （略） 「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」中、 「危機管理局 <u>等</u> 」																												
地震-57	「静岡県地震災害警戒本部編成図」中、 「 <u>対策グループ</u> 」 「 <u>情報グループ</u> 」 「 <u>現地航空係</u> 」  「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」中、 「方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局長）」 「副方面本部長（ <u>地域</u> 危機管理局副局長等）」 「地域 <u>支援</u> 局長」	「静岡県地震災害警戒本部編成図」中、 「 <u>対策班</u> 」 「 <u>情報班</u> 」 「 <u>空港現地運用班・現地航空係</u> 」  「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」中、 「方面本部長（ <u>賀茂振興局長</u> 、危機管理局長）」 「副方面本部長（危機管理局副局長等）」 「地域 <u>政策</u> 局長」																												
地震-58	「東海地震注意情報に関する対策会議」中 「教育委員会 <u>参事</u> 兼教育総務課長」 （略） 3 防災関係機関 （略） (2) 指定公共機関	「東海地震注意情報に関する対策会議」中 「教育委員会 <u>理事</u> 兼教育総務課長」 （略） 3 防災関係機関 （略） (2) 指定公共機関																												
地震-62	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>東海支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社		(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 <u>NTT ドコモ</u>東海支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u></td> <td><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社		(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	<u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>
機関名	処理すべき事務又は業務																													
(略)	(略)																													
(略)	(略)																													
株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社																														
(略)	(略)																													
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)																													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																													
機関名	処理すべき事務又は業務																													
(略)	(略)																													
(略)	(略)																													
株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社																														
(略)	(略)																													
KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)																													
<u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>																													
	第9～14節 （略）	第9～14節 （略）																												

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
地震-92	<p>第5章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="320 485 1525 982"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 485 468 533">区分</th> <th data-bbox="468 485 1525 533">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 533 468 581">(略)</td> <td data-bbox="468 533 1525 581">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 581 468 982"><u>防災会議の開催等</u></td> <td data-bbox="468 581 1525 982"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。</li> <li>・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。</li> <li>・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>防災会議の開催等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。</li> <li>・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。</li> <li>・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。</li> </ul>	<p>第5章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="1576 485 2781 982"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 485 1724 533">区分</th> <th data-bbox="1724 485 2781 533">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 533 1724 581">(略)</td> <td data-bbox="1724 533 2781 581">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 581 1724 982"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1724 581 2781 982"><u>(削除【災害対策基本法改正に伴い、防災会議の所掌事務から緊急措置の実施推進や災害発生時の情報収集が削除されたため】)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除【災害対策基本法改正に伴い、防災会議の所掌事務から緊急措置の実施推進や災害発生時の情報収集が削除されたため】)</u>
区分	内容													
(略)	(略)													
<u>防災会議の開催等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。</li> <li>・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。</li> <li>・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。</li> </ul>													
区分	内容													
(略)	(略)													
<u>(削除)</u>	<u>(削除【災害対策基本法改正に伴い、防災会議の所掌事務から緊急措置の実施推進や災害発生時の情報収集が削除されたため】)</u>													
地震-93	<p>事前配備体制の表中、 「必要な危機管理局」 (略)</p> <p>※1 賀茂<u>危機管理局</u>については、賀茂方面本部指令班員のうち、<u>賀茂地域支援局及び</u>下田財務事務所職員を含む。</p> <p>※2 必要により、<u>地域</u>危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>&lt;県対策会議図&gt;中 「教育委員会<u>教育次長</u>」  (略)</p>	<p>事前配備体制の表中、 「必要な危機管理局<u>等</u>」 (略)</p> <p>※1 賀茂<u>振興局</u>については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。</p> <p>※2 必要により、危機管理局<u>等</u>は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>&lt;県対策会議図&gt;中 「教育委員会<u>理事兼教育総務課長</u>」</p>												



静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																				
地震-95	3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関	3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア施設対策等</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td>(ア)～(オ) (略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。  ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる装置	(略)	(略)	国土交通省関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア施設対策等	国土交通省中部地方整備局	(ア)～(オ) (略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。  ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア施設対策等</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td>(ア)～(オ) (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部等の指示により</u>、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。  ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる装置	(略)	(略)	国土交通省関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア施設対策等	国土交通省中部地方整備局	(ア)～(オ) (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部等の指示により</u> 、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。  ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報	(略)	(略)																
	機関名	災害応急対策として講ずる装置																																				
	(略)	(略)																																				
国土交通省関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア施設対策等																																					
国土交通省中部地方整備局	(ア)～(オ) (略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。  ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報																																					
(略)	(略)																																					
機関名	災害応急対策として講ずる装置																																					
(略)	(略)																																					
国土交通省関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア施設対策等																																					
国土交通省中部地方整備局	(ア)～(オ) (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部等の指示により</u> 、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。  ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報																																					
(略)	(略)																																					
地震-96	(2) 指定地方公共機関	(2) 指定地方公共機関																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td>緊急輸送車両の確保及び運行</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社</td> <td>ア地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社		日本通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	(略)	(略)	KDDI 株式会社	ア地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ重要な通信を確保するために必要な措置の実施	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 <u>NTT</u> <u>ドコモ</u> 東海支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u></td> <td>緊急輸送車両の確保及び運行</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>ア地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u></td> <td><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 <u>NTT</u> <u>ドコモ</u> 東海支社		日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	緊急輸送車両の確保及び運行	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	ア地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ重要な通信を確保するために必要な措置の実施	<u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>	(略)	(略)
	機関名	災害応急対策として講ずる措置																																				
	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
	株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社																																					
	日本通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行																																				
(略)	(略)																																					
KDDI 株式会社	ア地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ重要な通信を確保するために必要な措置の実施																																					
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																					
(略)	(略)																																					
機関名	災害応急対策として講ずる措置																																					
(略)	(略)																																					
(略)	(略)																																					
株式会社 <u>NTT</u> <u>ドコモ</u> 東海支社																																						
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	緊急輸送車両の確保及び運行																																					
(略)	(略)																																					
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	ア地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ重要な通信を確保するために必要な措置の実施																																					
<u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>																																					
(略)	(略)																																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																								
地震-98	第2、3節 (略)  第4節 緊急輸送活動 (略) (2) 海上輸送体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送手段の確保</td> <td>                             ・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。                              なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。                              ア 県有船舶                              イ 海上自衛隊の艦艇                              ウ 海上保安庁の船艇                              エ 民間船舶及び漁船  <u>(追加)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	輸送手段の確保	・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 ウ 海上保安庁の船艇 エ 民間船舶及び漁船 <u>(追加)</u>	(略)	(略)	第2、3節 (略)  第4節 緊急輸送活動 (略) (2) 海上輸送体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送手段の確保</td> <td>                             ・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。                              なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。                              ア 県有船舶                              イ 海上自衛隊の艦艇                              ウ 海上保安庁の船艇                              エ <u>その他官公庁船</u>                              オ 民間船舶及び漁船                         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	輸送手段の確保	・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 ウ 海上保安庁の船艇 エ <u>その他官公庁船</u> オ 民間船舶及び漁船	(略)	(略)																																								
	区 分	内 容																																																								
(略)	(略)																																																									
輸送手段の確保	・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 ウ 海上保安庁の船艇 エ 民間船舶及び漁船 <u>(追加)</u>																																																									
(略)	(略)																																																									
区 分	内 容																																																									
(略)	(略)																																																									
輸送手段の確保	・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 ウ 海上保安庁の船艇 エ <u>その他官公庁船</u> オ 民間船舶及び漁船																																																									
(略)	(略)																																																									
地震-103	(略)  第5節 広域応援活動 (略) 2 自衛隊の支援 (略) (2) 自衛隊との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">情報 交換</td> <td rowspan="2">機関名</td> <td rowspan="2">電話番号</td> <td colspan="2">県防災行政無線</td> </tr> <tr> <td>音声</td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td>0550-8-1310</td> <td>地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000</td> <td>地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-<u>9100</u> 8001</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>046-822-<u>3522</u> (直通) <u>046-823-1009</u> (夜間)</td> <td>衛星系 8-156-<u>9106</u></td> <td>衛星系 8-156-<u>9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-153-900<u>0</u> 衛星系 8-153-900<u>0</u></td> <td>地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				情報 交換	機関名	電話番号	県防災行政無線		音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150- <u>9100</u> 8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <u>3522</u> (直通) <u>046-823-1009</u> (夜間)	衛星系 8-156- <u>9106</u>	衛星系 8-156- <u>9100</u>	航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <u>0</u> 衛星系 8-153-900 <u>0</u>	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001	(略)	(略)	(略)		(略)  第5節 広域応援活動 (略) 2 自衛隊の支援 (略) (2) 自衛隊との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">情報 交換</td> <td rowspan="2">機関名</td> <td rowspan="2">電話番号</td> <td colspan="2">県防災行政無線</td> </tr> <tr> <td>音声</td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td>0550-8-1310</td> <td>地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000</td> <td>地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>046-822-<u>3500</u></td> <td>衛星系 8-156-<u>9001</u></td> <td>衛星系 8-156-<u>8001</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-153-900<u>1</u> 衛星系 8-153-900<u>1</u></td> <td>地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				情報 交換	機関名	電話番号	県防災行政無線		音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <u>3500</u>	衛星系 8-156- <u>9001</u>	衛星系 8-156- <u>8001</u>	航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <u>1</u> 衛星系 8-153-900 <u>1</u>	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001	(略)	(略)	(略)	
区分	内 容																																																									
情報 交換	機関名	電話番号	県防災行政無線																																																							
			音声	FAX																																																						
	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150- <u>9100</u> 8001																																																						
	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <u>3522</u> (直通) <u>046-823-1009</u> (夜間)	衛星系 8-156- <u>9106</u>	衛星系 8-156- <u>9100</u>																																																						
	航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <u>0</u> 衛星系 8-153-900 <u>0</u>	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001																																																						
(略)	(略)	(略)																																																								
区分	内 容																																																									
情報 交換	機関名	電話番号	県防災行政無線																																																							
			音声	FAX																																																						
	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001																																																						
	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <u>3500</u>	衛星系 8-156- <u>9001</u>	衛星系 8-156- <u>8001</u>																																																						
	航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <u>1</u> 衛星系 8-153-900 <u>1</u>	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001																																																						
(略)	(略)	(略)																																																								

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
地震-109	<p>第6節（略）                      第7節 避難活動                      （略）                      1 避難対策                      （略）                      (5) 避難方法等</p> <table border="1" data-bbox="320 485 1525 894"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>避難方法</td> <td>                             災害の状況により異なるが原則として次により避難する。                              要避難地区で避難を要する場合                              （略）                              任意避難地区で避難を要する場合                              住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。                         </td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	（略）	（略）	避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 （略） 任意避難地区で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。	（略）	（略）	<p>第6節（略）                      第7節 避難活動                      （略）                      1 避難対策                      （略）                      (5) 避難方法等</p> <table border="1" data-bbox="1576 485 2781 894"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>避難方法</td> <td>                             災害の状況により異なるが原則として次により避難する。                              要避難地区で避難を要する場合                              （略）                              その他の区域で避難を要する場合                              住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。                         </td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	（略）	（略）	避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 （略） その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。	（略）	（略）
	区分	内容																
（略）	（略）																	
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 （略） 任意避難地区で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。																	
（略）	（略）																	
区分	内容																	
（略）	（略）																	
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 （略） その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。																	
（略）	（略）																	
第8節（略）	第8節（略）																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新					
地震-111	<p>第9節 交通の確保対策 (略)</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1) 自動車運転者のとるべき措置</p> <table border="1" data-bbox="317 380 1525 1320"> <thead> <tr> <th data-bbox="317 380 495 426">区分</th> <th data-bbox="495 380 1525 426">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="317 426 495 472">(略)</td> <td data-bbox="495 426 1525 472">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 472 495 1320">地震が発生したとき</td> <td data-bbox="495 472 1525 1320"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。</li> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	地震が発生したとき	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。</li> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul>
区分	内容						
(略)	(略)						
地震が発生したとき	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。</li> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul>						
	<p>第9節 交通の確保対策 (略)</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1) 自動車運転者のとるべき措置</p> <table border="1" data-bbox="1573 380 2781 1320"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 380 1751 426">区分</th> <th data-bbox="1751 380 2781 426">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 426 1751 472">(略)</td> <td data-bbox="1751 426 2781 472">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 472 1751 1320">地震が発生したとき</td> <td data-bbox="1751 472 2781 1320"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。<u>なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</u></li> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内 <u>又は指定道路区間</u>において、警察官 <u>又は道路管理者</u>の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官 <u>又は道路管理者</u>の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官 <u>又は道路管理者</u>が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	地震が発生したとき	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。<u>なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</u></li> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内 <u>又は指定道路区間</u>において、警察官 <u>又は道路管理者</u>の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官 <u>又は道路管理者</u>の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官 <u>又は道路管理者</u>が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul>
区分	内容						
(略)	(略)						
地震が発生したとき	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。<u>なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</u></li> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内 <u>又は指定道路区間</u>において、警察官 <u>又は道路管理者</u>の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官 <u>又は道路管理者</u>の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官 <u>又は道路管理者</u>が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul>						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																				
地震-112	<p>(2) 県、県公安委員会（県警察）、道路管理者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>道路交</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通確保 の措置</td> <td>警察官 の措置 命令</td> <td> <p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ <u>ア及びイを</u>、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ <u>ア及びイを</u>、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(略)	(略)		道路交	(略)	(略)	通確保 の措置	警察官 の措置 命令	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ <u>ア及びイを</u>、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ <u>ア及びイを</u>、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p><u>(追加)</u></p>		(略)	(略)		(略)	(略)	<p>(2) 県、県公安委員会（県警察）、道路管理者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>道路交</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通確保 の措置</td> <td>警察官 の措置 命令等</td> <td> <p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、<u>通行禁止区域等において</u>、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>ア及びイに定める</u>必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、<u>通行禁止区域等において</u>、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>ア及びイに定める</u>必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p><u>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(略)	(略)		道路交	(略)	(略)	通確保 の措置	警察官 の措置 命令等	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、<u>通行禁止区域等において</u>、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>ア及びイに定める</u>必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、<u>通行禁止区域等において</u>、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>ア及びイに定める</u>必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p><u>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</u></p>		(略)	(略)		(略)	(略)
区分	内容																																					
(略)	(略)																																					
道路交	(略)	(略)																																				
通確保 の措置	警察官 の措置 命令	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ <u>ア及びイを</u>、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ <u>ア及びイを</u>、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p><u>(追加)</u></p>																																				
	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
区分	内容																																					
(略)	(略)																																					
道路交	(略)	(略)																																				
通確保 の措置	警察官 の措置 命令等	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、<u>通行禁止区域等において</u>、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>ア及びイに定める</u>必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、<u>通行禁止区域等において</u>、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>ア及びイに定める</u>必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p><u>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</u></p>																																				
	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
地震-113	<p>2 海上交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上交通確保 の措置</td> <td> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ<u>検測</u>を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	海上交通確保 の措置	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ<u>検測</u>を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	(略)	(略)	<p>2 海上交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上交通確保 の措置</td> <td> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ<u>調査</u>を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	海上交通確保 の措置	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ<u>調査</u>を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	(略)	(略)																				
区分	内容																																					
(略)	(略)																																					
海上交通確保 の措置	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ<u>検測</u>を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>																																					
(略)	(略)																																					
区分	内容																																					
(略)	(略)																																					
海上交通確保 の措置	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ<u>調査</u>を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>																																					
(略)	(略)																																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
地震-114	第10節 地域への救援活動 (略) 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (略)	第10節 地域への救援活動 (略) 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (略)																
	<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を <u>あらかじめ定められた配分基準により</u>、速やかに市町を通じ被災者に配分する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を <u>あらかじめ定められた配分基準により</u> 、速やかに市町を通じ被災者に配分する。	(略)		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を <u>被災者のニーズに応じて</u>、速やかに市町を通じ被災者に配分する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を <u>被災者のニーズに応じて</u> 、速やかに市町を通じ被災者に配分する。	(略)	
	実施主体	内容																
	(略)	(略)																
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を <u>あらかじめ定められた配分基準により</u> 、速やかに市町を通じ被災者に配分する。																	
(略)																		
実施主体	内容																	
(略)	(略)																	
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を <u>被災者のニーズに応じて</u> 、速やかに市町を通じ被災者に配分する。																	
(略)																		
2, 3 (略)	2, 3 (略)																	
地震-115	4 医療救護活動 (1) 基本方針 ア、イ (略) ウ 県は、県内での <u>対応</u> が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。 エ～ク (略)	4 医療救護活動 (1) 基本方針 ア、イ (略) ウ 県は、県内での <u>治療</u> が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。 エ～ク (略)																
	(2) (3) (略)	(2) (3) (略)																
	(4) 日本赤十字社静岡県支部の活動	(4) 日本赤十字社静岡県支部の活動																
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>医療救護班の派遣</td> <td>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の <u>処理</u> 等の応援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	内容	医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の <u>処理</u> 等の応援を行う。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>医療救護班の派遣</td> <td>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の <u>措置</u> 等の応援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	内容	医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の <u>措置</u> 等の応援を行う。	(略)	(略)				
区分	内容																	
医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の <u>処理</u> 等の応援を行う。																	
(略)	(略)																	
区分	内容																	
医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の <u>措置</u> 等の応援を行う。																	
(略)	(略)																	
地震-117	5 し尿処理 基本方針 し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）</u> に従って迅速・適正に処理する。 (略)	5 し尿処理 基本方針 し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」</u> に従って迅速・適正に処理する。 (略)																
	6 廃棄物（生活系）処理 基本方針 生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）</u> に従って迅速・適正に処理する。	6 廃棄物（生活系）処理 基本方針 生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」</u> に従って迅速・適正に処理する。																
	地震-118	地震-118																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
地震-128	(略)	(略)																
	7 災害廃棄物処理	7 災害廃棄物処理																
	基本方針 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を <u>マニュアル（静岡県がれき・残骸物処理マニュアル）</u> に従って迅速・適正に処理する。 (略)	基本方針 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「 <u>静岡県災害廃棄物処理計画</u> 」及び「 <u>震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル</u> 」に従って迅速・適正に処理する。 (略)																
	(略)	(略)																
	第11～13節 (略)	第11～13節 (略)																
	第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)	第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>東海支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 <u>NTT ドコモ</u>東海支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社	(略)	(略)	(略)
	区分	内容																
	(略)	(略)																
	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社	(略)																
(略)	(略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社	(略)																	
(略)	(略)																	
第15節 (略)	第15節 (略)																	
第6章 復旧・復興対策 (略)	第6章 復旧・復興対策 (略)																	
第1節 防災対策機関の活動 1～3 (略)	第1節 防災対策機関の活動 1～3 (略)																	
4 防災関係機関 (略)	4 防災関係機関 (略)																	
(1) 指定地方行政機関	(1) 指定地方行政機関																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働局</td> <td><u>ア 災害による離職状況の把握</u> <u>イ 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請</u> <u>ウ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)		厚生労働省静岡労働局	<u>ア 災害による離職状況の把握</u> <u>イ 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請</u> <u>ウ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働局</td> <td><u>ア</u> 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 <u>イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置</u> <u>ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)		厚生労働省静岡労働局	<u>ア</u> 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 <u>イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置</u> <u>ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）</u>	(略)	(略)	
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																	
(略)																		
厚生労働省静岡労働局	<u>ア 災害による離職状況の把握</u> <u>イ 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請</u> <u>ウ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化</u>																	
(略)	(略)																	
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																	
(略)																		
厚生労働省静岡労働局	<u>ア</u> 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 <u>イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置</u> <u>ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）</u>																	
(略)	(略)																	
地震-132																		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
地震-134	海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な措置	海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
地震-135	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関	
	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海支社		株式会社 NTT <u>ドコモ</u> 東海支社	
	日本通運株式会社 <u>(追加)</u>	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行	日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>
	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関	
	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
(略)	(略)	(略)	(略)	
公益社団法人日本栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	公益社団法人日本栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第2～5節 (略)		第2～5節 (略)		
第6節 (略)		第6節 (略)		
第6節 復旧事業の推進 (略)		第6節 復旧事業の推進 (略)		
2 基盤施設の復旧 (略)		2 基盤施設の復旧 (略)		



静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧			新		
地震-139	実施主体	内 容		実施主体	内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	市町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。	市町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
		復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。		復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>地籍調査の実施</u>	<u>平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第7～9節 (略)			第7～9節 (略)		

空 白

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																												
津波－1	<p>第1章 総則 （略）</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略）</p> <p>1 県 （1）～（5）（略） （6）<u>津波警報・注意報</u>、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>（略）</p> <p>2 市町 （1）～（5）（略） （6）<u>津波警報・注意報</u>、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>（略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>ア 災害予防 （ア）～（エ） （略）</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td><u>（オ）追加</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による<u>緊急輸送道路</u>の確保 （ウ）（エ）（略） （オ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	（略）	（略）	国土交通省	（略）	関東地方整備局	ア 災害予防 （ア）～（エ） （略）	中部地方整備局	<u>（オ）追加</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。		ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による <u>緊急輸送道路</u> の確保 （ウ）（エ）（略） （オ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（追加）</u>	（略）	（略）	<p>第1章 総則 （略）</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略）</p> <p>1 県 （1）～（5）（略） （6）<u>大津波警報、津波警報、津波注意報</u>、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 （略）</p> <p>2 市町 （1）～（5）（略） （6）<u>大津波警報、津波警報、津波注意報</u>、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 （略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>ア 災害予防 （ア）～（エ） （略）</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td><u>（オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う<u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による<u>緊急輸送路</u>の確保 （ウ）～（エ）（略） （オ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	（略）	（略）	国土交通省	（略）	関東地方整備局	ア 災害予防 （ア）～（エ） （略）	中部地方整備局	<u>（オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u>		ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による <u>緊急輸送路</u> の確保 （ウ）～（エ）（略） （オ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</u>	（略）	（略）
機関名	処理すべき事務又は業務																													
（略）	（略）																													
国土交通省	（略）																													
関東地方整備局	ア 災害予防 （ア）～（エ） （略）																													
中部地方整備局	<u>（オ）追加</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。																													
	ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による <u>緊急輸送道路</u> の確保 （ウ）（エ）（略） （オ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（追加）</u>																													
（略）	（略）																													
機関名	処理すべき事務又は業務																													
（略）	（略）																													
国土交通省	（略）																													
関東地方整備局	ア 災害予防 （ア）～（エ） （略）																													
中部地方整備局	<u>（オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</u> イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u>																													
	ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による <u>緊急輸送路</u> の確保 （ウ）～（エ）（略） （オ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</u>																													
（略）	（略）																													
津波－3																														

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																		
津波一4	2 指定公共機関 機関名 (略)	2 指定公共機関 機関名 (略)																		
津波一5	処理すべき事務又は業務 (略) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ モ東海支社	処理すべき事務又は業務 (略) 株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社																		
津波一8	(略) 第2節 (略) 第3節 予想される災害 (略) 1 第4次地震被害想定 ○試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。 <u>(追加)</u>	(略) 第2節 (略) 第3節 予想される災害 (略) 1 第4次地震被害想定 ○試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。 <u>なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。</u>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)) <u>(※1)</u></td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※2)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)) <u>(※1)</u>	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))</td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※) <u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) <u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))</u>
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)) <u>(※1)</u>																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※2)																		
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) <u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))</u>																		
	<p>※1 <u>南海トラフ巨大地震(内閣府(2012))の断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。</u></p> <p>※2 <u>相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2の地震・津波と位置付ける。</u></p>	<p>(削除【断層モデルが修正される可能性があるのは南海トラフに限らないため、上記に統合】)</p> <p>※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。</p>																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
津波-26	<p>注) 内閣府(2012): 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 第1～3節 (略) 第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○ 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を<u>ふまえ</u>つつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>(略)</p> <p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p>	<p>注) 内閣府(2012): 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)</p> <p><u>内閣府(2013): 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 第1～3節 (略) 第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○ 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を<u>踏まえ</u>つつ、<u>津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め</u>、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>(略)</p> <p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p>																
津波-28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡モデルの推進</td> <td>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	静岡モデルの推進	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡モデルの推進</td> <td>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。<u>整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	静岡モデルの推進	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。 <u>整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。</u>	(略)	(略)
区分	内容																	
(略)	(略)																	
静岡モデルの推進	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。																	
(略)	(略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
静岡モデルの推進	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。 <u>整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。</u>																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
津波－29	<p>第3章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 1 県</p> <table border="1" data-bbox="317 380 1525 875"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>防災会議の開催等</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。</li> <li>・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。</li> <li>・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>防災会議の開催等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。</li> <li>・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。</li> <li>・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。</li> </ul>	<p>第3章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 1 県</p> <table border="1" data-bbox="1573 380 2781 875"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
区分	内容													
(略)	(略)													
<u>防災会議の開催等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。</li> <li>・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。</li> <li>・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。</li> </ul>													
区分	内容													
(略)	(略)													
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>													
津波－30	<p>事前配備体制の表中、 「必要な危機管理局」 (略) ※1 賀茂<u>危機管理局</u>については、賀茂方面本部指令班員のうち、<u>賀茂地域支援局及び</u>下田財務事務所職員を含む。 ※2 必要により、<u>地域</u>危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p>	<p>事前配備体制の表中、 「必要な危機管理局<u>等</u>」 (略) ※1 賀茂<u>振興局</u>については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 ※2 必要により、危機管理局<u>等</u>は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p>												
津波－31	<p>&lt;県対策会議図&gt;中 「教育委員会<u>教育次長</u>」  (略)</p>	<p>&lt;県対策会議図&gt;中 「教育委員会<u>理事兼教育総務課長</u>」  (略)</p>												

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																
津波－33	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td> <p>(略)</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</p> <p><u>カ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p><u>キ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p><u>ク</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</p> <p><u>カ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p><u>キ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p><u>ク</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td> <p>(略)</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p><u>カ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p><u>キ</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア～エ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p><u>カ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p><u>キ</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>												
	機関名	処理すべき事務又は業務																																
(略)	(略)																																	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p>																																	
(略)	(略)																																	
海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</p> <p><u>カ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p><u>キ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p><u>ク</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>																																	
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う <u>とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</u></p> <p>(略)</p>																																	
(略)	(略)																																	
海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア～エ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ</u> 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p><u>カ</u> 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p><u>キ</u> 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>																																	
津波－34	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> <u>モ</u> 東海支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td>緊急通行車両の確保及び運行</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> <u>モ</u> 東海支社		日本通運株式会社	緊急通行車両の確保及び運行	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)		<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u></td> <td>緊急通行車両の確保及び運行</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人日本建設業連合会</u></td> <td><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社		日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	緊急通行車両の確保及び運行	KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	<u>一般社団法人日本建設業連合会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>	(略)	
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> <u>モ</u> 東海支社																																		
日本通運株式会社	緊急通行車両の確保及び運行																																	
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)																																	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																	
(略)																																		
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東海支社																																		
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	緊急通行車両の確保及び運行																																	
KDDI 株式会社 <u>(削除)</u> ソフトバンクモバイル株式会社	(略)																																	
<u>一般社団法人日本建設業連合会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>																																	
(略)																																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																																																								
津波－36	<p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>1 津波情報等の種類 (1)大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>○気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>○津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。</p> <p>○地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。</p> <p>○<u>予想される津波の高さを定性的な表現で発表した</u>場合は、地震発生からおおよそ15分程度で<u>正確な地震規模を確定し、その地震規模から</u>予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さの予想区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th><u>定性的表現での発表</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>沿岸市町一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域 危機 管理 局</th> <th colspan="6">沿岸・市町一覧表</th> <th>沿岸市町</th> <th>避難対象地区の指定してある市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>・下田市</td> <td>・<u>東伊豆町</u></td> <td>河津町</td> <td>・<u>南伊豆町</u></td> <td>・<u>松崎町</u></td> <td>・<u>西伊豆町</u></td> <td>6</td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>・沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>・<u>伊東市</u></td> <td>・富士市</td> <td>・<u>伊豆市</u></td> <td></td> <td>5</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>・静岡市</td> <td>・焼津市</td> <td>・<u>牧之原市</u></td> <td>・吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>・浜松市</td> <td>・磐田市</td> <td>・<u>掛川市</u></td> <td>袋井市</td> <td>・湖西市</td> <td>・御前崎市</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td><u>18</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 2 ・印<u>の</u>ある市町は、避難対象地区<u>の</u>指定してある市町</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	<u>定性的表現での発表</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地域 危機 管理 局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区の指定してある市町	賀茂	・下田市	・ <u>東伊豆町</u>	河津町	・ <u>南伊豆町</u>	・ <u>松崎町</u>	・ <u>西伊豆町</u>	6	<u>5</u>	東部	・沼津市	熱海市	・ <u>伊東市</u>	・富士市	・ <u>伊豆市</u>		5	<u>4</u>	中部	・静岡市	・焼津市	・ <u>牧之原市</u>	・吉田町			4	<u>4</u>	西部	・浜松市	・磐田市	・ <u>掛川市</u>	袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	5	計							21	<u>18</u>	<p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>1 津波情報等の種類 (1)大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>○気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>○津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。</p> <p>○地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。<u>この場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、</u>予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さの予想区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th><u>巨大地震の場合の発表</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>沿岸市町一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危機 管理 局等</th> <th colspan="6">沿岸・市町一覧表</th> <th>沿岸市町</th> <th>避難対象地区指定済の市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>・下田市</td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>松崎町</td> <td>西伊豆町</td> <td>6</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>・沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>・富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>・静岡市</td> <td>・焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>・吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>・浜松市</td> <td>・磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>・<u>袋井市</u></td> <td>・湖西市</td> <td>・御前崎市</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td><u>11</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 2 ・印<u>を付した</u>市町は、<u>第4次地震被害想定に基づく</u>避難対象地区<u>を</u>指定してある市町</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	<u>巨大地震の場合の発表</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	危機 管理 局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区指定済の市町	賀茂	・下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	<u>1</u>	東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	<u>2</u>	中部	・静岡市	・焼津市	牧之原市	・吉田町			4	<u>3</u>	西部	・浜松市	・磐田市	掛川市	・ <u>袋井市</u>	・湖西市	・御前崎市	6	5	計							21	<u>11</u>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																																																																																																		
		数値での発表	<u>定性的表現での発表</u>																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																					
地域 危機 管理 局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区の指定してある市町																																																																																																																																		
賀茂	・下田市	・ <u>東伊豆町</u>	河津町	・ <u>南伊豆町</u>	・ <u>松崎町</u>	・ <u>西伊豆町</u>	6	<u>5</u>																																																																																																																																		
東部	・沼津市	熱海市	・ <u>伊東市</u>	・富士市	・ <u>伊豆市</u>		5	<u>4</u>																																																																																																																																		
中部	・静岡市	・焼津市	・ <u>牧之原市</u>	・吉田町			4	<u>4</u>																																																																																																																																		
西部	・浜松市	・磐田市	・ <u>掛川市</u>	袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	5																																																																																																																																		
計							21	<u>18</u>																																																																																																																																		
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																																																																																																					
			数値での発表	<u>巨大地震の場合の発表</u>																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																					
危機 管理 局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区指定済の市町																																																																																																																																		
賀茂	・下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	<u>1</u>																																																																																																																																		
東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	<u>2</u>																																																																																																																																		
中部	・静岡市	・焼津市	牧之原市	・吉田町			4	<u>3</u>																																																																																																																																		
西部	・浜松市	・磐田市	掛川市	・ <u>袋井市</u>	・湖西市	・御前崎市	6	5																																																																																																																																		
計							21	<u>11</u>																																																																																																																																		
津波－41																																																																																																																																										



静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																												
津波-49	第4、5節 (略) 第6節 広域応援活動 (略) (2) 自衛隊との連絡	第4、5節 (略) 第6節 広域応援活動 (略) (2) 自衛隊との連絡																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="317 434 424 468">区分</th> <th data-bbox="424 434 1549 468">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="317 468 424 972" rowspan="5">情報 交換</td> <td data-bbox="424 468 1549 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 531 1549 856"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 539 703 625">機関名</th> <th data-bbox="703 539 958 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="958 539 1537 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="958 573 1243 625">音声</th> <th data-bbox="1243 573 1537 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 625 703 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="703 625 958 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="958 625 1243 720">地上系 5-150-900<del>2</del></td> <td data-bbox="1243 625 1537 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 720 703 856">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="703 720 958 856">046-822-<del>3522</del> (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td data-bbox="958 720 1243 856">衛星系 8-156-<del>9106</del></td> <td data-bbox="1243 720 1537 856">衛星系 8-156-<del>9100</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 856 703 972">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="703 856 958 972">053-472-1111</td> <td data-bbox="958 856 1243 972">地上系 5-153-900<del>0</del></td> <td data-bbox="1243 856 1537 972">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 972 424 1014">(略)</td> <td data-bbox="424 972 1549 1014">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 1014 424 1056">(略)</td> <td data-bbox="424 1014 1549 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1056 1561 1908">                     第7、8節                      (略)                 </td> <td data-bbox="1561 426 2816 972"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 434 1679 468">区分</th> <th data-bbox="1679 434 2804 468">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 468 1679 972" rowspan="5">情報 交換</td> <td data-bbox="1679 468 2804 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 531 2804 898"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 539 1958 625">機関名</th> <th data-bbox="1958 539 2214 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="2214 539 2792 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="2214 573 2499 625">音声</th> <th data-bbox="2499 573 2792 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 625 1958 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="1958 625 2214 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="2214 625 2499 720">地上系 5-150-900<del>0</del></td> <td data-bbox="2499 625 2792 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 720 1958 814">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1958 720 2214 814">046-822-<del>3500</del></td> <td data-bbox="2214 720 2499 814">衛星系 8-156-<del>9001</del></td> <td data-bbox="2499 720 2792 814">衛星系 8-156-<del>8001</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 814 1958 898">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="1958 814 2214 898">053-472-1111</td> <td data-bbox="2214 814 2499 898">地上系 5-153-900<del>1</del></td> <td data-bbox="2499 814 2792 898">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 972 1679 1014">(略)</td> <td data-bbox="1679 972 2804 1014">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1014 1679 1056">(略)</td> <td data-bbox="1679 1014 2804 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1056 2816 1908">                     第7、8節                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	区分	内容	情報 交換	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 539 703 625">機関名</th> <th data-bbox="703 539 958 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="958 539 1537 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="958 573 1243 625">音声</th> <th data-bbox="1243 573 1537 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 625 703 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="703 625 958 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="958 625 1243 720">地上系 5-150-900<del>2</del></td> <td data-bbox="1243 625 1537 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 720 703 856">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="703 720 958 856">046-822-<del>3522</del> (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td data-bbox="958 720 1243 856">衛星系 8-156-<del>9106</del></td> <td data-bbox="1243 720 1537 856">衛星系 8-156-<del>9100</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 856 703 972">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="703 856 958 972">053-472-1111</td> <td data-bbox="958 856 1243 972">地上系 5-153-900<del>0</del></td> <td data-bbox="1243 856 1537 972">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	県防災行政無線				音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>2</del>	地上系 5-150-8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3522</del> (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8-156- <del>9106</del>	衛星系 8-156- <del>9100</del>	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>0</del>	地上系 5-153-8001	(略)	(略)	(略)	(略)	第7、8節 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 434 1679 468">区分</th> <th data-bbox="1679 434 2804 468">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 468 1679 972" rowspan="5">情報 交換</td> <td data-bbox="1679 468 2804 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 531 2804 898"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 539 1958 625">機関名</th> <th data-bbox="1958 539 2214 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="2214 539 2792 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="2214 573 2499 625">音声</th> <th data-bbox="2499 573 2792 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 625 1958 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="1958 625 2214 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="2214 625 2499 720">地上系 5-150-900<del>0</del></td> <td data-bbox="2499 625 2792 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 720 1958 814">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1958 720 2214 814">046-822-<del>3500</del></td> <td data-bbox="2214 720 2499 814">衛星系 8-156-<del>9001</del></td> <td data-bbox="2499 720 2792 814">衛星系 8-156-<del>8001</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 814 1958 898">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="1958 814 2214 898">053-472-1111</td> <td data-bbox="2214 814 2499 898">地上系 5-153-900<del>1</del></td> <td data-bbox="2499 814 2792 898">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 972 1679 1014">(略)</td> <td data-bbox="1679 972 2804 1014">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1014 1679 1056">(略)</td> <td data-bbox="1679 1014 2804 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1056 2816 1908">                     第7、8節                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	情報 交換	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 539 1958 625">機関名</th> <th data-bbox="1958 539 2214 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="2214 539 2792 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="2214 573 2499 625">音声</th> <th data-bbox="2499 573 2792 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 625 1958 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="1958 625 2214 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="2214 625 2499 720">地上系 5-150-900<del>0</del></td> <td data-bbox="2499 625 2792 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 720 1958 814">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1958 720 2214 814">046-822-<del>3500</del></td> <td data-bbox="2214 720 2499 814">衛星系 8-156-<del>9001</del></td> <td data-bbox="2499 720 2792 814">衛星系 8-156-<del>8001</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 814 1958 898">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="1958 814 2214 898">053-472-1111</td> <td data-bbox="2214 814 2499 898">地上系 5-153-900<del>1</del></td> <td data-bbox="2499 814 2792 898">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	県防災行政無線				音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>0</del>	地上系 5-150-8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3500</del>	衛星系 8-156- <del>9001</del>	衛星系 8-156- <del>8001</del>	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>1</del>	地上系 5-153-8001	(略)	(略)	(略)	(略)	第7、8節 (略)
	区分	内容																																																												
	情報 交換	(略)																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 539 703 625">機関名</th> <th data-bbox="703 539 958 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="958 539 1537 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="958 573 1243 625">音声</th> <th data-bbox="1243 573 1537 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 625 703 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="703 625 958 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="958 625 1243 720">地上系 5-150-900<del>2</del></td> <td data-bbox="1243 625 1537 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 720 703 856">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="703 720 958 856">046-822-<del>3522</del> (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td data-bbox="958 720 1243 856">衛星系 8-156-<del>9106</del></td> <td data-bbox="1243 720 1537 856">衛星系 8-156-<del>9100</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 856 703 972">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="703 856 958 972">053-472-1111</td> <td data-bbox="958 856 1243 972">地上系 5-153-900<del>0</del></td> <td data-bbox="1243 856 1537 972">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		電話番号	県防災行政無線				音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>2</del>	地上系 5-150-8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3522</del> (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8-156- <del>9106</del>	衛星系 8-156- <del>9100</del>	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>0</del>	地上系 5-153-8001																																							
機関名		電話番号	県防災行政無線																																																											
		音声	FAX																																																											
陸上自衛隊第34普通科連隊第2科		0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>2</del>	地上系 5-150-8001																																																										
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3522</del> (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8-156- <del>9106</del>	衛星系 8-156- <del>9100</del>																																																											
航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>0</del>	地上系 5-153-8001																																																											
(略)	(略)																																																													
(略)	(略)																																																													
第7、8節 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 434 1679 468">区分</th> <th data-bbox="1679 434 2804 468">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 468 1679 972" rowspan="5">情報 交換</td> <td data-bbox="1679 468 2804 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 531 2804 898"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 539 1958 625">機関名</th> <th data-bbox="1958 539 2214 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="2214 539 2792 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="2214 573 2499 625">音声</th> <th data-bbox="2499 573 2792 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 625 1958 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="1958 625 2214 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="2214 625 2499 720">地上系 5-150-900<del>0</del></td> <td data-bbox="2499 625 2792 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 720 1958 814">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1958 720 2214 814">046-822-<del>3500</del></td> <td data-bbox="2214 720 2499 814">衛星系 8-156-<del>9001</del></td> <td data-bbox="2499 720 2792 814">衛星系 8-156-<del>8001</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 814 1958 898">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="1958 814 2214 898">053-472-1111</td> <td data-bbox="2214 814 2499 898">地上系 5-153-900<del>1</del></td> <td data-bbox="2499 814 2792 898">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 972 1679 1014">(略)</td> <td data-bbox="1679 972 2804 1014">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1014 1679 1056">(略)</td> <td data-bbox="1679 1014 2804 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1056 2816 1908">                     第7、8節                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	情報 交換	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 539 1958 625">機関名</th> <th data-bbox="1958 539 2214 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="2214 539 2792 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="2214 573 2499 625">音声</th> <th data-bbox="2499 573 2792 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 625 1958 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="1958 625 2214 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="2214 625 2499 720">地上系 5-150-900<del>0</del></td> <td data-bbox="2499 625 2792 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 720 1958 814">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1958 720 2214 814">046-822-<del>3500</del></td> <td data-bbox="2214 720 2499 814">衛星系 8-156-<del>9001</del></td> <td data-bbox="2499 720 2792 814">衛星系 8-156-<del>8001</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 814 1958 898">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="1958 814 2214 898">053-472-1111</td> <td data-bbox="2214 814 2499 898">地上系 5-153-900<del>1</del></td> <td data-bbox="2499 814 2792 898">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	県防災行政無線				音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>0</del>	地上系 5-150-8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3500</del>	衛星系 8-156- <del>9001</del>	衛星系 8-156- <del>8001</del>	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>1</del>	地上系 5-153-8001	(略)	(略)	(略)	(略)	第7、8節 (略)																															
区分	内容																																																													
情報 交換	(略)																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 539 1958 625">機関名</th> <th data-bbox="1958 539 2214 625">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="2214 539 2792 573">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="2214 573 2499 625">音声</th> <th data-bbox="2499 573 2792 625">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 625 1958 720">陸上自衛隊第34普通科連隊第2科</td> <td data-bbox="1958 625 2214 720">0550-8-1310</td> <td data-bbox="2214 625 2499 720">地上系 5-150-900<del>0</del></td> <td data-bbox="2499 625 2792 720">地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 720 1958 814">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1958 720 2214 814">046-822-<del>3500</del></td> <td data-bbox="2214 720 2499 814">衛星系 8-156-<del>9001</del></td> <td data-bbox="2499 720 2792 814">衛星系 8-156-<del>8001</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 814 1958 898">航空自衛隊第1航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="1958 814 2214 898">053-472-1111</td> <td data-bbox="2214 814 2499 898">地上系 5-153-900<del>1</del></td> <td data-bbox="2499 814 2792 898">地上系 5-153-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号		県防災行政無線				音声	FAX	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>0</del>	地上系 5-150-8001	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3500</del>	衛星系 8-156- <del>9001</del>	衛星系 8-156- <del>8001</del>	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>1</del>	地上系 5-153-8001																																								
	機関名	電話番号	県防災行政無線																																																											
			音声	FAX																																																										
	陸上自衛隊第34普通科連隊第2科	0550-8-1310	地上系 5-150-900 <del>0</del>	地上系 5-150-8001																																																										
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822- <del>3500</del>	衛星系 8-156- <del>9001</del>	衛星系 8-156- <del>8001</del>																																																											
航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-900 <del>1</del>	地上系 5-153-8001																																																											
(略)	(略)																																																													
(略)	(略)																																																													
第7、8節 (略)																																																														

空 白

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表(案)

ページ	旧	新																
風水害-3	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害 (略)</p> <p>○ 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～<u>9</u>月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害 (略)</p> <p>○ 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～<u>10</u>月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。</p>																
風水害-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 751 528 793">流域名</th> <th data-bbox="528 751 1549 793">流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 793 528 835">(略)</td> <td data-bbox="528 793 1549 835">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 835 528 1108">富士川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="528 835 1549 1108"> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1108 528 1150">(略)</td> <td data-bbox="528 1108 1549 1150">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	流域名	流域の状況	(略)	(略)	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 751 1780 793">流域名</th> <th data-bbox="1780 751 2804 793">流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 793 1780 835">(略)</td> <td data-bbox="1780 793 2804 835">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 835 1780 1108">富士川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="1780 835 2804 1108"> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> </ul> <p><u>・また、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1108 1780 1150">(略)</td> <td data-bbox="1780 1108 2804 1150">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	流域名	流域の状況	(略)	(略)	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> </ul> <p><u>・また、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。</u></p>	(略)	(略)
流域名	流域の状況																	
(略)	(略)																	
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>																	
(略)	(略)																	
流域名	流域の状況																	
(略)	(略)																	
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> </ul> <p><u>・また、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。</u></p>																	
(略)	(略)																	
風水害-5	<p>2 高潮・高波 (略)</p> <p>○ 季節的には8～<u>9</u>月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。</p> <p>3 土石流・地すべり</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,633</u>箇所、地すべり防止区域が185箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,195</u>箇所及び土砂災害警戒区域が <u>9,913</u>箇所（いずれも平成 <u>25</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>○ <u>これらの地域以外の斜面</u>（資料の巻Ⅱ4-2-6～4-2-8参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>(略)</p>	<p>2 高潮・高波 (略)</p> <p>○ 季節的には8～<u>10</u>月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。</p> <p>3 土石流・地すべり</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,642</u>箇所、地すべり防止区域が185箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,209</u>箇所及び土砂災害警戒区域が <u>11,626</u>箇所（いずれも平成 <u>26</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>○ <u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</u>（資料の巻Ⅱ4-2-6～4-2-8参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>(略)</p>																

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表(案)

ページ	旧	新								
風水害-7	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長 <u>2,862.3</u> km、要整備延長は <u>1,861.9</u> kmである。 (平成 <u>23年3月31日</u> 現在) これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長 <u>2,861.9</u> km、要整備延長は <u>1,886.7</u> kmである。 (平成 <u>26年4月1日</u> 現在) これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。 (略)</p>								
風水害-8	<p>第2節 海岸保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>2 海岸防災林造成事業</p> <p><u>○ 海岸に形成された砂浜の飛砂及び砂丘の移動によって農耕宅地に被害を及ぼしているのをこれを予防し、又は改善して林地あるいは農耕地として利用するために森林の造成及び防潮堤を作り、塩害又は高潮による被害の軽減を図る。</u>(事業については、第6節「治山災害防除計画」を参照)</p>	<p>第2節 海岸保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>2 海岸防災林造成事業</p> <p><u>○ 海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。</u>(事業については、第6節「治山災害防除計画」を参照)</p>								
風水害-9	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>本県における県営港湾及び県営漁港海岸保全事業の事業費は(参考資料)表 <u>5</u> のとおりである。 (略)</p> <p>第4節</p> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p>	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>本県における県営港湾及び県営漁港海岸保全事業の事業費は(参考資料)表 <u>3</u> のとおりである。 (略)</p> <p>第4節</p> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、<u>過去の土砂災害の事例から見て</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>・<u>市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して、必要に応じて避難勧告等を発令する。</u></li> <li>・<u>(追加)</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、<u>過去の土砂災害の事例から見て</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>・<u>市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して、必要に応じて避難勧告等を発令する。</u></li> <li>・<u>(追加)</u></li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、<u>県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>・<u>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</u></li> <li>・<u>市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。</u></li> <li>・<u>市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、<u>県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>・<u>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</u></li> <li>・<u>市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。</u></li> <li>・<u>市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気</u></li> </ul>
区分	内容									
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、<u>過去の土砂災害の事例から見て</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>・<u>市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して、必要に応じて避難勧告等を発令する。</u></li> <li>・<u>(追加)</u></li> </ul>									
区分	内容									
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、<u>県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>・<u>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</u></li> <li>・<u>市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。</u></li> <li>・<u>市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気</u></li> </ul>									

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表(案)

ページ	旧		新	
風水害-10				<p><u>象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等の確認・把握に努める。</u></p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	6 土砂災害防止法の施行		6 土砂災害防止法の施行	
	<p>区分</p> <p><u>土砂災害防止法の施行</u></p>	<p>内容</p> <p>・土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、<u>県等は土砂災害特別警戒区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制を行う。</u></p> <p>・<u>市町防災会議は、土砂災害警戒区域において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。</u></p> <p>・<u>土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>区分</p> <p><u>土砂災害警戒区域等の指定、公表</u></p> <p><u>土砂災害特別警戒区域における規制等</u></p> <p><u>市町防災計画</u></p>	<p>内容</p> <p>・<u>県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</u></p> <p>・<u>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。</u></p> <p>・<u>県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。</u></p> <p>・<u>県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</u></p> <p>・<u>市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>①<u>土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p>②<u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>③<u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>④<u>警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p>⑤<u>救助に関する事項</u></p> <p>⑥①～⑤に掲げるもののほか、<u>警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>・<u>市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表(案)

ページ	旧	新												
		<p><u>住民への周知</u> ・市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>・県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。</p> <p><u>避難勧告等の解除</u> ・市町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。</p>												
	<p>7 その他のソフト対策</p> <table border="1" data-bbox="320 905 1531 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害 <u>危険箇所</u> の周知</td> <td>・土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの <u>提供</u> 等を行い、土砂災害 <u>危険箇所</u> の周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>1 治山事業</p> <p>1 治山事業</p> <p>○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る <u>事業である</u>。</p> <p>○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表 <u>10</u> のとおりである。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（4-3-<u>3</u>～4-3-<u>4</u>）のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第7～8節 (略)</p>	区分	内容	土砂災害 <u>危険箇所</u> の周知	・土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの <u>提供</u> 等を行い、土砂災害 <u>危険箇所</u> の周知を図る。	(略)	(略)	<p>7 その他のソフト対策</p> <table border="1" data-bbox="1567 905 2778 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害 <u>警戒区域等</u> の周知</td> <td>・ <u>県は</u>、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・<u>土砂災害警戒区域マップ</u>・<u>土砂災害特別警戒区域マップ</u>の <u>公表</u> 等を行い、土砂災害 <u>警戒区域等</u> の周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>1 治山事業</p> <p>1 治山事業</p> <p>○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。</p> <p>○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表 <u>8</u> のとおりである。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（4-3-<u>2</u>～4-3-<u>3</u>）のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第7～8節 (略)</p>	区分	内容	土砂災害 <u>警戒区域等</u> の周知	・ <u>県は</u> 、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・ <u>土砂災害警戒区域マップ</u> ・ <u>土砂災害特別警戒区域マップ</u> の <u>公表</u> 等を行い、土砂災害 <u>警戒区域等</u> の周知を図る。	(略)	(略)
区分	内容													
土砂災害 <u>危険箇所</u> の周知	・土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの <u>提供</u> 等を行い、土砂災害 <u>危険箇所</u> の周知を図る。													
(略)	(略)													
区分	内容													
土砂災害 <u>警戒区域等</u> の周知	・ <u>県は</u> 、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・ <u>土砂災害警戒区域マップ</u> ・ <u>土砂災害特別警戒区域マップ</u> の <u>公表</u> 等を行い、土砂災害 <u>警戒区域等</u> の周知を図る。													
(略)	(略)													

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表(案)

ページ	旧	新																						
風水害-18	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 県災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」中、</p> <p>「教育委員会 <b>参事</b> 兼教育総務課長」</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 県災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」中、</p> <p>「教育委員会 <b>理事</b> 兼教育総務課長」</p>																						
風水害-21	<p>第2～5節</p> <p>(略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>○ 洪水予報の <b>発令</b> 基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2～5節</p> <p>(略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>○ 洪水予報の <b>発表</b> 基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。</p> <p>(略)</p>																						
風水害-22	<p>4 <b>避難判断水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報</p> <p>○ 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は <b>避難判断水位</b> (特別警戒水位) という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>○ <b>避難判断水位</b> (特別警戒水位) とは、はん濫注意水位 (警戒水位) を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。</p> <p>○ <b>避難判断水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。</p> <p>【国土交通大臣が行う <b>避難判断水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報】</p> <p>(略)</p> <p>【静岡県知事が行う <b>避難判断水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報】</p>	<p>4 <b>はん濫危険水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報</p> <p>○ 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は <b>はん濫危険水位</b> (特別警戒水位) という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>○ <b>はん濫危険水位</b> (特別警戒水位) とは、はん濫注意水位 (警戒水位) を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。</p> <p>○ <b>はん濫危険水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。</p> <p>【国土交通大臣が行う <b>はん濫危険水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報】</p> <p>(略)</p> <p>【静岡県知事が行う <b>はん濫危険水位</b> (特別警戒水位) の水位到達情報】</p>																						
風水害-23	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	区域延長	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	区域延長	(略)	(略)	(略)	(略)						
水系名	河川名	区域	区域延長																					
(略)	(略)	(略)	(略)																					
水系名	河川名	区域	区域延長																					
(略)	(略)	(略)	(略)																					
風水害-25	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都田川</td> <td>幹川</td> <td>(略)</td> <td>2,000m</td> </tr> <tr> <td>支川 (井伊谷川)</td> <td>(略)</td> <td>3,200m</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	区域延長	都田川	幹川	(略)	2,000m	支川 (井伊谷川)	(略)	3,200m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都田川</td> <td>幹川</td> <td>(略)</td> <td>2,000m</td> </tr> <tr> <td>支川 (井伊谷川)</td> <td>(略)</td> <td>3,200m</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	区域延長	都田川	幹川	(略)	2,000m	支川 (井伊谷川)	(略)	3,200m
水系名	河川名	区域	区域延長																					
都田川	幹川	(略)	2,000m																					
	支川 (井伊谷川)	(略)	3,200m																					
水系名	河川名	区域	区域延長																					
都田川	幹川	(略)	2,000m																					
	支川 (井伊谷川)	(略)	3,200m																					

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
	(追加)	支川 (釣橋川)																								
		左岸 浜松市北区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流～浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区三ヶ日町福長川宮川合流点下流～浜名湖合流点まで																								
	3,400m																									
風水害-26	(略) 6 情報連絡体制 (略) (2) 県管理河川の場合 「 <u>地域</u> 危機管理局」 (略)	(略) 6 情報連絡体制 (略) (2) 県管理河川の場合 「危機管理局等」 (略)																								
風水害-27	第7節 通信連絡系統 1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図 (県土木防災課 H25.4.1) (略)	第7節 通信連絡系統 1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図 (県土木防災課 H27.4.1) (略)																								
風水害-28	2 水位通報系統図 (県土木防災課 H25.4.1) 熱海水防区 <u>鎌田</u>  袋井水防区 <u>金城橋</u> <u>沖之川</u> <u>蟹田下</u> <u>豊浜</u> (略)	2 水位通報系統図 (県土木防災課 H27.4.1) 熱海水防区 <u>和泉橋</u>  袋井水防区 <u>金城橋</u> <u>沖之川</u> <u>蟹田下</u> <u>豊浜</u> (略)																								
風水害-29	第8節 県の非常配備体制 (略)	第8節 県の非常配備体制 (略)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次事前配備</td> <td>・大雨、洪水注意報 <u>発令</u>時 ・高潮注意報 <u>発令</u>時 ・波浪警報 <u>発令</u>時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次事前配備</td> <td>・大雨、洪水警報 <u>発令</u>時 ・高潮警報 <u>発令</u>時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	第1次事前配備	・大雨、洪水注意報 <u>発令</u> 時 ・高潮注意報 <u>発令</u> 時 ・波浪警報 <u>発令</u> 時	(略)	第2次事前配備	・大雨、洪水警報 <u>発令</u> 時 ・高潮警報 <u>発令</u> 時	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次事前配備</td> <td>・大雨、洪水注意報 <u>発表</u>時 ・高潮注意報 <u>発表</u>時 ・波浪警報 <u>発表</u>時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次事前配備</td> <td>・大雨、洪水警報 <u>発表</u>時 ・高潮警報 <u>発表</u>時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	第1次事前配備	・大雨、洪水注意報 <u>発表</u> 時 ・高潮注意報 <u>発表</u> 時 ・波浪警報 <u>発表</u> 時	(略)	第2次事前配備	・大雨、洪水警報 <u>発表</u> 時 ・高潮警報 <u>発表</u> 時	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	配備基準	配備内容																								
第1次事前配備	・大雨、洪水注意報 <u>発令</u> 時 ・高潮注意報 <u>発令</u> 時 ・波浪警報 <u>発令</u> 時	(略)																								
第2次事前配備	・大雨、洪水警報 <u>発令</u> 時 ・高潮警報 <u>発令</u> 時	(略)																								
(略)	(略)	(略)																								
区分	配備基準	配備内容																								
第1次事前配備	・大雨、洪水注意報 <u>発表</u> 時 ・高潮注意報 <u>発表</u> 時 ・波浪警報 <u>発表</u> 時	(略)																								
第2次事前配備	・大雨、洪水警報 <u>発表</u> 時 ・高潮警報 <u>発表</u> 時	(略)																								
(略)	(略)	(略)																								
	第9～11節 (略)	第9～11節 (略)																								



静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																				
火山-3	I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定 1～2（略）	I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定 <u>（伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告（平成23年10月）に基づく）</u> 1～2（略）																				
火山-10	3 予想される火山現象とその危険性 図6-1（図 一部略） レベル1（ <u>平常</u> ） 図6-2（図 一部略） レベル1（ <u>平常</u> ）	3 予想される火山現象とその危険性 図6-1（図 一部略） レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ） 図6-2（図 一部略） レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ）																				
火山-11	4 発表される噴火警報・噴火予報等 伊豆東部火山群 <u>に</u> は、平成23（2011）年3月31日より噴火警戒レベルの運用が開始され、 <u>平成25（2013）年3月7日からは伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報を発表することになった。</u> (1)（略）	4 発表される噴火警報・噴火予報等 伊豆東部火山群 <u>で</u> は、平成23（2011）年3月31日より「 <u>噴火警戒レベル</u> 」の運用が開始された。 <u>また地震活動が活発化した場合には、「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」が発表される。</u> (1)（略）																				
火山-12	(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル (表中) レベル1（ <u>平常</u> ）	(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル (表中) レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ）																				
火山-13	(3) その他の火山現象に関する警報、予報 <table border="1" data-bbox="320 1150 1525 1285"> <thead> <tr> <th>予報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報</td> <td><u>一定規模以上の噴火が発生した場合</u></td> <td><u>噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表</u></td> </tr> </tbody> </table>	予報の種類	発表基準	内容	降灰予報	<u>一定規模以上の噴火が発生した場合</u>	<u>噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表</u>	(3) その他の火山現象に関する警報、予報 <table border="1" data-bbox="1576 1150 2781 1915"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>基準と内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">降灰予報</td> <td>降灰予報 (定時)</td> <td><u>・噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表</u> <u>・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</u> <u>・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</u></td> <td><u>噴火発生に関わらず、定期的（3時間ごと）に発表</u></td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (速報)</td> <td><u>・噴火が発生した火山に対して、速やかに発表</u> <u>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</u> <u>・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u></td> <td><u>噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表</u></td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td><u>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表</u> <u>・降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</u></td> <td><u>噴火発生後、20～30分程度で発表</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	種類	基準と内容	発表時期	降灰予報	降灰予報 (定時)	<u>・噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表</u> <u>・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</u> <u>・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</u>	<u>噴火発生に関わらず、定期的（3時間ごと）に発表</u>	降灰予報 (速報)	<u>・噴火が発生した火山に対して、速やかに発表</u> <u>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</u> <u>・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u>	<u>噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表</u>	降灰予報 (詳細)	<u>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表</u> <u>・降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</u>	<u>噴火発生後、20～30分程度で発表</u>
予報の種類	発表基準	内容																				
降灰予報	<u>一定規模以上の噴火が発生した場合</u>	<u>噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表</u>																				
名称	種類	基準と内容	発表時期																			
降灰予報	降灰予報 (定時)	<u>・噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表</u> <u>・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</u> <u>・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</u>	<u>噴火発生に関わらず、定期的（3時間ごと）に発表</u>																			
	降灰予報 (速報)	<u>・噴火が発生した火山に対して、速やかに発表</u> <u>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</u> <u>・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u>	<u>噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表</u>																			
	降灰予報 (詳細)	<u>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表</u> <u>・降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</u>	<u>噴火発生後、20～30分程度で発表</u>																			

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
火山-13	<p>(4) (略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 (略)</p>	<p><u>・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供</u></p> <p><u>降灰量階級と降灰の厚さ</u></p> <table border="1" data-bbox="1596 432 2154 617"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm以上1mm未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 (略)</p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm以上	やや多量	0.1mm以上1mm未満	少量	0.1mm未満																
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																									
多量	1mm以上																									
やや多量	0.1mm以上1mm未満																									
少量	0.1mm未満																									
火山-16	<p>第2節 異常現象発見の通報 (図 一部略) 静岡地方气象台 <u>054-282-3833</u> (略)</p>	<p>第2節 異常現象発見の通報 (図 一部略) 静岡地方气象台 <u>054-286-3411</u> (略)</p>																								
火山-17	<p>第3節 避難計画の策定</p> <p>1 避難計画策定の基本方針 (略)</p> <table border="1" data-bbox="317 1373 1519 1917"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等 (例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>レベル1 (平常)</td> <td>・噴火警戒予報(レベル1 (平常))</td> <td>・情報収集</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略) ※火山活動が～(途中略)～際に、レベル1 (平常)から (以下略)</td> <td>・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応		レベル1 (平常)	・噴火警戒予報(レベル1 (平常))	・情報収集			(略) ※火山活動が～(途中略)～際に、レベル1 (平常)から (以下略)	・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備	<p>第3節 避難計画</p> <p><u>伊豆東部火山群の火山活動に伴う避難は、「伊豆東部火山群の伊東市避難計画（平成27年2月策定）」により実施する。関係機関は、計画に則り、あらかじめ必要な内容を検討しておく。</u></p> <p>1 避難計画の策定の基本方針 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1573 1381 2775 1925"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等 (例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)</td> <td>・噴火警戒予報(レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>))</td> <td>・情報収集</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略) ※火山活動が～(途中略)～際に、レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)から (以下略)</td> <td>・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応		レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> )	・噴火警戒予報(レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> ))	・情報収集			(略) ※火山活動が～(途中略)～際に、レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> )から (以下略)	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備
(略)	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応																							
	レベル1 (平常)	・噴火警戒予報(レベル1 (平常))	・情報収集																							
		(略) ※火山活動が～(途中略)～際に、レベル1 (平常)から (以下略)	・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備																							
(略)	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応																							
	レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> )	・噴火警戒予報(レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> ))	・情報収集																							
		(略) ※火山活動が～(途中略)～際に、レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> )から (以下略)	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備																							

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

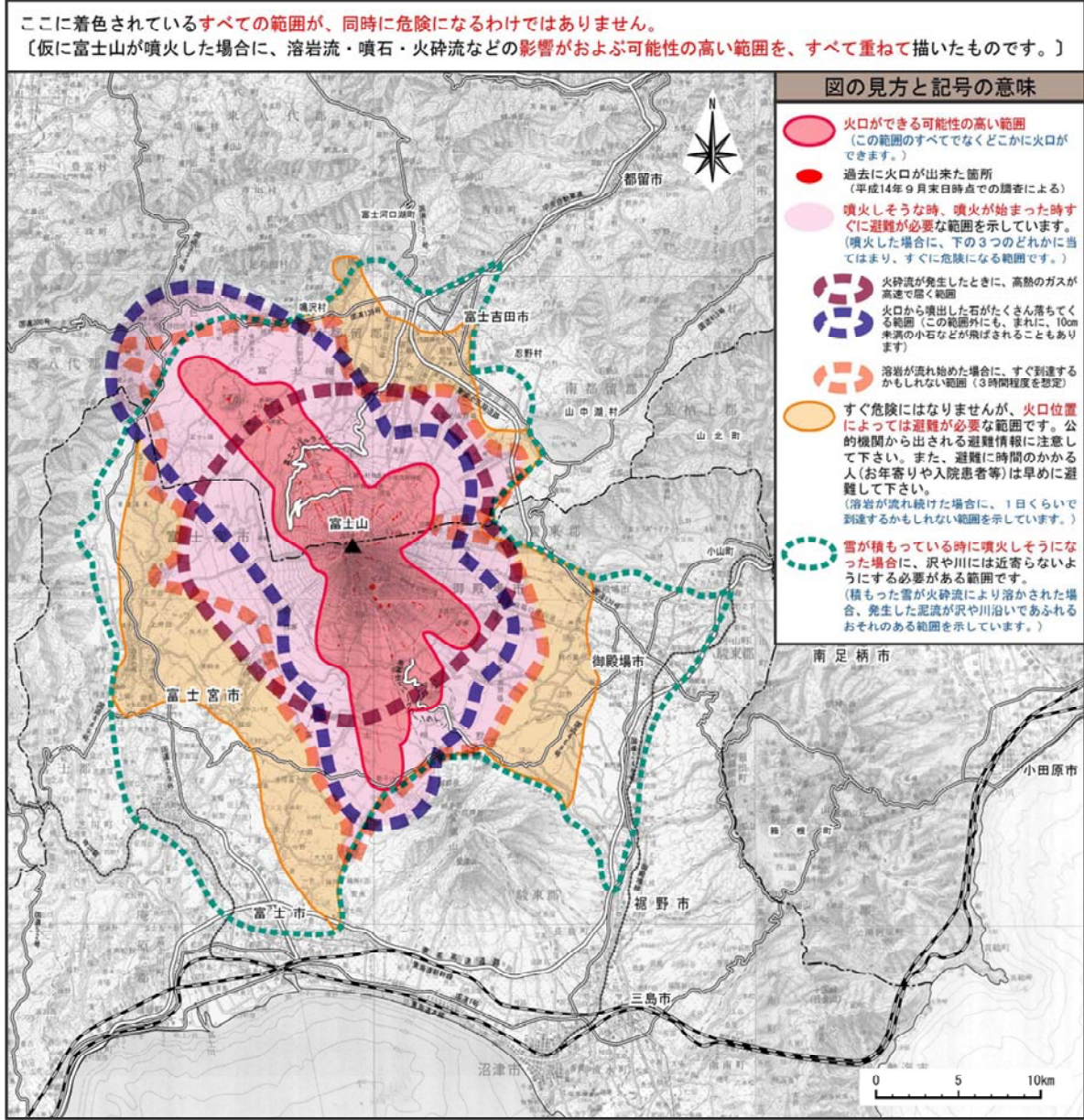
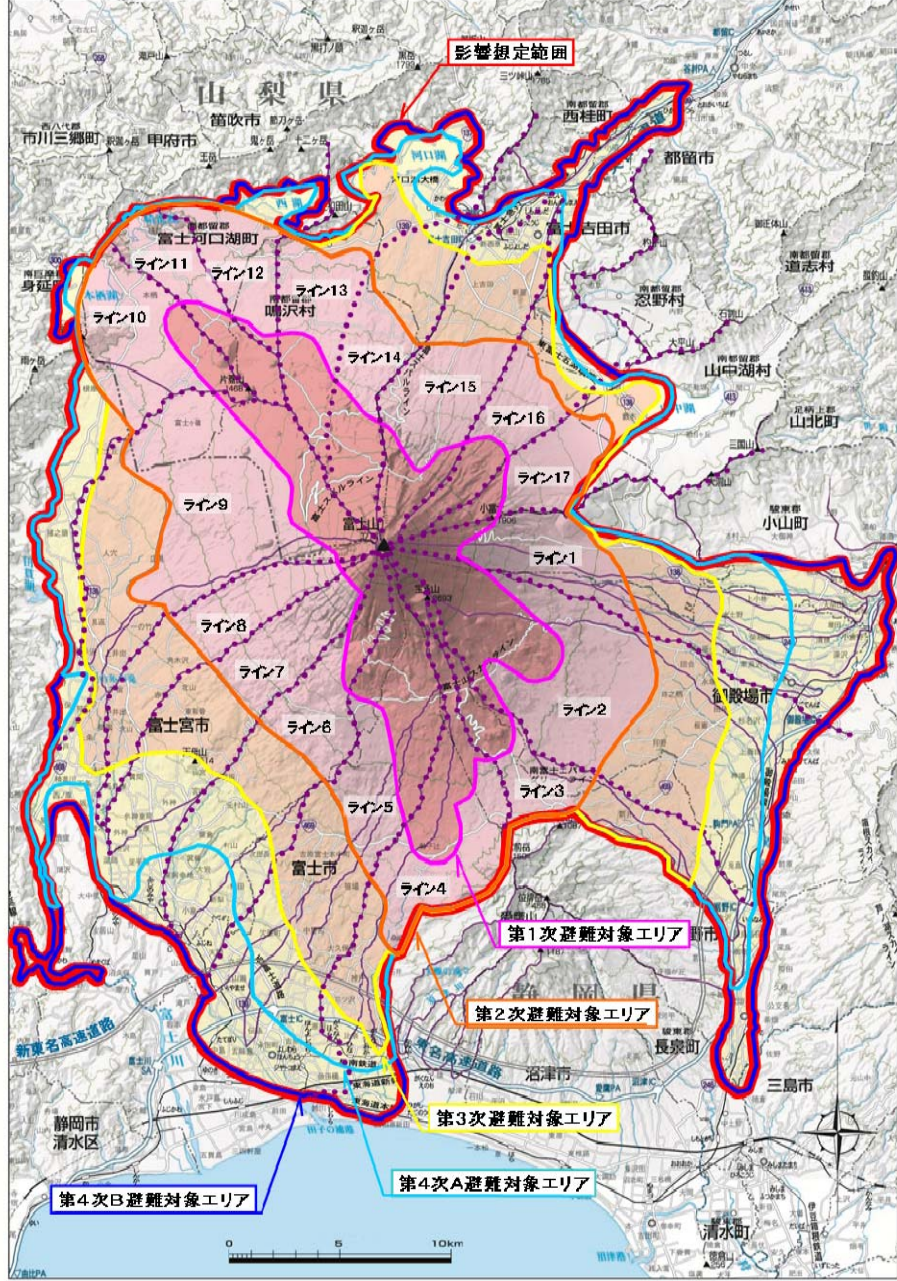
ページ	旧				新			
		レベル4 (避難準備)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域の設定</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>災害時要援護者の避難</li> <li>福祉避難所の開設</li> <li>避難準備情報</li> <li>避難所の開設準備</li> </ul>		レベル4 (避難準備)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域の設定</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難行動要支援者の避難</li> <li>福祉避難所の開設</li> <li>避難準備情報</li> <li>避難所の開設準備</li> </ul>
		レベル5 (避難)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域の設定</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難勧告・指示</li> <li>避難誘導</li> <li>陸上・海上交通規制</li> <li>避難所の開設</li> </ul>		レベル5 (避難)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域の設定</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難勧告・指示</li> <li>避難誘導</li> <li>陸上・海上交通規制</li> <li>避難所の開設</li> </ul>
		レベル5 (避難)	(略)	(略)		レベル5 (避難)	(略)	(略)
		レベル1 (平常)	・噴火予報（レベル1（平常））	(略)		レベル1 ( <u>活火山であることに留意</u> )	・噴火予報（レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ））	(略)
火山-21	(略)				(略)			
火山-21	第3章 災害応急対策			第3章 災害応急対策				
火山-21	第1節			第1節				
火山-21	(略)			(略)				
火山-21	(下表中)	・「噴火予報（レベル1（ <u>平常</u> ）」）		(下表中)	・「噴火予報（レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ）」）			
火山-22	第2節			第2節				
火山-22	(略)			(略)				
火山-22	(下表中)	・「噴火予報（レベル1（ <u>平常</u> ）」）		(下表中)	・「噴火予報（レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ）」）			
火山-24	第3節 県の体制			第3節 県の体制				
火山-24	1 事前配備体制			1 事前配備体制				
火山-24	(略)			(略)				
火山-24	表中 「 <u>地域</u> 危機管理局」			表中 「危機管理局 <u>等</u> 」				
火山-24	(略)			(略)				
火山-29	第4章			第4章				
火山-29	(略)			(略)				

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

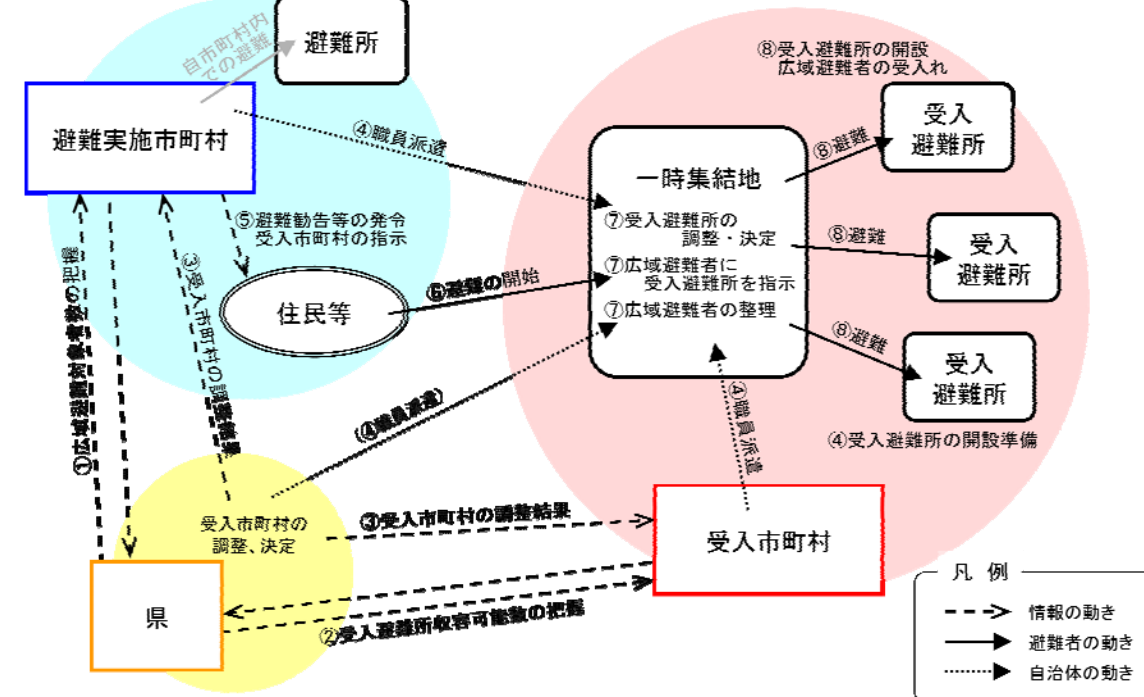
ページ	旧	新
火山-31	<p>II 富士山の火山防災計画 第1章 総則 <u>(追加)</u></p>	<p>II 富士山の火山防災計画 第1章 総則 <u>富士山の火山活動に伴う避難は、富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）が策定した「富士山火山広域避難計画（平成27年3月）」（以下、「広域避難計画」という。）により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</u></p>
火山-31	<p>第1節 想定 <u>(国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で提示)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第1節 想定 <u>広域避難計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月、同委員会）で示されたハザードマップを基本とし、融雪型火山泥流、降灰及び小さな噴石については、新たに実施されたシミュレーションの結果を踏まえて設定する。</u></p>
火山-31	<p>1 想定火口範囲 (略)</p>	<p>1 想定火口範囲 (略)</p>
火山-31	<p>2 想定される火山現象とその危険性 (略)</p>	<p>2 想定される火山現象とその危険性 (略)</p>
火山-35	<p><u>(節新設)</u> <u>(第1章 第1節 4 噴火警報・噴火予報の発表基準と噴火警戒レベル の記載を移行・修正)</u> <u>(1) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</u> <u>気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報、噴火予報の発表基準と、それぞれの情報が発表される時の、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。</u> <u>なお、富士山には平成19年12月1日より噴火警戒レベルの運用が開始された。</u> <u>噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。</u></p> <p>(表中) 1 (平常)</p>	<p><u>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</u> <u>1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）</u> <u>噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。</u> <u>レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動現象が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。</u> <u>なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。</u></p> <p>(表中) 1 (活火山であることに留意)</p>

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																														
火山-36	<p><u>(2)</u> その他の火山現象に関する警報、予報</p> <table border="1" data-bbox="329 296 1537 447"> <thead> <tr> <th>予報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報</td> <td>一定規模以上の噴火が発生した場合</td> <td>噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表</td> </tr> </tbody> </table>	予報の種類	発表基準	内容	降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合	噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表	<p><u>2</u> その他の火山現象に関する警報、予報</p> <table border="1" data-bbox="1584 296 2792 1199"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>基準と内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報</td> <td>降灰予報 (定時)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表</li> <li>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</li> <li>18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul> </td> <td>噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>降灰予報 (速報)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、速やかに発表</li> <li>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul> </td> <td>噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表</li> <li>降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</li> <li>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供</li> </ul> </td> <td>噴火発生後、20～30分程度で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="1596 1289 2154 1476"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm以上1mm未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm未満</td> </tr> </tbody> </table>	名称	種類	基準と内容	発表時期	降灰予報	降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表</li> <li>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</li> <li>18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>	噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表		降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、速やかに発表</li> <li>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>	噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表		降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表</li> <li>降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</li> <li>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供</li> </ul>	噴火発生後、20～30分程度で発表	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm以上	やや多量	0.1mm以上1mm未満	少量	0.1mm未満
予報の種類	発表基準	内容																														
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合	噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表																														
名称	種類	基準と内容	発表時期																													
降灰予報	降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表</li> <li>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</li> <li>18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>	噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表																													
	降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、速やかに発表</li> <li>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>	噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表																													
	降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表</li> <li>降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表</li> <li>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供</li> </ul>	噴火発生後、20～30分程度で発表																													
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																															
多量	1mm以上																															
やや多量	0.1mm以上1mm未満																															
少量	0.1mm未満																															
火山-36	<p><u>(3)</u> 火山現象に関する情報等 (略)</p>	<p><u>3</u> 火山現象に関する情報等 (略)</p>																														
火山-32	<p><u>(節新設)</u> <u>(第1章 第1節 3 火山現象の影響想定範囲 の記載を移行・修正)</u></p> <p><u>3</u> 火山現象の影響想定範囲 この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や富士山火山防災対策協議会の富士山火山広域避難計画で示された影響想定</p>	<p><u>第3節 避難計画</u></p> <p><u>1</u> 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図</p>																														

ページ	旧	新
火山-33	<p>範囲とし、その影響想定範囲を図1から図4に示す。(略)</p>  <p>ここに着色されているすべての範囲が、同時に危険になるわけではありません。 〔仮に富士山が噴火した場合に、溶岩流・噴石・火砕流などの影響がおよぶ可能性の高い範囲を、すべて重ねて描いたものです。〕</p> <p><b>図の見方と記号の意味</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口ができる可能性の高い範囲 (この範囲のすべてでなくどこかに火口ができます。)</li> <li>過去に火口が出来た箇所 (平成14年9月末日時点での調査による)</li> <li>噴火しそうなる時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲を示しています。 (噴火した場合に、下の3つのどれかに当てはまり、すぐに危険になる範囲です。)</li> <li>火砕流が発生したときに、高熱のガスが高速で流れる範囲 (火口から噴出した石がたたくさく落ちてくる範囲(この範囲内にも、まれに、10cm未満の小石などが飛ばされることもあります))</li> <li>溶岩が流れ始めた場合に、すぐ到達するかもしれない範囲(3時間程度を想定)</li> <li>すぐ危険にはなりませんが、火口位置によっては避難が必要な範囲です。公的機関から出される避難情報に注意して下さい。また、避難に時間のかかる人(お年寄りや入院患者等)は早めに避難して下さい。 (溶岩が流れ続けた場合に、1日くらいで到達するかもしれない範囲を示しています。)</li> <li>雪が積もっている時に噴火しそうになった場合に、沢や川には近寄らないようにする必要があります。 (積もった雪が火砕流により溶かされた場合、発生した泥流が沢や川沿いであふれるおそれのある範囲を示しています。)</li> </ul>	<p>5に示す。(略)</p> 
火山-34	<p>図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響想定範囲</p>	<p>図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア</p>
火山-34	<p>図2 (略)</p>	<p>図2 (略)</p>
火山-34	<p>図3 (略)</p>	<p>図3 (略)</p>

ページ	旧	新
	<p><u>(図追加)</u></p>	<div data-bbox="1863 254 2516 1100" data-label="Figure"> </div> <p><u>図4 融雪型火山泥流の影響想定範囲</u></p>
火山-39	<p>図4 降灰後土石流の影響想定範囲 (図略)</p>	<p>図5 降灰後土石流の影響想定範囲 (図略)</p>
火山-39	<p><u>(第2章 第3節 2 避難対象となる範囲 の記載を修正・移行)</u> <u>2 避難対象となる範囲</u> <u>富士山火山広域避難計画において定められた避難対象エリアとする</u> (表略)</p>	<p>広域避難計画で定める<u>想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。</u> (表略)</p>
火山-44	<p><u>(2：新設)</u> <u>(第3章 第2節 1 (1)、(2) の表 を移行)</u> (表略)</p>	<p><u>2 段階的な避難</u> <u>噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。</u> (表略)</p>

ページ	旧	新
	<p>(3 : 新設)</p>	<p><u>3 広域避難者の受入れに係る基本事項</u></p> <p><u>溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては市町外への広域避難となる。</u></p> <p><u>広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町を決定し、次に受入市町が避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。</u></p> <p><u>広域避難者は、原則として、避難実施市町から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図6）。</u>詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。</p> <p><u>なお、広域避難者は県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</u></p>  <p>図6 広域避難の受入調整フロー図</p>
	<p>(4 : 新設)</p>	<p><u>4 広域避難路の指定</u></p> <p><u>協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。</u></p> <p><u>避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。</u></p>



ページ	旧	新
		<p>図7 広域避難路</p> <p>※高速自動車国道、緊急輸送路、IC・ICT等は、国土数値情報のデータをもとに作成（平成25年度12月31日時点）</p>

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新										
火山-37	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） （略）</p> <p>第1節 関係する<u>施設・設備の整備</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 432 596 478">実施主体</th> <th data-bbox="596 432 1531 478">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 478 596 1062">県</td> <td data-bbox="596 478 1531 1062"> <p>ア <u>市町や関係機関に対して、富士山火山広域避難計画に基づく火山現象の影響想定範囲に関する情報提供</u></p> <p>イ <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化</u></p> <p>ウ <u>避難対象エリア内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示</u></p> <p>エ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）</u></p> <p>オ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援</u></p> <p>カ <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>キ <u>降灰後土石流の影響想定範囲内の土石流危険渓流への砂防施設等を整備</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1062 596 1913">山体周辺市町</td> <td data-bbox="596 1062 1531 1913"> <p>ア <u>土地の所有者及び利用者に対し、富士山火山広域避難計画に基づく火山現象の影響想定範囲に関する情報提供</u></p> <p>イ <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化</u></p> <p>ウ <u>避難対象エリア内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示</u></p> <p>エ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）</u></p> <p>オ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援</u></p> <p>カ <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>キ <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況</u></p> <p>ク <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況</u></p> <p>ケ <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況</u></p> <p>コ <u>一時集合場所の状況</u></p> <p>サ <u>火山災害時における避難所の状況</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<p>ア <u>市町や関係機関に対して、富士山火山広域避難計画に基づく火山現象の影響想定範囲に関する情報提供</u></p> <p>イ <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化</u></p> <p>ウ <u>避難対象エリア内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示</u></p> <p>エ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）</u></p> <p>オ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援</u></p> <p>カ <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>キ <u>降灰後土石流の影響想定範囲内の土石流危険渓流への砂防施設等を整備</u></p>	山体周辺市町	<p>ア <u>土地の所有者及び利用者に対し、富士山火山広域避難計画に基づく火山現象の影響想定範囲に関する情報提供</u></p> <p>イ <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化</u></p> <p>ウ <u>避難対象エリア内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示</u></p> <p>エ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）</u></p> <p>オ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援</u></p> <p>カ <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>キ <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況</u></p> <p>ク <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況</u></p> <p>ケ <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況</u></p> <p>コ <u>一時集合場所の状況</u></p> <p>サ <u>火山災害時における避難所の状況</u></p>	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） （略）</p> <p>第1節 関係する<u>機関と実施すべき事項（平常時）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1635 432 1852 478">実施主体</th> <th data-bbox="1852 432 2801 478">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1635 478 1852 1913">避難実施市町</td> <td data-bbox="1852 478 2801 1913"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></li> <li>・<u>防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</u></li> <li>・<u>情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）</u> 例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・<u>宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</u></li> <li>・<u>関係機関との情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>山小屋組合等との情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</u></li> <li>・<u>避難所との連絡体制等の構築</u></li> <li>・<u>町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</u></li> <li>・<u>住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</u></li> <li>・<u>避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</u></li> <li>・<u>観光客・登山者への広域避難計画の周知</u></li> <li>・<u>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</u></li> <li>・<u>町内会等ごとに避難対象者のリスト化</u></li> <li>・<u>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</u></li> <li>・<u>避難対象エリアの住民への周知</u></li> <li>・<u>避難所施設の指定及びリスト化</u></li> <li>・<u>受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</u></li> <li>・<u>福祉避難所の把握</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</u></li> <li>・<u>避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</u></li> <li>・<u>避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</u></li> <li>・<u>関係者と連携した避難支援体制の構築</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></li> <li>・<u>防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</u></li> <li>・<u>情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）</u> 例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・<u>宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</u></li> <li>・<u>関係機関との情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>山小屋組合等との情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</u></li> <li>・<u>避難所との連絡体制等の構築</u></li> <li>・<u>町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</u></li> <li>・<u>住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</u></li> <li>・<u>避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</u></li> <li>・<u>観光客・登山者への広域避難計画の周知</u></li> <li>・<u>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</u></li> <li>・<u>町内会等ごとに避難対象者のリスト化</u></li> <li>・<u>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</u></li> <li>・<u>避難対象エリアの住民への周知</u></li> <li>・<u>避難所施設の指定及びリスト化</u></li> <li>・<u>受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</u></li> <li>・<u>福祉避難所の把握</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</u></li> <li>・<u>避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</u></li> <li>・<u>避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</u></li> <li>・<u>関係者と連携した避難支援体制の構築</u></li> </ul>
実施主体	内 容											
県	<p>ア <u>市町や関係機関に対して、富士山火山広域避難計画に基づく火山現象の影響想定範囲に関する情報提供</u></p> <p>イ <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化</u></p> <p>ウ <u>避難対象エリア内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示</u></p> <p>エ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）</u></p> <p>オ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援</u></p> <p>カ <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>キ <u>降灰後土石流の影響想定範囲内の土石流危険渓流への砂防施設等を整備</u></p>											
山体周辺市町	<p>ア <u>土地の所有者及び利用者に対し、富士山火山広域避難計画に基づく火山現象の影響想定範囲に関する情報提供</u></p> <p>イ <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化</u></p> <p>ウ <u>避難対象エリア内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示</u></p> <p>エ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）</u></p> <p>オ <u>避難対象エリア内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援</u></p> <p>カ <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>キ <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況</u></p> <p>ク <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況</u></p> <p>ケ <u>噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況</u></p> <p>コ <u>一時集合場所の状況</u></p> <p>サ <u>火山災害時における避難所の状況</u></p>											
実施主体	内 容											
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></li> <li>・<u>防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</u></li> <li>・<u>情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）</u> 例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・<u>宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</u></li> <li>・<u>関係機関との情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>山小屋組合等との情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</u></li> <li>・<u>避難所との連絡体制等の構築</u></li> <li>・<u>町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</u></li> <li>・<u>住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</u></li> <li>・<u>避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</u></li> <li>・<u>観光客・登山者への広域避難計画の周知</u></li> <li>・<u>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</u></li> <li>・<u>町内会等ごとに避難対象者のリスト化</u></li> <li>・<u>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</u></li> <li>・<u>避難対象エリアの住民への周知</u></li> <li>・<u>避難所施設の指定及びリスト化</u></li> <li>・<u>受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</u></li> <li>・<u>福祉避難所の把握</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</u></li> <li>・<u>避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</u></li> <li>・<u>避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</u></li> <li>・<u>関係者と連携した避難支援体制の構築</u></li> </ul>											

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
	<p>シ <u>避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域</u></p> <p>ア <u>富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮</u></p> <p>イ <u>降灰後土石流の影響想定範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備</u></p> <p>ウ <u>火山活動の監視・観測情報及び情報共有のための機器等の整備</u></p> <p><u>気象庁(火山監視・情報センター)</u></p> <p><u>火山に関する観測施設の整備及び観測体制の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地震計、傾斜計、空振計、遠望観測装置等を用いて火山観測を行う。</u></li> <li>・ <u>火山噴火災害に結びつく自然現象の把握のために、地方公共団体、大学等関係機関と協力して観測体制の強化を図る。</u></li> </ul> <p>ア <u>噴石影響想定範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の医療・社会福祉施設等の整備を行う場合は、建物構造を強化</u></p> <p>イ <u>域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者は、通院・通所者及び入院・入所者への情報伝達体制、入所者及び通所者並びに帰宅可能な入院患者に対する家族等への引渡しのための連絡体制及び連絡方法、家族等への引渡しが困難な者に対する移送手段の確保、受入先の確保、避難の開始時期、避難路等に関する避難計画を策定</u></p> <p><u>ライフライン施設の管理者</u></p> <p><u>降灰による水質汚濁の予防、下水処理機能の維持、碍子からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止など、火山災害に対する施設の安全性確保</u></p> <p>ア <u>避難対象エリア内の観光施設等は、利用者等への情報伝達体制、避難の開始時期、避難方法、避難路等に関する避難計画を策定</u></p> <p>イ <u>火山防災マップの掲示やパンフレット等の配布などにより、利用者等に対して火山防災知識を普及</u></p> <p>ウ <u>火山活動に伴う利用者等の避難を支援できる体制の整備</u></p>	<p>・ <u>自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</u></p> <p>・ <u>入山規制の実施方法の検討</u></p> <p>・ <u>入山規制実施時の広報方法の検討</u></p> <p>・ <u>県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</u></p> <p>・ <u>広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</u></p> <p>・ <u>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）</u></p> <p>・ <u>除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出</u></p> <p>・ <u>道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</u></p> <p>・ <u>火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</u></p> <p>・ <u>山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</u></p> <p>・ <u>住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</u></p> <p>・ <u>職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</u></p> <p>・ <u>畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</u></p> <p>・ <u>畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</u></p> <p>・ <u>入山規制実施時の規制箇所の検討</u></p> <p>・ <u>入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</u></p> <p>・ <u>県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</u></p> <p>・ <u>施設へのヘルメット等の整備</u></p> <p>・ <u>噴火時等の広域医療救護体制の構築</u></p> <p>・ <u>県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</u></p> <p><u>受入市町</u></p> <p>・ <u>広域避難者受入時の実施事項の整理</u></p> <p>・ <u>必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</u></p> <p>・ <u>住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</u></p> <p>・ <u>住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</u></p> <p>・ <u>職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</u></p> <p><u>県</u></p> <p>・ <u>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</u></p> <p>・ <u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></p> <p>・ <u>広域避難計画の周知</u></p> <p>・ <u>山小屋組合等への広域避難計画の周知</u></p> <p>・ <u>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</u></p> <p>・ <u>鉄道事業者への広域避難計画の周知</u></p> <p>・ <u>観光客・登山者への広域避難計画の周知</u></p> <p>・ <u>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝</u></p>

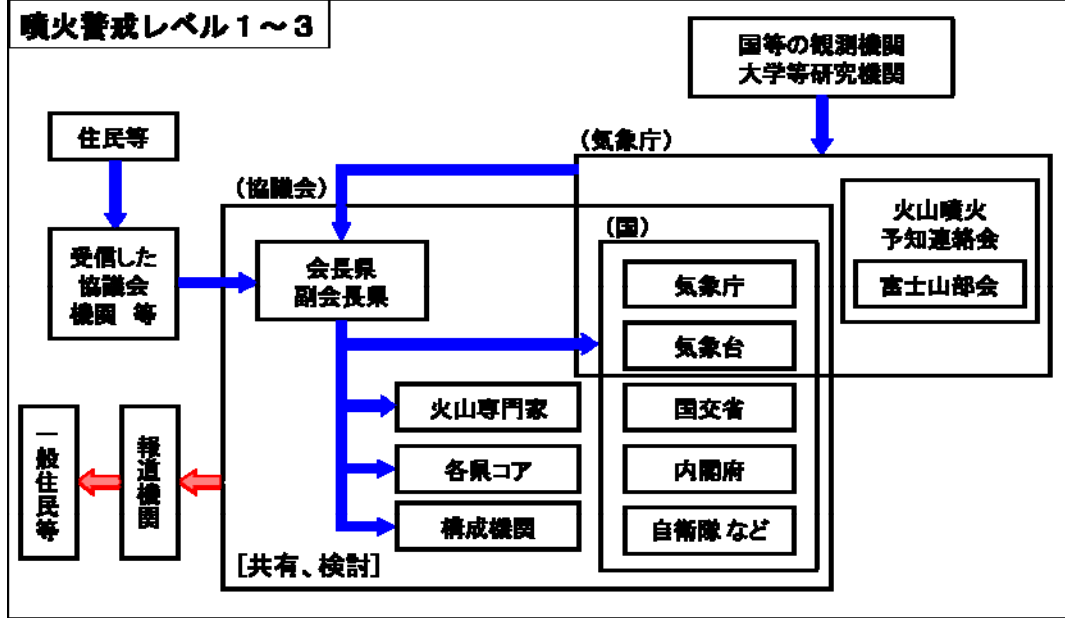
静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
		<p><u>達体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</u></li> <li>・ <u>避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</u></li> <li>・ <u>情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）</u>  <u>例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</u>  <u>視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話</u>  <u>手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</u></li> <li>・ <u>避難実施市町が設定した避難ルートの把握</u></li> <li>・ <u>県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</u></li> <li>・ <u>広域避難者受入時の実施事項の整理</u></li> <li>・ <u>避難実施市町の広域避難対象者の把握</u></li> <li>・ <u>受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</u></li> <li>・ <u>受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</u></li> <li>・ <u>駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</u></li> <li>・ <u>必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</u></li> <li>・ <u>避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約</u></li> <li>・ <u>福祉避難所の把握</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</u></li> <li>・ <u>避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</u></li> <li>・ <u>避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</u></li> <li>・ <u>道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</u></li> <li>・ <u>火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</u></li> <li>・ <u>入山規制実施時の規制箇所の検討</u></li> <li>・ <u>入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</u></li> <li>・ <u>県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</u></li> <li>・ <u>市町の安否情報確認訓練への支援</u></li> <li>・ <u>畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</u></li> <li>・ <u>畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</u></li> <li>・ <u>施設へのヘルメット等の整備</u></li> <li>・ <u>噴火時等の広域医療救護体制の構築</u></li> <li>・ <u>県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</u></li> </ul> <p><u>国</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>火山防災情報の共有化システムの構築</u></li> <li>・ <u>国内外への情報発信体制の構築</u></li> </ul>

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																				
火山-38	<p>第2節 情報連絡体制の整備</p> <p><u>(1:新設)</u></p> <p>富士山に<u>地割れ、臭気等火山活動の現象に関すると思われる異常</u>を発見した場合の<u>連絡体制</u>は<u>下記</u>のとおりとする。</p> <p>連絡体制図中「<u>地域危機管理局</u>」  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">静岡地方气象台</span> <u>054-282-3833</u></p> <p>※<u>三県協定</u>・・・富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」  <u>(図番号の新設)</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td>・火山灰の最終処分方法の検討</td> </tr> <tr> <td><u>道路管理者</u></td> <td>・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討</td> </tr> <tr> <td><u>NEXCO中日本</u></td> <td>・噴火時等における交通規制の事前検討</td> </tr> <tr> <td><u>鉄道事業者</u></td> <td>・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</td> </tr> <tr> <td><u>警察</u></td> <td>・避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討</td> </tr> <tr> <td><u>社会福祉施設等</u></td> <td>・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保</td> </tr> <tr> <td><u>畜産事業者</u></td> <td>・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定</td> </tr> <tr> <td><u>山小屋組合等</u></td> <td>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備</td> </tr> <tr> <td><u>医療機関</u></td> <td>・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</td> </tr> <tr> <td><u>協議会</u></td> <td>・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討</td> </tr> </table> <p>第2節 情報連絡体制の整備</p> <p><u>1 異常現象の通報体制</u></p> <p>富士山において異常現象（<u>地割れ、臭気等</u>）を発見した場合の<u>通報体制</u>は<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>連絡体制図中「<u>危機管理局等</u>」  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">静岡地方气象台</span> <u>054-286-3411</u></p> <p>※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県の三県による「富士山火山防災対策に関する協定」<u>(以下、「三県協定」という。)</u></p> <p><u>図8 住民からの通報体制</u></p>		・火山灰の最終処分方法の検討	<u>道路管理者</u>	・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討	<u>NEXCO中日本</u>	・噴火時等における交通規制の事前検討	<u>鉄道事業者</u>	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討	<u>警察</u>	・避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討	<u>社会福祉施設等</u>	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保	<u>畜産事業者</u>	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定	<u>山小屋組合等</u>	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備	<u>医療機関</u>	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加	<u>協議会</u>	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討
	・火山灰の最終処分方法の検討																					
<u>道路管理者</u>	・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討																					
<u>NEXCO中日本</u>	・噴火時等における交通規制の事前検討																					
<u>鉄道事業者</u>	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討																					
<u>警察</u>	・避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討																					
<u>社会福祉施設等</u>	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保																					
<u>畜産事業者</u>	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定																					
<u>山小屋組合等</u>	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備																					
<u>医療機関</u>	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加																					
<u>協議会</u>	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討																					

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="382 249 578 296">実施者</th> <th data-bbox="578 249 1531 296">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="382 296 578 390">異常現象発見者</td> <td data-bbox="578 296 1531 390"><u>地割れ、臭気等火山噴火現象に係ると思われる異常</u>を発見した者は、直ちに最寄り<u>山体</u>周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 390 578 527"><u>山体</u>周辺市町長</td> <td data-bbox="578 390 1531 527"><u>山体周辺市町の長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台にこれを通報するとともに、<u>通報のあった</u>異常現象の確認を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 527 578 663"><u>警察官及び海上保安官</u></td> <td data-bbox="578 527 1531 663"><u>警察官及び海上保安官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの<u>山体</u>周辺市町の長に通報するものとする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 663 578 793">県知事</td> <td data-bbox="578 663 1531 793"><u>知事は、山体周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の<u>情報</u>を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台にこれを通報するものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	異常現象発見者	<u>地割れ、臭気等火山噴火現象に係ると思われる異常</u> を発見した者は、直ちに最寄り <u>山体</u> 周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。	<u>山体</u> 周辺市町長	<u>山体周辺市町の長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台にこれを通報するとともに、<u>通報のあった</u>異常現象の確認を行う。</u>	<u>警察官及び海上保安官</u>	<u>警察官及び海上保安官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの<u>山体</u>周辺市町の長に通報するものとする。</u>	県知事	<u>知事は、山体周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の<u>情報</u>を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台にこれを通報するものとする。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1638 249 1834 296">実施者</th> <th data-bbox="1834 249 2786 296">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1638 296 1834 390">異常現象発見者</td> <td data-bbox="1834 296 2786 390"><u>異常現象（地割れ、臭気等）</u>を発見した者は、直ちに最寄り<u>富士山</u>周辺市町又は警察官に通報する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 390 1834 485"><u>警察官</u></td> <td data-bbox="1834 390 2786 485">異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの<u>富士山</u>周辺市町に通報する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 485 1834 579"><u>富士山</u>周辺市町長</td> <td data-bbox="1834 485 2786 579">警察官、住民等から異常<u>現象</u>の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 579 1834 674">知事</td> <td data-bbox="1834 579 2786 674"><u>富士山</u>周辺市町の長から異常<u>現象の通報</u>を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と<u>連携して異常現象の確認を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	異常現象発見者	<u>異常現象（地割れ、臭気等）</u> を発見した者は、直ちに最寄り <u>富士山</u> 周辺市町又は警察官に通報する。	<u>警察官</u>	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの <u>富士山</u> 周辺市町に通報する。	<u>富士山</u> 周辺市町長	警察官、住民等から異常 <u>現象</u> の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。	知事	<u>富士山</u> 周辺市町の長から異常 <u>現象の通報</u> を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と <u>連携して異常現象の確認を行う。</u>
実施者	具体的な内容																					
異常現象発見者	<u>地割れ、臭気等火山噴火現象に係ると思われる異常</u> を発見した者は、直ちに最寄り <u>山体</u> 周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。																					
<u>山体</u> 周辺市町長	<u>山体周辺市町の長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台にこれを通報するとともに、<u>通報のあった</u>異常現象の確認を行う。</u>																					
<u>警察官及び海上保安官</u>	<u>警察官及び海上保安官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの<u>山体</u>周辺市町の長に通報するものとする。</u>																					
県知事	<u>知事は、山体周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の<u>情報</u>を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台にこれを通報するものとする。</u>																					
実施者	具体的な内容																					
異常現象発見者	<u>異常現象（地割れ、臭気等）</u> を発見した者は、直ちに最寄り <u>富士山</u> 周辺市町又は警察官に通報する。																					
<u>警察官</u>	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの <u>富士山</u> 周辺市町に通報する。																					
<u>富士山</u> 周辺市町長	警察官、住民等から異常 <u>現象</u> の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。																					
知事	<u>富士山</u> 周辺市町の長から異常 <u>現象の通報</u> を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と <u>連携して異常現象の確認を行う。</u>																					
(2：新設)		<p>2 協議会内の情報伝達体制</p> <p><u>協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</u></p> <p><u>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。</u></p>  <p>凡例  <span style="color: blue;">→</span> 集約・共有情報  <span style="color: red;">→</span> 広報・発信情報</p> <p>図9 協議会における情報伝達体</p>																				

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
火山-39	<p><u>(3：新設)</u>  <u>(第2章 第3節 1 避難に関連する情報の伝達体制の整備 を修正して移設)</u>  <u>1 避難に関連する情報の伝達体制の整備</u></p>	<p><u>3 避難に係る情報伝達体制</u>  協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p style="text-align: center;"><u>図10 避難に係る情報伝達体制</u></p>
火山-39	<p>第3節 <u>避難計画</u>  <u>1 避難に関連する情報の伝達体制の整備</u>  <u>(略)</u>  <u>2 避難対象となる範囲</u>  <u>(略)</u>  <u>3 避難体制の整備</u>  (1) <u>山体周辺市町は、あらかじめ近隣市町に避難するための計画を策定し、必要に応じて、近隣市町と協定を締結する。</u>  (2) 県は、<u>山体周辺市町が近隣市町に避難するための広域避難計画を策定する際の近隣市町との調整、避難者受け入れ先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という）に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。</u>  (3) 県は、<u>山体周辺市町とバス会社等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。</u>  <u>(以下略)</u></p>	<p>第3節 <u>市町避難計画の策定</u>  <u>(削除（第2章第2節3へ修正・移行）)</u>  <u>(削除（第1章第3節へ修正・移行）)</u>  (1) <u>避難実施市町は、広域避難計画に定める事項を基に、あらかじめ市町避難計画を策定する。</u>  (2) 県は、<u>避難実施市町が市町避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。</u>  (3) 県は、<u>避難者の輸送のため、県バス協会及び県トラック協会等と調整を行う。また、避難実施市町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。</u>  (4) <u>県は、避難実施市町及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。</u>  <u>(以下削除【緊急輸送体制の整備等について、第3章で記載のため】)</u></p>
火山-41	<p>第4節 予防教育及び研修・訓練の実施  1 啓発活動</p>	<p>第4節 予防教育及び研修・訓練の実施  1 啓発活動</p>

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 247 522 294">実施主体</th> <th data-bbox="522 247 1549 294">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 294 522 386">静岡地方気象台</td> <td data-bbox="522 294 1549 386">火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 386 522 611">国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所</td> <td data-bbox="522 386 1549 611">火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 611 522 926">県</td> <td data-bbox="522 611 1549 926"> <p><u>ア</u> 市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>イ</u> 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>ウ</u> 観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 926 522 1602"><u>山体周辺</u> 市町</td> <td data-bbox="522 926 1549 1602"> <p><u>ア</u> 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</p> <p><u>イ</u> 火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</p> <p><u>ウ</u> 火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</p> <p><u>エ</u> 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>オ</u> 観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1602 522 1694">学校</td> <td data-bbox="522 1602 1549 1694">火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。	国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。	県	<p><u>ア</u> 市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>イ</u> 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>ウ</u> 観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</p>	<u>山体周辺</u> 市町	<p><u>ア</u> 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</p> <p><u>イ</u> 火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</p> <p><u>ウ</u> 火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</p> <p><u>エ</u> 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>オ</u> 観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</p>	学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 247 1777 294">実施主体</th> <th data-bbox="1777 247 2804 294">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 294 1777 1058"><u>避難実施</u> 市町</td> <td data-bbox="1777 294 2804 1058"> <p><u>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</u></p> <p><u>・住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</u></p> <p><u>・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</u></p> <p><u>・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</u></p> <p><u>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1058 1777 1556">県</td> <td data-bbox="1777 1058 2804 1556"> <p><u>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</u></p> <p><u>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></p> <p><u>・市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1556 1777 1648">静岡地方気象台</td> <td data-bbox="1777 1556 2804 1648"><u>・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1648 1777 1873">国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所</td> <td data-bbox="1777 1648 2804 1873"><u>・火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1873 1777 1950"><u>教育委員会</u></td> <td data-bbox="1777 1873 2804 1950"><u>・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	<u>避難実施</u> 市町	<p><u>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</u></p> <p><u>・住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</u></p> <p><u>・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</u></p> <p><u>・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</u></p> <p><u>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u></p>	県	<p><u>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</u></p> <p><u>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></p> <p><u>・市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u></p>	静岡地方気象台	<u>・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。</u>	国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	<u>・火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。</u>	<u>教育委員会</u>	<u>・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山</u>
実施主体	内 容																									
静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。																									
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。																									
県	<p><u>ア</u> 市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>イ</u> 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>ウ</u> 観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</p>																									
<u>山体周辺</u> 市町	<p><u>ア</u> 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</p> <p><u>イ</u> 火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</p> <p><u>ウ</u> 火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</p> <p><u>エ</u> 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>オ</u> 観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</p>																									
学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。																									
実施主体	内 容																									
<u>避難実施</u> 市町	<p><u>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</u></p> <p><u>・住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</u></p> <p><u>・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</u></p> <p><u>・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</u></p> <p><u>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u></p>																									
県	<p><u>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</u></p> <p><u>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></p> <p><u>・市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画の周知</u>を図る。</u></p> <p><u>・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</u></p>																									
静岡地方気象台	<u>・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。</u>																									
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	<u>・火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。</u>																									
<u>教育委員会</u>	<u>・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山</u>																									



静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
火山-41	<p>2 防災訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 478 557 514">実施主体</th> <th data-bbox="557 478 1549 514">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 514 557 737">県、<u>山体周辺</u>市町、防災関係機関、自主防災組織等</td> <td data-bbox="557 514 1549 737"> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、<u>県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は</u>、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。</li> <li>県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 737 557 842">県民</td> <td data-bbox="557 737 1549 842"> <u>県民は</u>、県、<u>山体周辺</u>市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する<u>噴火を想定した</u>防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県、 <u>山体周辺</u> 市町、防災関係機関、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、<u>県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は</u>、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。</li> <li>県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul>	県民	<u>県民は</u> 、県、 <u>山体周辺</u> 市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する <u>噴火を想定した</u> 防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 205 1783 296">学校</td> <td data-bbox="1783 205 2804 296">防災教育の推進に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 296 1783 386"><u>協議会</u></td> <td data-bbox="1783 296 2804 386"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>広域避難計画及び市町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。</u></li> <li><u>協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 478 1783 514">実施主体</th> <th data-bbox="1783 478 2804 514">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 514 1783 737">県、<u>避難実施</u>市町、防災関係機関、自主防災組織、<u>事業所</u>等</td> <td data-bbox="1783 514 2804 737"> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。</li> <li>県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 737 1783 842">県民</td> <td data-bbox="1783 737 2804 842">                     県、避難実施市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する<u>火山</u>防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。                 </td> </tr> </tbody> </table>	学校	防災教育の推進に努める。	<u>協議会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>広域避難計画及び市町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。</u></li> <li><u>協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。</u></li> </ul>	実施主体	内 容	県、 <u>避難実施</u> 市町、防災関係機関、自主防災組織、 <u>事業所</u> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。</li> <li>県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul>	県民	県、避難実施市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する <u>火山</u> 防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。
実施主体	内 容																	
県、 <u>山体周辺</u> 市町、防災関係機関、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、<u>県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は</u>、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。</li> <li>県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul>																	
県民	<u>県民は</u> 、県、 <u>山体周辺</u> 市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する <u>噴火を想定した</u> 防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。																	
学校	防災教育の推進に努める。																	
<u>協議会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>広域避難計画及び市町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。</u></li> <li><u>協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。</u></li> </ul>																	
実施主体	内 容																	
県、 <u>避難実施</u> 市町、防災関係機関、自主防災組織、 <u>事業所</u> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。</li> <li>県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul>																	
県民	県、避難実施市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する <u>火山</u> 防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。																	
火山-43	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は&lt;第1章第1節4(1)噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル&gt;のとおりでである。</p> <p>なお、情報伝達に<u>あたっては</u>、<u>要配慮者</u>への的確な情報提供に配慮するよう努める。 (図略)</p> <p>図5 噴火警報・予報等の伝達系統図 <u>(枠内※1～5 略)</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は&lt;第1章第2節1噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）&gt;のとおりでである。</p> <p>なお、情報伝達に<u>当たっては</u>、<u>避難行動要支援者</u>への的確な情報提供に配慮する。 (図略)</p> <p>図11 噴火警報・<u>噴火</u>予報等の伝達系統図 <u>(枠内※1～5 削除【輸送車両の確保等について、第2節以降の記載に統合】)</u></p>																
火山-44	<p>第2節 避難勧告等の<u>基準</u></p> <p>1 <u>市町長の避難の勧告及び指示</u></p> <p><u>噴火が始まる前には、群発地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等の現象が発生することが想定される。このため、気象庁から発表される噴火警報、噴火予報等による火山活動の状況に応じ、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、<u>以下</u>のとおりで避難対応を行う。</u></p>	<p>第2節 避難勧告等</p> <p>1 <u>避難勧告及び避難指示の発令</u></p> <p><u>噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、避難実施市町は、広域避難計画及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。</u></p> <p>噴火警報等（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、<u>次</u>のとおりで避難対応を行う。</p>																

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
火山－45	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 249 498 296">実施者</th> <th data-bbox="498 249 1507 296">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 296 498 747">市町長</td> <td data-bbox="498 296 1507 747"> <p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。</p> <p>また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。</p> <p>イ <u>市町長は、</u>避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>ほか</u>、警察官、<u>海上保安官</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ <u>市町長は、</u>避難の勧告又は指示をしたときは、速やかに<u>その旨</u>を知事に通知する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="329 800 1249 831"><u>(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難（略）</u></p> <p data-bbox="329 842 923 873"><u>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難（略）</u></p> <p data-bbox="314 932 492 963">&lt;代行処理&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 974 498 1020">実施者</th> <th data-bbox="498 974 1507 1020">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 1020 498 1289">警察官</td> <td data-bbox="498 1020 1507 1289"> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官 <u>又は海上保安官</u>は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1289 498 1604"><u>県</u>知事</td> <td data-bbox="498 1289 1507 1604"> <p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。</p> <p>イ <u>知事は、</u>避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>ほか</u>、警察官、<u>海上保安官</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1604 498 1740">災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="498 1604 1507 1740"> <p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官 <u>又は海上保安官</u>がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	市町長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。</p> <p>また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。</p> <p>イ <u>市町長は、</u>避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>ほか</u>、警察官、<u>海上保安官</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ <u>市町長は、</u>避難の勧告又は指示をしたときは、速やかに<u>その旨</u>を知事に通知する。</p>	実施者	内 容	警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官 <u>又は海上保安官</u>は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p>	<u>県</u> 知事	<p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。</p> <p>イ <u>知事は、</u>避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>ほか</u>、警察官、<u>海上保安官</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官 <u>又は海上保安官</u>がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 249 1754 296">実施者</th> <th data-bbox="1754 249 2763 296">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 296 1754 747"><u>避難実施</u>市町<u>の長</u></td> <td data-bbox="1754 296 2763 747"> <p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難勧告を<u>発令</u>する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示を<u>発令</u>する。</p> <p>イ 避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したとき、直ちに避難勧告又は<u>避難</u>指示の<u>発令</u>された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>とともに</u>、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したときは、速やかに知事に通知する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1584 800 2801 831"><u>(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難（削除、第1章第3節へ移行）</u></p> <p data-bbox="1584 842 2504 873"><u>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難（削除、第1章第3節へ移行）</u></p> <p data-bbox="1570 932 1748 963">&lt;代行処理&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 974 1754 1020">実施者</th> <th data-bbox="1754 974 2763 1020">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 1020 1754 1289">警察官</td> <td data-bbox="1754 1020 2763 1289"> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1289 1754 1604">知事</td> <td data-bbox="1754 1289 2763 1604"> <p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>する。</p> <p>イ <u>市町長に代わって</u>避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したとき、直ちに避難勧告又は<u>避難</u>指示の<u>発令</u>された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>とともに</u>、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1604 1754 1740">災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="1754 1604 2763 1740"> <p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	<u>避難実施</u> 市町 <u>の長</u>	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難勧告を<u>発令</u>する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示を<u>発令</u>する。</p> <p>イ 避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したとき、直ちに避難勧告又は<u>避難</u>指示の<u>発令</u>された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>とともに</u>、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したときは、速やかに知事に通知する。</p>	実施者	内 容	警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p>	知事	<p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>する。</p> <p>イ <u>市町長に代わって</u>避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したとき、直ちに避難勧告又は<u>避難</u>指示の<u>発令</u>された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>とともに</u>、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>
	実施者	内 容																								
市町長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。</p> <p>また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。</p> <p>イ <u>市町長は、</u>避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>ほか</u>、警察官、<u>海上保安官</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ <u>市町長は、</u>避難の勧告又は指示をしたときは、速やかに<u>その旨</u>を知事に通知する。</p>																									
実施者	内 容																									
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官 <u>又は海上保安官</u>は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p>																									
<u>県</u> 知事	<p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。</p> <p>イ <u>知事は、</u>避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>ほか</u>、警察官、<u>海上保安官</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>																									
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官 <u>又は海上保安官</u>がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>																									
実施者	内 容																									
<u>避難実施</u> 市町 <u>の長</u>	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難勧告を<u>発令</u>する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示を<u>発令</u>する。</p> <p>イ 避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したとき、直ちに避難勧告又は<u>避難</u>指示の<u>発令</u>された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>とともに</u>、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したときは、速やかに知事に通知する。</p>																									
実施者	内 容																									
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p>																									
知事	<p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>する。</p> <p>イ <u>市町長に代わって</u>避難勧告又は<u>避難</u>指示を<u>発令</u>したとき、直ちに避難勧告又は<u>避難</u>指示の<u>発令</u>された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達する<u>とともに</u>、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>																									
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>																									

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																
火山-46	<p><u>4 警戒区域の設定</u> <u>(第3章第2節 4の記載を移行・修正)</u></p> <table border="1" data-bbox="350 1056 1531 1822"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>山体周辺</u> 市町長</td> <td>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を山体周辺市町の長に通知する。</td> </tr> <tr> <td><u>県</u>知事</td> <td>災害発生により<u>山体周辺</u>市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、<u>山体周辺</u>市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td><u>山体周辺</u>市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を<u>山体周辺</u>市町の長に通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>山体周辺</u>市町の長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。</p>	実施者	内 容	<u>山体周辺</u> 市町長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。	警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を山体周辺市町の長に通知する。	<u>県</u> 知事	災害発生により <u>山体周辺</u> 市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>山体周辺</u> 市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<u>山体周辺</u> 市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を <u>山体周辺</u> 市町の長に通知する。	<p><u>2 警戒区域の設定</u> <u>避難実施市町の長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。</u> <u>避難実施市町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1605 653 2786 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>警戒区域設定の考え方</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td><u>警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。</u></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</u></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</u></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。</u></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1605 1056 2786 1822"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難実施</u> 市町の長</td> <td>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、避難実施市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員が現場にいないとき、又は避難実施市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を避難実施市町の長に通知する。</td> </tr> <tr> <td><u>知事</u></td> <td>災害発生により<u>避難実施</u>市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、<u>避難実施</u>市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td><u>避難実施</u>市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を<u>避難実施</u>市町の長に通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>避難実施</u>市町の長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。</p>	<u>警戒区域設定の考え方</u>		・	<u>警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。</u>	・	<u>噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</u>	・	<u>警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</u>	・	<u>警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。</u>	・	<u>小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</u>	実施者	内 容	<u>避難実施</u> 市町の長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。	警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、避難実施市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員が現場にいないとき、又は避難実施市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を避難実施市町の長に通知する。	<u>知事</u>	災害発生により <u>避難実施</u> 市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>避難実施</u> 市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<u>避難実施</u> 市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を <u>避難実施</u> 市町の長に通知する。
実施者	内 容																																	
<u>山体周辺</u> 市町長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。																																	
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を山体周辺市町の長に通知する。																																	
<u>県</u> 知事	災害発生により <u>山体周辺</u> 市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>山体周辺</u> 市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。																																	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<u>山体周辺</u> 市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を <u>山体周辺</u> 市町の長に通知する。																																	
<u>警戒区域設定の考え方</u>																																		
・	<u>警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。</u>																																	
・	<u>噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</u>																																	
・	<u>警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</u>																																	
・	<u>警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。</u>																																	
・	<u>小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</u>																																	
実施者	内 容																																	
<u>避難実施</u> 市町の長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。																																	
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、避難実施市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員が現場にいないとき、又は避難実施市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を避難実施市町の長に通知する。																																	
<u>知事</u>	災害発生により <u>避難実施</u> 市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>避難実施</u> 市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。																																	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<u>避難実施</u> 市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を <u>避難実施</u> 市町の長に通知する。																																	

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
	<p><u>(3 : 新設)</u></p>	<p><u>3 入山規制</u>  <u>避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。</u>  <u>また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。</u>  <u>入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。</u></p> <p><u>入山規制の実施基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1576 688 2288 995"> <thead> <tr> <th><u>実施時期</u></th> <th><u>入山規制エリア</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>噴火警戒レベル3</u></td> <td><u>第1次避難対象エリア</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル4</u></td> <td><u>第2次避難対象エリア</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル5</u></td> <td><u>第3次避難対象エリア</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火開始直後</u></td> <td><u>第4次A避難対象エリア</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火開始後</u></td> <td><u>第4次B避難対象エリア</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>実施時期</u>	<u>入山規制エリア</u>	<u>噴火警戒レベル3</u>	<u>第1次避難対象エリア</u>	<u>噴火警戒レベル4</u>	<u>第2次避難対象エリア</u>	<u>噴火警戒レベル5</u>	<u>第3次避難対象エリア</u>	<u>噴火開始直後</u>	<u>第4次A避難対象エリア</u>	<u>噴火開始後</u>	<u>第4次B避難対象エリア</u>
<u>実施時期</u>	<u>入山規制エリア</u>													
<u>噴火警戒レベル3</u>	<u>第1次避難対象エリア</u>													
<u>噴火警戒レベル4</u>	<u>第2次避難対象エリア</u>													
<u>噴火警戒レベル5</u>	<u>第3次避難対象エリア</u>													
<u>噴火開始直後</u>	<u>第4次A避難対象エリア</u>													
<u>噴火開始後</u>	<u>第4次B避難対象エリア</u>													
火山-45	<p><u>2 住民等の避難方法</u>  <u>(1) 自ら避難のための交通手段を確保できる者は、当該交通手段により避難対象エリア外に避難又退去する。</u>                  (2) 避難先は避難対象エリア外の県内市町への<u>避難</u>を基本とする。                  (3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。                  (4) 避難する場合、ヘルメット、<u>防災ずきん</u>、マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</p>	<p><u>4 住民等の避難</u>  <u>(1) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、円滑に避難することができない住民については、輸送車両（バス、トラック等）による輸送を行う。</u>                  (2) 避難先は避難対象エリア外の県内の<u>受入</u>市町の<u>受入避難所</u>を基本とする。                  (3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。                  (4) 避難する場合、<u>火山灰や小さな噴石の降下に備え</u>、ヘルメット、<u>防塵</u>マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</p>												
火山-45	<p><u>3 一時帰宅の実施</u>                  (1) <u>山体周辺</u>市町の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。                  (2) <u>山体周辺</u>市町の長は、一時帰宅を行う場合は、<u>県に助言を求めることができる。</u>                  (3) <u>県は、山体周辺市町の長から一時帰宅を行うに当たり助言を求められた場合は、必要に応じて関係機関、火山専門家等と協議を行う。</u></p>	<p><u>5 一時帰宅の実施</u>                  (1) <u>避難実施</u>市町の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。                  (2) <u>避難実施</u>市町の長は、一時帰宅を行う場合は、<u>合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。</u>                  (3) <u>避難実施市町の長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。</u></p>												

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																														
火山-47	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>県は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。</p> <table border="1" data-bbox="350 338 1531 1866"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <b>【情報収集体制】</b>                      ・「噴火予報（レベル1（平常）」で<b>危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</b>                       ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」                      ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき                 </td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <b>【警戒体制】</b>                      ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」                      ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき                 </td> <td rowspan="2">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁 <u>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</u></td> </tr> <tr> <td>出先 <u>健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <b>【警戒本部設置体制】</b>                      ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」                      ・「噴火警報（レベル5（避難）」                      ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき                 </td> <td rowspan="2">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁 企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等	<b>【情報収集体制】</b> ・「噴火予報（レベル1（平常）」で <b>危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</b>  ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局	<b>【警戒体制】</b> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁 <u>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</u>	出先 <u>健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</u>	<b>【警戒本部設置体制】</b> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁 企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>県は、噴火<b>警戒</b>レベルに応じて、次の体制により対応に当たる。</p> <table border="1" data-bbox="1605 338 2786 1866"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <b>【情報収集体制】</b>                      ・「噴火予報（レベル1（<u>活火山であることに留意</u>）」で、<u>協議会が「噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制）をとったとき</u>                      ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」<u>（引き下げ時）</u>                      ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき                 </td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <u>（削除）</u> </td> <td rowspan="2"> <u>（削除）</u> </td> <td rowspan="2"> <u>（削除）</u> </td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <b>【警戒本部設置体制】</b>                      ・「<u>火口周辺警報（レベル3（入山規制）</u>）」                      ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」                      ・「噴火警報（レベル5（避難）」                      ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき                 </td> <td rowspan="2">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁 企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等	<b>【情報収集体制】</b> ・「噴火予報（レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ）」で、 <u>協議会が「噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制）をとったとき</u> ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 <u>（引き下げ時）</u> ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<b>【警戒本部設置体制】</b> ・「 <u>火口周辺警報（レベル3（入山規制）</u> ）」 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁 企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
配備体制	配備内容	配備部局等																														
<b>【情報収集体制】</b> ・「噴火予報（レベル1（平常）」で <b>危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</b>  ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																														
		出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局																														
<b>【警戒体制】</b> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁 <u>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</u>																														
		出先 <u>健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</u>																														
<b>【警戒本部設置体制】</b> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁 企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																														
		出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局																														
配備体制	配備内容	配備部局等																														
<b>【情報収集体制】</b> ・「噴火予報（レベル1（ <u>活火山であることに留意</u> ）」で、 <u>協議会が「噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制）をとったとき</u> ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 <u>（引き下げ時）</u> ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																														
		出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局																														
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																														
<b>【警戒本部設置体制】</b> ・「 <u>火口周辺警報（レベル3（入山規制）</u> ）」 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁 企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																														
		出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局																														

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
火山-47	<p>2 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(1) 本部員会議 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任 務</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請</td> <td>                     エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項                 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	任 務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請</td> <td>                     エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項                 </td> </tr> </tbody> </table>	内	容	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項	<p>2 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(1) 本部員会議 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任 務</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請</td> <td>                     エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 キ <u>協議会（合同会議）との調整</u> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	任 務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請</td> <td>                     エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 キ <u>協議会（合同会議）との調整</u> </td> </tr> </tbody> </table>	内	容	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 キ <u>協議会（合同会議）との調整</u>
区分	内 容																	
任 務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請</td> <td>                     エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項                 </td> </tr> </tbody> </table>	内	容	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項													
内	容																	
ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項																	
区分	内 容																	
任 務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請</td> <td>                     エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 キ <u>協議会（合同会議）との調整</u> </td> </tr> </tbody> </table>	内	容	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 キ <u>協議会（合同会議）との調整</u>													
内	容																	
ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 キ <u>協議会（合同会議）との調整</u>																	
火山-48	<p>(2) 対策会議 (略)</p> <p>図 <u>6</u> 県対策会議図</p> <p><u>(3：新設)</u></p>	<p>(2) 対策会議 (略)</p> <p>図 <u>12</u> 県対策会議図</p> <p><u>3 協議会（または合同会議）との調整</u></p> <p><u>協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。</u></p> <p><u>また、噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。</u></p> <p><u>県災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、県の対応方針を協議の上、決定する。</u></p>																
火山-48	<p>第4節 交通の制限</p> <p>1 <u>陸上交通</u></p>	<p>第4節 交通規制</p> <p>1 <u>一般道路の交通規制</u></p> <p><u>(1) 基本的な考え方</u></p> <p><u>警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。</u></p>																

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																									
	<table border="1" data-bbox="350 1686 1516 1913"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係市町長</td> <td>警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。</td> </tr> <tr> <td>県公安委員会（警察）</td> <td>(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。	県公安委員会（警察）	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。	<p>市町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。</p> <p>警察は、市町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに市町が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。</p> <p>道路管理者（国・県・市町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。</p> <p>交通規制の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1576 743 2763 1150"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>交通規制エリア</th> <th>交通規制対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td>第1次避難対象エリア</td> <td>・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル4</td> <td>第1次～第2次避難対象エリア</td> <td>・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル5</td> <td>第1次～第3次避難対象エリア</td> <td>・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等</td> </tr> <tr> <td>噴火後</td> <td>第1次～第4次B避難対象エリア</td> <td>・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p>(2) 道路使用に関する調整</p> <p>緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。</p> <p>警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。</p> <table border="1" data-bbox="1614 1692 2763 1919"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県公安委員会（警察）</td> <td>ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	交通規制エリア	交通規制対応	噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等	噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等	噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等	噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等	実施者	内 容	県公安委員会（警察）	ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行
実施主体	内 容																										
関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。																										
県公安委員会（警察）	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。																										
実施時期	交通規制エリア	交通規制対応																									
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等																									
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等																									
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等																									
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等																									
実施者	内 容																										
県公安委員会（警察）	ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行																										

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
	<p><u>(2)</u> 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p><u>(3)</u> 上記<u>(2)</u>の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>	<p>車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p><u>ウ</u> 上記<u>イ</u>の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>
	<p><u>道路管理者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節3に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。</li> <li>・降灰後土石流の影響想定範囲内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。</li> <li>・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。</li> </ul>	
	<p><u>鉄道事業者</u></p> <p>降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う</p>	
<p><u>(2：新設)</u></p>		<p><u>2 高速道路の交通規制</u></p> <p>一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。</p> <p>警察は、市町が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。</p> <p>なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。</p>



静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																				
		<p><u>高速道路等における交通規制の実施基準</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 247 1774 296">実施時期</th> <th data-bbox="1774 247 1970 296">規制対象</th> <th data-bbox="1970 247 2608 296">交通規制対応</th> <th data-bbox="2608 247 2754 296">実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 296 1774 541">噴火警戒レベル3以降</td> <td data-bbox="1774 296 1970 541">二 (必要に応じて)</td> <td data-bbox="1970 296 2608 386"> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始に伴う交通規制</li> <li>広域避難者（車両）の交通誘導</li> </ul> </td> <td data-bbox="2608 296 2754 386">警察</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 386 1774 541"></td> <td data-bbox="1774 386 1970 541"></td> <td data-bbox="1970 386 2608 541"> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul> </td> <td data-bbox="2608 386 2754 541">NEXCO 中日本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 541 1774 762">噴火後</td> <td data-bbox="1774 541 1970 762">避難勧告等が発令された地域を含む区間</td> <td data-bbox="1970 541 2608 632"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul> </td> <td data-bbox="2608 541 2754 632">警察</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 632 1774 762"></td> <td data-bbox="1774 632 1970 762"></td> <td data-bbox="1970 632 2608 762"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）</li> </ul> </td> <td data-bbox="2608 632 2754 762">NEXCO 中日本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p><u>3 鉄道の運行規制</u></p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる鉄道区間を運行規制の対象とする。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づく詳細な運行規制の実施方法を検討する。噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、利用者に周知する。また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、速やかに当該区間の運行を休止するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、協議会（または合同会議）において調整を行った上で、運行規制を実施する。</p> <p>本計画で鉄道運行規制の対象となる鉄道路線は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線</li> <li>富士急行（株）：富士急行線</li> <li>岳南電車（株）：岳南鉄道線</li> </ul>	実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者	噴火警戒レベル3以降	二 (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始に伴う交通規制</li> <li>広域避難者（車両）の交通誘導</li> </ul>	警察			<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本	噴火後	避難勧告等が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）</li> </ul>	NEXCO 中日本
実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者																			
噴火警戒レベル3以降	二 (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始に伴う交通規制</li> <li>広域避難者（車両）の交通誘導</li> </ul>	警察																			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本																			
噴火後	避難勧告等が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察																			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）</li> </ul>	NEXCO 中日本																			
(3 : 新設)																						

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新									
火山-49	<p><u>2 航空交通</u> <u>(追加)</u></p> <p>県は、取材及びその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求め、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。</p> <p><u>(第5節：新設)</u></p> <p><u>(第6節：新設)</u></p>	<p><u>鉄道における運行規制の実施基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1576 247 2754 506"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>鉄道事業者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3以降</td> <td>＝ (必要に応じて)</td> <td>火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制</td> </tr> <tr> <td>避難勧告等発令時</td> <td>避難勧告等が発令された地域を含む区間</td> <td>運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p><u>4 航空機に対する措置</u></p> <p>国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議し、必要に応じてNOTAM(ノータム：Notice to airman)の発出を検討する。</p> <p>県は、報道機関の取材及びその他の事由により飛行制限区域を航行しようとする航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。</p> <p><u>第5節 避難者の輸送</u></p> <p>県は、県バス協会や県トラック協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、資料の巻Ⅱ 10-4-5「民間車両借上げ計画」(中部運輸局静岡運輸支局策定)に基づき、車両の派遣要請を行う。</p> <p>市町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決めて一般住民等に対し周知する。</p> <p>県は、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意(情報収集体制))の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。</p> <p>市町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会や県トラック協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。</p> <p><u>第6節 広域避難路の除灰等</u></p> <p><u>1 除灰等に係る対応</u></p> <p>県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。</p> <p>また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザード</p>	実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応	噴火警戒レベル3以降	＝ (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制	避難勧告等発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制
実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応									
噴火警戒レベル3以降	＝ (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制									
避難勧告等発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制									

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新										
		<p><u>マップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。</u></p> <p><u>(1) 基本的な考え方</u></p> <p><u>道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。</u></p> <p><u>道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。</u></p> <p><u>(2) 除灰作業用資機材の確保</u></p> <p><u>大量の降灰に備えて、県、市町及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。</u></p> <p><u>なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。</u></p> <p><u>(3) 道路除灰等作業計画の作成</u></p> <p><u>道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。</u></p> <p><u>降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1576 1507 2341 1871"> <thead> <tr> <th>道路除灰等作業計画の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・降灰状況の把握体制</td></tr> <tr><td>・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</td></tr> <tr><td>・調達可能な除灰作業用資機材の把握</td></tr> <tr><td>・優先除灰路線の設定</td></tr> <tr><td>・人員、資機材投入パターンの検討</td></tr> <tr><td>・資機材用の燃料確保</td></tr> <tr><td>・一時仮置き場の設定</td></tr> <tr><td>・輸送ルートの設定</td></tr> <tr><td>・最終処分方法、処分場所の決定</td></tr> </tbody> </table>	道路除灰等作業計画の主な内容	・降灰状況の把握体制	・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討	・調達可能な除灰作業用資機材の把握	・優先除灰路線の設定	・人員、資機材投入パターンの検討	・資機材用の燃料確保	・一時仮置き場の設定	・輸送ルートの設定	・最終処分方法、処分場所の決定
道路除灰等作業計画の主な内容												
・降灰状況の把握体制												
・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討												
・調達可能な除灰作業用資機材の把握												
・優先除灰路線の設定												
・人員、資機材投入パターンの検討												
・資機材用の燃料確保												
・一時仮置き場の設定												
・輸送ルートの設定												
・最終処分方法、処分場所の決定												

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
火山-49	第5節 社会秩序維持活動 (略)	第7節 社会秩序維持活動 (略)																
火山-49	第6節 被害拡大防止対策 (略)	第8節 被害拡大防止対策 (略)																
火山-49	第7節 継続災害対応計画 (略)	第9節 継続災害対応計画 (略)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 1018 706 1060">実施主体</th> <th data-bbox="706 1018 1516 1060">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1060 706 1287">国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局</td> <td data-bbox="706 1060 1516 1287">ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1287 706 1346">県</td> <td data-bbox="706 1287 1516 1346">土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1346 706 1482">山体周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内市町</td> <td data-bbox="706 1346 1516 1482">ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事	県	土石流対策の緊急工事	山体周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施	<p data-bbox="1576 260 2801 470"><u>(4) 火山灰の処分</u> <u>一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1623 1018 1961 1060">実施主体</th> <th data-bbox="1961 1018 2772 1060">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1623 1060 1961 1287">国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局</td> <td data-bbox="1961 1060 2772 1287">ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1287 1961 1346">県</td> <td data-bbox="1961 1287 2772 1346">土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1346 1961 1482">富士山周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内の市町</td> <td data-bbox="1961 1346 2772 1482">ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事	県	土石流対策の緊急工事	富士山周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内の市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施
実施主体	内 容																	
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事																	
県	土石流対策の緊急工事																	
山体周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施																	
実施主体	内 容																	
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事																	
県	土石流対策の緊急工事																	
富士山周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内の市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施																	
火山-50	第8節 広域連携 (略)	第10節 広域連携 (略)																

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																												
大火災-8	<p>I 大火災対策計画 第1章 総則 (略) 第2章 火災予防計画 第1、2節 (略) 第3節 林野火災対策の推進 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>林野火災関係機関</td> <td>(略) <u>(独) 森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>予防設備の整備</td> <td>関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td><u>消防資機材の配備</u></td> <td><u>林野火災に対する県有消防資機材を整備する。</u></td> </tr> </table> <p><u>県有消防資機材 林野火災消防資機材</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">現有数</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>配置場所</th> <th>数量</th> <th>配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>チェーンソー</u></td> <td><u>5台</u></td> <td><u>陸上自衛隊第34普通科連隊</u> <u>(御殿場市)</u></td> <td><u>6台</u></td> <td><u>陸上自衛隊第10特科連隊</u> <u>(豊川市)</u></td> </tr> <tr> <td><u>下刈機</u></td> <td><u>10台</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>10台</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>背負式消火器</u></td> <td><u>15個</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>20個</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>下刈鎌</u></td> <td><u>100丁</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>100丁</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>鋸(のこ)</u></td> <td><u>97丁</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>100丁</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>鉋(なた)</u></td> <td><u>100丁</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>100丁</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>鳶口</u></td> <td><u>50丁</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>47丁</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 大規模火災及び林野火災に対する活動計画 (略) 第2節 情報伝達系統図 「<u>地域</u>危機管理局」 (略)</p>	区分	内容	林野火災関係機関	(略) <u>(独) 森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所</u> (略)	予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。	<u>消防資機材の配備</u>	<u>林野火災に対する県有消防資機材を整備する。</u>	種別	現有数				数量	配置場所	数量	配置場所	<u>チェーンソー</u>	<u>5台</u>	<u>陸上自衛隊第34普通科連隊</u> <u>(御殿場市)</u>	<u>6台</u>	<u>陸上自衛隊第10特科連隊</u> <u>(豊川市)</u>	<u>下刈機</u>	<u>10台</u>	<u>〃</u>	<u>10台</u>	<u>〃</u>	<u>背負式消火器</u>	<u>15個</u>	<u>〃</u>	<u>20個</u>	<u>〃</u>	<u>下刈鎌</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>鋸(のこ)</u>	<u>97丁</u>	<u>〃</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>鉋(なた)</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>鳶口</u>	<u>50丁</u>	<u>〃</u>	<u>47丁</u>	<u>〃</u>	<p>I 大火災対策計画 第1章 総則 (略) 第2章 火災予防計画 第1、2節 (略) 第3節 林野火災対策の推進 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>林野火災関係機関</td> <td>(略) <u>国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>予防設備の整備</td> <td>関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </table> <p><u>(削除【県有消防資機材の整備事業は廃止済みのため】)</u></p> <p>第4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 大規模火災及び林野火災に対する活動計画 (略) 第2節 情報伝達系統図 「危機管理局<u>等</u>」 (略)</p>	区分	内容	林野火災関係機関	(略) <u>国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所</u> (略)	予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
区分	内容																																																													
林野火災関係機関	(略) <u>(独) 森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所</u> (略)																																																													
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。																																																													
<u>消防資機材の配備</u>	<u>林野火災に対する県有消防資機材を整備する。</u>																																																													
種別	現有数																																																													
	数量	配置場所	数量	配置場所																																																										
<u>チェーンソー</u>	<u>5台</u>	<u>陸上自衛隊第34普通科連隊</u> <u>(御殿場市)</u>	<u>6台</u>	<u>陸上自衛隊第10特科連隊</u> <u>(豊川市)</u>																																																										
<u>下刈機</u>	<u>10台</u>	<u>〃</u>	<u>10台</u>	<u>〃</u>																																																										
<u>背負式消火器</u>	<u>15個</u>	<u>〃</u>	<u>20個</u>	<u>〃</u>																																																										
<u>下刈鎌</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>																																																										
<u>鋸(のこ)</u>	<u>97丁</u>	<u>〃</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>																																																										
<u>鉋(なた)</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>	<u>100丁</u>	<u>〃</u>																																																										
<u>鳶口</u>	<u>50丁</u>	<u>〃</u>	<u>47丁</u>	<u>〃</u>																																																										
区分	内容																																																													
林野火災関係機関	(略) <u>国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所</u> (略)																																																													
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。																																																													
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																													
大火災-11	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 大規模火災及び林野火災に対する活動計画 (略) 第2節 情報伝達系統図 「<u>地域</u>危機管理局」 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 大規模火災及び林野火災に対する活動計画 (略) 第2節 情報伝達系統図 「危機管理局<u>等</u>」 (略)</p>																																																												

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																
大火災 -12	<p>第3節 県の対応 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (略)</p> <p>(1) 本部員会議 ア (略)</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、<u>県理事(交通ネットワーク担当)</u>等関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p> <p>II 大爆発対策計画 第1章 総則 第1～2節 (略)</p> <p>第3節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製造所</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,539</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,732</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,857</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10,834</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,315</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,369</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,738</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>15,572</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>7,198</td> </tr> </tbody> </table>	区分		県計	製造所		220	貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,539	屋外タンク "	2,732	屋内タンク "	583	地下タンク "	2,420	簡易タンク "	56	移動タンク "	1,857	屋 外 "	427	小 計	10,834	取扱所	給油 取扱所	2,315	第1種販売 "	38	第1種販売 "	6	移 送 "	10	一 般 "	2,369	小 計	4,738	合 計	15,572	事業者数	7,198	<p>第3節 県の対応 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (略)</p> <p>(1) 本部員会議 ア (略)</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p> <p>II 大爆発対策計画 第1章 総則 第1～2節 (略)</p> <p>第3節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製造所</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,499</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,642</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,799</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10,287</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,243</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,582</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>15,088</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>6,883</td> </tr> </tbody> </table>	区分		県計	製造所		219	貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,499	屋外タンク "	2,642	屋内タンク "	550	地下タンク "	2,320	簡易タンク "	50	移動タンク "	1,799	屋 外 "	427	小 計	10,287	取扱所	給油 取扱所	2,243	第1種販売 "	37	第1種販売 "	5	移 送 "	10	一 般 "	2,287	小 計	4,582	合 計	15,088	事業者数	6,883
区分		県計																																																																																
製造所		220																																																																																
貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,539																																																																																
	屋外タンク "	2,732																																																																																
	屋内タンク "	583																																																																																
	地下タンク "	2,420																																																																																
	簡易タンク "	56																																																																																
	移動タンク "	1,857																																																																																
	屋 外 "	427																																																																																
	小 計	10,834																																																																																
取扱所	給油 取扱所	2,315																																																																																
	第1種販売 "	38																																																																																
	第1種販売 "	6																																																																																
	移 送 "	10																																																																																
	一 般 "	2,369																																																																																
	小 計	4,738																																																																																
合 計	15,572																																																																																	
事業者数	7,198																																																																																	
区分		県計																																																																																
製造所		219																																																																																
貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,499																																																																																
	屋外タンク "	2,642																																																																																
	屋内タンク "	550																																																																																
	地下タンク "	2,320																																																																																
	簡易タンク "	50																																																																																
	移動タンク "	1,799																																																																																
	屋 外 "	427																																																																																
	小 計	10,287																																																																																
取扱所	給油 取扱所	2,243																																																																																
	第1種販売 "	37																																																																																
	第1種販売 "	5																																																																																
	移 送 "	10																																																																																
	一 般 "	2,287																																																																																
	小 計	4,582																																																																																
合 計	15,088																																																																																	
事業者数	6,883																																																																																	
大火災 -18																																																																																		

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大火災 -19	(略) 高圧ガス製造事業所（第1種）	(略) 高圧ガス製造事業所（第1種）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">冷凍 アンモニア</th> <th rowspan="2">液化石油 ガス LPG</th> <th colspan="5">一般高圧ガス</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>酸素</th> <th>水素</th> <th>アンモニア</th> <th>塩素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下田市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊東市</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>熱海市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>三島市</td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>沼津市</td><td></td><td>13</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>裾野市</td><td></td><td>5</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>天然ガス1、メタン1</td></tr> <tr><td>御殿場市</td><td></td><td>12</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>富士市</td><td></td><td>15</td><td>15</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td>1 天然ガス3</td></tr> <tr><td>富士宮市</td><td>1</td><td>8</td><td>7</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス5</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>6</td><td>27</td><td>23</td><td>11</td><td>1</td><td></td><td>1 エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン、ジメチルエタン</td></tr> <tr><td>焼津市</td><td>9</td><td>14</td><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>藤枝市</td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>島田市</td><td></td><td>12</td><td>4</td><td></td><td>1</td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>掛川市</td><td></td><td>16</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>袋井市</td><td>2</td><td>10</td><td>6</td><td></td><td></td><td>1</td><td>ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1</td></tr> <tr><td>磐田市</td><td>1</td><td>12</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>塩化ビニル1、天然ガス8</td></tr> <tr><td>浜松市</td><td></td><td>28</td><td>26</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イウ1</td></tr> <tr><td>湖西市</td><td></td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊豆市</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>御前崎市</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>トリメチルアミン1</td></tr> <tr><td>伊豆の国市</td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>菊川市</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>牧之原市</td><td></td><td>8</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>賀茂郡</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田方郡</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>駿東郡</td><td></td><td>12</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>榛原郡</td><td></td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>周智郡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>19</td><td>244</td><td>126</td><td>50</td><td>11</td><td>7</td><td>2 56</td></tr> </tbody> </table>	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					その他	酸素	水素	アンモニア	塩素	下田市		3	1	1				伊東市		4						熱海市		3	1	1				三島市		4	1	1				沼津市		13	2	1			天然ガス1	裾野市		5	5	1	1	1	天然ガス1、メタン1	御殿場市		12	3	2			天然ガス1	富士市		15	15	7	2	2	1 天然ガス3	富士宮市	1	8	7	2			天然ガス5	静岡市	6	27	23	11	1		1 エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン、ジメチルエタン	焼津市	9	14	4	1			天然ガス3	藤枝市		5						島田市		12	4		1		天然ガス3	掛川市		16	6	2	2		天然ガス2	袋井市	2	10	6			1	ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	磐田市	1	12	14	2	2	1	塩化ビニル1、天然ガス8	浜松市		28	26	14	2	2	アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イウ1	湖西市		7	1	1				伊豆市		1						御前崎市		2	1				トリメチルアミン1	伊豆の国市		6						菊川市		4						牧之原市		8	1				天然ガス1	賀茂郡		4						田方郡		2						駿東郡		12	3	1			天然ガス2	榛原郡		7	2	2				周智郡								計	19	244	126	50	11	7	2 56	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">冷凍 アンモニア</th> <th rowspan="2">液化石油 ガス LPG</th> <th colspan="5">一般高圧ガス</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>酸素</th> <th>水素</th> <th>アンモニア</th> <th>塩素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下田市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊東市</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>熱海市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>三島市</td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>沼津市</td><td></td><td>12</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>裾野市</td><td></td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>天然ガス1、メタン1</td></tr> <tr><td>御殿場市</td><td></td><td>12</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>富士市</td><td></td><td>12</td><td>15</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td>1 天然ガス3</td></tr> <tr><td>富士宮市</td><td>1</td><td>8</td><td>7</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス5</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>6</td><td>26</td><td>23</td><td>11</td><td>1</td><td></td><td>1 エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1</td></tr> <tr><td>焼津市</td><td>9</td><td>11</td><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>藤枝市</td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>島田市</td><td></td><td>9</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>掛川市</td><td></td><td>16</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>袋井市</td><td>2</td><td>9</td><td>6</td><td></td><td></td><td>1</td><td>ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1</td></tr> <tr><td>磐田市</td><td>1</td><td>10</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>塩化ビニル1、天然ガス8</td></tr> <tr><td>浜松市</td><td></td><td>28</td><td>26</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イウ1</td></tr> <tr><td>湖西市</td><td></td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊豆市</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>御前崎市</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>トリメチルアミン1</td></tr> <tr><td>伊豆の国市</td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>菊川市</td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>牧之原市</td><td></td><td>7</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>賀茂郡</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田方郡</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>駿東郡</td><td></td><td>10</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>榛原郡</td><td></td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>周智郡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>19</td><td>224</td><td>125</td><td>50</td><td>10</td><td>6</td><td>2 57</td></tr> </tbody> </table>	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					その他	酸素	水素	アンモニア	塩素	下田市		3	1	1				伊東市		4						熱海市		3	1	1				三島市		4	1	1				沼津市		12	2	1			天然ガス1	裾野市		5	4	1	1		天然ガス1、メタン1	御殿場市		12	3	2			天然ガス1	富士市		12	15	7	2	2	1 天然ガス3	富士宮市	1	8	7	2			天然ガス5	静岡市	6	26	23	11	1		1 エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	焼津市	9	11	4	1			天然ガス3	藤枝市		5						島田市		9	3				天然ガス3	掛川市		16	6	2	2		天然ガス2	袋井市	2	9	6			1	ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	磐田市	1	10	14	2	2	1	塩化ビニル1、天然ガス8	浜松市		28	26	14	2	2	アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イウ1	湖西市		7	1	1				伊豆市		1						御前崎市		2	1				トリメチルアミン1	伊豆の国市		6						菊川市		3						牧之原市		7	1				天然ガス1	賀茂郡		4						田方郡		2						駿東郡		10	3	1			天然ガス2	榛原郡		5	3	2			天然ガス1	周智郡								計	19	224	125	50	10	6
区分	冷凍 アンモニア				液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		酸素	水素	アンモニア		塩素																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下田市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
伊東市		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
熱海市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三島市		4	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
沼津市		13	2	1			天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
裾野市		5	5	1	1	1	天然ガス1、メタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御殿場市		12	3	2			天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
富士市		15	15	7	2	2	1 天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
富士宮市	1	8	7	2			天然ガス5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
静岡市	6	27	23	11	1		1 エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン、ジメチルエタン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
焼津市	9	14	4	1			天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
藤枝市		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
島田市		12	4		1		天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
掛川市		16	6	2	2		天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
袋井市	2	10	6			1	ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
磐田市	1	12	14	2	2	1	塩化ビニル1、天然ガス8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浜松市		28	26	14	2	2	アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イウ1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
湖西市		7	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
伊豆市		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
御前崎市		2	1				トリメチルアミン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
伊豆の国市		6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
菊川市		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
牧之原市		8	1				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
賀茂郡		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
田方郡		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
駿東郡		12	3	1			天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
榛原郡		7	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
周智郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	19	244	126	50	11	7	2 56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			酸素	水素	アンモニア	塩素																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下田市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
伊東市		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
熱海市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三島市		4	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
沼津市		12	2	1			天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
裾野市		5	4	1	1		天然ガス1、メタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御殿場市		12	3	2			天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
富士市		12	15	7	2	2	1 天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
富士宮市	1	8	7	2			天然ガス5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
静岡市	6	26	23	11	1		1 エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
焼津市	9	11	4	1			天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
藤枝市		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
島田市		9	3				天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
掛川市		16	6	2	2		天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
袋井市	2	9	6			1	ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
磐田市	1	10	14	2	2	1	塩化ビニル1、天然ガス8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浜松市		28	26	14	2	2	アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イウ1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
湖西市		7	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
伊豆市		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
御前崎市		2	1				トリメチルアミン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
伊豆の国市		6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
菊川市		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
牧之原市		7	1				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
賀茂郡		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
田方郡		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
駿東郡		10	3	1			天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
榛原郡		5	3	2			天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周智郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	19	224	125	50	10	6	2 57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
大火災 -23	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略)</p> <p>第2節 情報伝達系統図 「<u>地域</u>危機管理局」</p> <p>第3節 県の対応 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (略)</p> <p>(1) 本部員会議 ア (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略)</p> <p>第2節 情報伝達系統図 「危機管理局<u>等</u>」</p> <p>第3節 県の対応 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (略)</p> <p>(1) 本部員会議 ア (略)</p>
大火災 -24	<p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、<u>県理事(交通ネットワーク担当)</u><u>等</u>関係者の出席を求めることができる。 (略)</p> <p>(2) 対策会議 &lt;県対策会議図&gt;中 「文化・観光部観光局長」</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	<p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。 (略)</p> <p>(2) 対策会議 &lt;県対策会議図&gt;中 「文化・観光部観光<u>交流</u>局長」</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>



静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																				
大事故-5	<p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 第1～2節 (略) 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>351.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,247.9</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>307</td> <td><u>3,222.9</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td><u>107,671</u></td> <td><u>32,075.2</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>107,998</u></td> <td><u>36,897.8</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	351.8	一般国道	18	1,247.9	県道	307	<u>3,222.9</u>	市町道	<u>107,671</u>	<u>32,075.2</u>	合計	<u>107,998</u>	<u>36,897.8</u>	<p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 第1～2節 (略) 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>351.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,258.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>307</td> <td><u>3,229.1</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td><u>108,023</u></td> <td><u>32,083.3</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>108,350</u></td> <td><u>36,922.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	351.8	一般国道	18	1,258.7	県道	307	<u>3,229.1</u>	市町道	<u>108,023</u>	<u>32,083.3</u>	合計	<u>108,350</u>	<u>36,922.9</u>
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																				
高速自動車国道	2	351.8																																				
一般国道	18	1,247.9																																				
県道	307	<u>3,222.9</u>																																				
市町道	<u>107,671</u>	<u>32,075.2</u>																																				
合計	<u>107,998</u>	<u>36,897.8</u>																																				
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																				
高速自動車国道	2	351.8																																				
一般国道	18	1,258.7																																				
県道	307	<u>3,229.1</u>																																				
市町道	<u>108,023</u>	<u>32,083.3</u>																																				
合計	<u>108,350</u>	<u>36,922.9</u>																																				
大事故-11	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 情報の収集・伝達 &lt;情報連絡系統図&gt;中 「<u>地域</u>危機管理局」 第2,3節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 情報の収集・伝達 &lt;情報連絡系統図&gt;中 「<u>危機管理局等</u>」 第2,3節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)</p>																																				
大事故-21	<p>II 船舶事故計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 情報の収集・伝達 &lt;情報連絡系統図&gt;中 「<u>地域</u>危機管理局」 第2節 (略)</p> <p>III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 (略) 第1,2節 (略)</p>	<p>II 船舶事故計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 情報の収集・伝達 &lt;情報連絡系統図&gt;中 「<u>危機管理局等</u>」 第2節 (略)</p> <p>III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 (略) 第1,2節 (略)</p>																																				

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																		
大事故-30	<p>第3節 重油等の種類と性質 (略)</p> <p>2 具体的な排出物ごとの規定 (略)</p> <p>(3) 危険物が排出された場合 (略)</p> <p>○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>根拠法令</th> <th>責務等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>漁港管理者</td> <td>漁港漁場整備法 第4条第18条</td> <td>漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。</td> </tr> </tbody> </table>	主体	根拠法令	責務等の内容	(略)	(略)	(略)	漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。	<p>第3節 重油等の種類と性質 (略)</p> <p>2 具体的な排出物ごとの規定 (略)</p> <p>(3) 危険物が排出された場合 (略)</p> <p>○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>根拠法令</th> <th>責務等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>漁港管理者</td> <td>漁港漁場整備法 第4条</td> <td>漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。</td> </tr> </tbody> </table>	主体	根拠法令	責務等の内容	(略)	(略)	(略)	漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。
主体	根拠法令	責務等の内容																		
(略)	(略)	(略)																		
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。																		
主体	根拠法令	責務等の内容																		
(略)	(略)	(略)																		
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。																		
大事故-35	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 情報の収集・伝達 &lt;情報連絡系統図&gt;中 「各地域危機管理局」 (略)</p> <p>第2節 応急対策 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 情報の収集・伝達 &lt;情報連絡系統図&gt;中 「各危機管理局等」 (略)</p> <p>第2節 応急対策 (略)</p>																		
大事故-36	<p>2 県の体制 (1) 突発的災害応急体制（事前配備体制） (略)</p> <p>※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域危機管理局長ほか） (略)</p>	<p>2 県の体制 (1) 突発的災害応急体制（事前配備体制） (略)</p> <p>※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、危機管理局長ほか） (略)</p>																		
大事故-39	<p>3 防災関係機関 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船舶運行者</td> <td>ア、イ (略) ウ 海保や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	実施主体	内容	(略)	(略)	船舶運行者	ア、イ (略) ウ 海保や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (略)	(略)	(略)	<p>3 防災関係機関 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船舶運行者</td> <td>ア、イ (略) ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	実施主体	内容	(略)	(略)	船舶運行者	ア、イ (略) ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (略)	(略)	(略)		
実施主体	内容																			
(略)	(略)																			
船舶運行者	ア、イ (略) ウ 海保や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (略)																			
(略)	(略)																			
実施主体	内容																			
(略)	(略)																			
船舶運行者	ア、イ (略) ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (略)																			
(略)	(略)																			

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																
大事故-49	<p>IV 鉄道事故対策計画</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>「経路図」中 「県交通政策課」 「管轄地域危機管理局」 (略)</p>	<p>IV 鉄道事故対策計画</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>「経路図」中 「県地域交通課」 「管轄危機管理局等」 (略)</p>																																
大事故-50	<p>第2節 応急対策</p> <p>1 県の体制</p> <p>(1) 突発的災害応急体制（事前配備体制） (略)</p> <p>※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、<u>地域</u>危機管理局長ほか） (略)</p>	<p>第2節 応急対策</p> <p>1 県の体制</p> <p>(1) 突発的災害応急体制（事前配備体制） (略)</p> <p>※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、危機管理局長ほか） (略)</p>																																
大事故-55	<p>V 航空機事故対策計画</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 防災体制の整備 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td>ア 情報連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>東京航空地方気象台</td> <td>イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施</td> </tr> <tr> <td>東京航空地方気象台</td> <td>ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く）</td> </tr> <tr> <td>静岡空港出張所</td> <td>エ 防災訓練への参加</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オ 関係機関との相互連携体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備	東京航空地方気象台	イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施	東京航空地方気象台	ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く）	静岡空港出張所	エ 防災訓練への参加		オ 関係機関との相互連携体制の整備	(略)	(略)	<p>V 航空機事故対策計画</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 防災体制の整備 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td>ア 情報連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>東京航空地方気象台</td> <td>イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施</td> </tr> <tr> <td>東京航空地方気象台</td> <td>ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）</td> </tr> <tr> <td>静岡航空気象観測所</td> <td>エ 防災訓練への参加（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オ 関係機関との相互連携体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備	東京航空地方気象台	イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施	東京航空地方気象台	ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）	静岡航空気象観測所	エ 防災訓練への参加（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）		オ 関係機関との相互連携体制の整備	(略)	(略)
実施主体	内容																																	
(略)	(略)																																	
静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備																																	
東京航空地方気象台	イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施																																	
東京航空地方気象台	ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く）																																	
静岡空港出張所	エ 防災訓練への参加																																	
	オ 関係機関との相互連携体制の整備																																	
(略)	(略)																																	
実施主体	内容																																	
(略)	(略)																																	
静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備																																	
東京航空地方気象台	イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施																																	
東京航空地方気象台	ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）																																	
静岡航空気象観測所	エ 防災訓練への参加（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）																																	
	オ 関係機関との相互連携体制の整備																																	
(略)	(略)																																	

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
<p>大事故-58</p>	<p>第2節 応急対策 1 県の対応方針 (1) 静岡空港等において航空機事故が発生した場合 ①～④ (略) ⑤ 現地災害対策本部は、<u>静岡空港管理事務所長</u>を本部長とし、災害対策本部との連絡調整や、航空機事故等空港現地対応本部が実施する救護・消火活動等の応急対策の支援を実施し、被害の拡大防止に努める。 ⑥ (略)</p>	<p>第2節 応急対策 1 県の対応方針 (2) 静岡空港等において航空機事故が発生した場合 ①～④ (略) ⑤ 現地災害対策本部は、<u>災害対策本部長が副本部長、本部員又は方面本部長のうちから指名する者</u>を本部長とし、災害対策本部との連絡調整や、航空機事故等空港現地対応本部が実施する救護・消火活動等の応急対策の支援を実施し、被害の拡大防止に努める。 ⑥ (略)</p>
<p>大事故-59</p>	<p>※災害対策本部、現地災害対策本部及び航空機事故等空港現地対応本部の関係</p> <p>(2) (1) 以外の地域において航空機事故が発生した場合 ① 事故の連絡を受けた危機管理部及び被災市町を所管する<u>地域</u>危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて知事に災害対策本部の設置を協議する。 ② 知事(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、情報収集その他の災害応急対策を迅速に実施するため、被災地に現地災害対策本部を設置する。 ③ 現地災害対策本部長は、被災市町を所管する<u>地域</u>危機管理局長をもって充てる。 ④ 現地災害対策本部長は、必要に応じて近隣に所在する県出先機関の職員の参集を求めることができる。 ※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議(会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、<u>地域</u>危機管理局長ほか)</p> <p>(略)</p>	<p>※災害対策本部、現地災害対策本部及び航空機事故等空港現地対応本部の関係</p> <p>(2) (1) 以外の地域において航空機事故が発生した場合 ① 事故の連絡を受けた危機管理部及び被災市町を所管する危機管理局等<sup>等</sup>は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて知事に災害対策本部の設置を協議する。 ② 知事(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、情報収集その他の災害応急対策を迅速に実施するため、被災地に現地災害対策本部を設置する。 ③ 現地災害対策本部長は、被災市町を所管する<u>危機管理局長等</u>をもって充てる。 ④ 現地災害対策本部長は、必要に応じて近隣に所在する県出先機関の職員の参集を求めることができる。 ※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議(会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、危機管理局長ほか)</p> <p>(略)</p>

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新														
大事故-62	4 防災関係機関の対応事項 (略)	4 防災関係機関の対応事項 (略)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 338 822 386">実施主体</th> <th data-bbox="822 338 1561 386">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 386 822 434">(略)</td> <td data-bbox="822 386 1561 434">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 434 822 567">静岡地方気象台 東京航空地方気象台 <u>東京航空地方気象台静岡空港出張所</u></td> <td data-bbox="822 434 1561 567">必要な気象情報の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 567 822 615">(略)</td> <td data-bbox="822 567 1561 615">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	静岡地方気象台 東京航空地方気象台 <u>東京航空地方気象台静岡空港出張所</u>	必要な気象情報の提供	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1561 338 2074 386">実施主体</th> <th data-bbox="2074 338 2813 386">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1561 386 2074 434">(略)</td> <td data-bbox="2074 386 2813 434">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 434 2074 615">静岡地方気象台 東京航空地方気象台 <u>(削除【組織改編（気象観測の業務委託化）のため】)</u></td> <td data-bbox="2074 434 2813 615">必要な気象情報の提供</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	静岡地方気象台 東京航空地方気象台 <u>(削除【組織改編（気象観測の業務委託化）のため】)</u>	必要な気象情報の提供
	実施主体	内容														
	(略)	(略)														
	静岡地方気象台 東京航空地方気象台 <u>東京航空地方気象台静岡空港出張所</u>	必要な気象情報の提供														
(略)	(略)															
実施主体	内容															
(略)	(略)															
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 <u>(削除【組織改編（気象観測の業務委託化）のため】)</u>	必要な気象情報の提供															
(略)	(略)															
(略)	(略)															

空白

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新												
目次	<p style="text-align: center;">目次</p> <p><b>第1章 総則</b>                      第1節～第3節（略）                      第4節 計画の作成又は修正に際し<u>遵守</u>すべき指針                      第5節～第20節（略）</p> <p><b>第2章～第5章（略）</b>  <b>図表（略）</b></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p><b>第1章 総則</b>                      第1節～第3節（略）                      第4節 計画の作成又は修正に際し<u>遵守</u>すべき指針                      第5節～第20節（略）</p> <p><b>第2章～第5章（略）</b>  <b>図表（略）</b></p>												
原子力-2	<p>第1章 総 則                      第1節～第3節（略）                      第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針                      この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会                      が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改正）を遵守するものとする。                      第5節～第7節（略）                      第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱                      （略）                      1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="329 1165 1528 1522"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部（清水海上保安部）</td> <td>1・2（略） 3 海上における救助・救難活動 4・5（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	（略）	（略）	第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1・2（略） 3 海上における救助・救難活動 4・5（略）	<p>第1章 総 則                      第1節～第3節（略）                      第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針                      この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会                      が定める「原子力災害対策指針」（平成27年4月22日全部改正）を遵守するものとする。                      第5節～第7節（略）                      第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱                      （略）                      1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1576 1165 2775 1522"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部（清水海上保安部）</td> <td>1・2（略） 3 海上における救助・救急活動 4・5（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	（略）	（略）	第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1・2（略） 3 海上における救助・救急活動 4・5（略）
機 関 名	所 掌 事 務													
（略）	（略）													
第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1・2（略） 3 海上における救助・救難活動 4・5（略）													
機 関 名	所 掌 事 務													
（略）	（略）													
第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1・2（略） 3 海上における救助・救急活動 4・5（略）													
原子力-7	<p>2 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="329 1606 1528 1816"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団</td> <td>1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 <u>スクリーニング</u>・除染の支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 <u>スクリーニング</u> ・除染の支援	<p>2 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="1576 1606 2775 1816"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団</td> <td>1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 <u>避難退域時検査及び</u>除染の支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 <u>避難退域時検査及び</u> 除染の支援				
機 関 名	所 掌 事 務													
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 <u>スクリーニング</u> ・除染の支援													
機 関 名	所 掌 事 務													
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 <u>避難退域時検査及び</u> 除染の支援													

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-8	3 指定公共機関及び指定地方公共機関等	3 指定公共機関及び指定地方公共機関等
	機 関 名	所 掌 事 務
	(略)	(略)
	株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ド</u> コモ東海支社 KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社	通信の確保
	(略)	(略)
	(公社)静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力
原子力-9	(略)	(略)
	<u>(独)</u> 日本原子力研究開発機構	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
	<u>(独)</u> 放射線医学総合研究所	<u>緊急被ばく医療に関すること</u>
	(略)	(略)
原子力-10	4 消 防 機 関 (略)	4 消 防 機 関 (略)
	5 静 岡 県	5 静 岡 県
	所 掌 事 務	所 掌 事 務
	1～13 (略) 14 <u>避難及びスクリーニングの場所の開設支援</u> 15 <u>スクリーニング</u> 及び除染の実施 16～24 (略)	1～13 (略) 14 <u>避難の支援</u> 15 <u>避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査</u> 及び除染の実施 16～24 (略)
	6 静岡県警察本部 (略)	6 静岡県警察本部 (略)
	(略)	(略)



静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																									
原子力-11	7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）	7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）																									
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>1～11（略）</td> </tr> <tr> <td>12 <u>避難及びスクリーニングの場所等の開設（新規）</u></td> </tr> <tr> <td>13 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力</td> </tr> <tr> <td>14 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保</td> </tr> <tr> <td>15 汚染飲食物の摂取制限等</td> </tr> <tr> <td>16 住民等からの問い合わせ対応</td> </tr> <tr> <td>17 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</td> </tr> <tr> <td>18 制限措置の解除</td> </tr> <tr> <td>19 県が行う原子力防災対策に対する協力</td> </tr> <tr> <td>20 損害賠償請求等に必要な資料の整備</td> </tr> <tr> <td>21 県及び関係機関への支援の要請</td> </tr> </table>	所 掌 事 務	1～11（略）	12 <u>避難及びスクリーニングの場所等の開設（新規）</u>	13 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力	14 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保	15 汚染飲食物の摂取制限等	16 住民等からの問い合わせ対応	17 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力	18 制限措置の解除	19 県が行う原子力防災対策に対する協力	20 損害賠償請求等に必要な資料の整備	21 県及び関係機関への支援の要請	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>1～11（略）</td> </tr> <tr> <td>12 <u>避難の実施</u></td> </tr> <tr> <td>13 <u>県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力</u></td> </tr> <tr> <td>14 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力</td> </tr> <tr> <td>15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保</td> </tr> <tr> <td>16 汚染飲食物の摂取制限等</td> </tr> <tr> <td>17 住民等からの問い合わせ対応</td> </tr> <tr> <td>18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</td> </tr> <tr> <td>19 制限措置の解除</td> </tr> <tr> <td>20 県が行う原子力防災対策に対する協力</td> </tr> <tr> <td>21 損害賠償請求等に必要な資料の整備</td> </tr> <tr> <td>22 県及び関係機関への支援の要請</td> </tr> </table>	所 掌 事 務	1～11（略）	12 <u>避難の実施</u>	13 <u>県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力</u>	14 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力	15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保	16 汚染飲食物の摂取制限等	17 住民等からの問い合わせ対応	18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力	19 制限措置の解除	20 県が行う原子力防災対策に対する協力	21 損害賠償請求等に必要な資料の整備	22 県及び関係機関への支援の要請
	所 掌 事 務																										
	1～11（略）																										
12 <u>避難及びスクリーニングの場所等の開設（新規）</u>																											
13 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力																											
14 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保																											
15 汚染飲食物の摂取制限等																											
16 住民等からの問い合わせ対応																											
17 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力																											
18 制限措置の解除																											
19 県が行う原子力防災対策に対する協力																											
20 損害賠償請求等に必要な資料の整備																											
21 県及び関係機関への支援の要請																											
所 掌 事 務																											
1～11（略）																											
12 <u>避難の実施</u>																											
13 <u>県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力</u>																											
14 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力																											
15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保																											
16 汚染飲食物の摂取制限等																											
17 住民等からの問い合わせ対応																											
18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力																											
19 制限措置の解除																											
20 県が行う原子力防災対策に対する協力																											
21 損害賠償請求等に必要な資料の整備																											
22 県及び関係機関への支援の要請																											
8 原子力事業者（中部電力株式会社）	8 原子力事業者（中部電力株式会社）																										
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>1～11（略）</td> </tr> <tr> <td>12 <u>スクリーニング</u>及び除染の実施（県と連携）</td> </tr> <tr> <td>13～15（略）</td> </tr> </table> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第5節（略） 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 県は、国、市町、原子力事業者、<u>その他</u>防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1（略） 2 情報の分析整理 (1)・(2)（略） (3) 防災対策上必要とされる資料 （略） ①（略） ② 社会環境に関する資料</p>	所 掌 事 務	1～11（略）	12 <u>スクリーニング</u> 及び除染の実施（県と連携）	13～15（略）	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>1～11（略）</td> </tr> <tr> <td>12 <u>避難退域時検査</u>及び除染の実施（県と連携）</td> </tr> <tr> <td>13～15（略）</td> </tr> </table> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第5節（略） 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 県は、国、市町、原子力事業者<u>その他</u>防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1（略） 2 情報の分析整理 (1)・(2)（略） (3) 防災対策上必要とされる資料 （略） ①（略） ② 社会環境に関する資料</p>	所 掌 事 務	1～11（略）	12 <u>避難退域時検査</u> 及び除染の実施（県と連携）	13～15（略）																		
所 掌 事 務																											
1～11（略）																											
12 <u>スクリーニング</u> 及び除染の実施（県と連携）																											
13～15（略）																											
所 掌 事 務																											
1～11（略）																											
12 <u>避難退域時検査</u> 及び除染の実施（県と連携）																											
13～15（略）																											

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-15	<p>ア～オ（略）</p> <p>カ 緊急被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ（略）</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>（略）</p> <p>同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、</p>	<p>ア～オ（略）</p> <p>カ 緊急被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ（略）</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>（略）</p> <p>同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、</p>
原子力-18	<p><u>（独）</u>放射線医学総合研究所、<u>（独）</u>日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制</p>	<p><u>指定公共機関等（国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）</u>の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制</p>
原子力-19	<p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<u>（独）</u>放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>11（略）</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p>（緊急時モニタリングセンター）</p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセン</p>	<p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や<u>避難退域時検査（「避難者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）</u>等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>11（略）</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p>（緊急時モニタリングセンター）</p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセン</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-20	<p>ターが設置される。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p>（略）</p> <p>（平常時のモニタリングの実施）（略）</p> <p>（その他体制の整備）</p> <p>（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>ターが設置される。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p><u>なお、国は、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、県・関係市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するものとされている。</u></p> <p>（略）</p> <p>（平常時のモニタリングの実施）（略）</p> <p>（その他体制の整備）</p> <p>（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p>
原子力-22	<p>(5) 大気中放射性物質拡散計算システム</p> <p>県は、<u>国、指定公共機関、原子力事業者</u>と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図るものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>13～17（略）</p>	<p>(5) 大気中放射性物質拡散計算システム</p> <p>県は、<u>関係機関</u>と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図るものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>13～17（略）</p>
原子力-23	<p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>（略）</p> <p>また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1)（略）</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>（略）</p> <p>また、地域コミュニティ<u>二</u>の維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1)（略）</p>
原子力-24	<p>① 必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の<u>災害時要援護者</u>等及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 避難所等・避難方法等の周知</p>	<p>① 必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の<u>要配慮者</u>等及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 避難所等・避難方法等の周知</p>
原子力-25	<p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難、<u>スクリーニング</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底</p>	<p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難、<u>避難退域時検査</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-26	<p>に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>（独）</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第11節～第15節（略）</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1（略）</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 国の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p>	<p>に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第11節～第15節（略）</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1（略）</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 国の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p>
原子力-32	<p>(3)（略）</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>（略）</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、<u>国</u>、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第17節～第20節（略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p>	<p><u>なお、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、浜岡地域原子力防災協議会において検討する。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>（略）</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、<u>国及び原子力事業者等</u>と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第17節～第20節（略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-34	<p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリン</p>	<p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、内閣府は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、内閣府は、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリン</p>
原子力-35	<p>③・④ (略)</p> <p>(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリン</p>	<p>③・④ (略)</p> <p>(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリン</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-35	<p>グポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、<u>必要に応じ</u>原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>①（略）</p>	<p>グポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>①（略）</p>
原子力-36	<p>② <u>原子力規制委員会</u>は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>（略）</p> <p>③・④（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の緊急時モニタリング</p>	<p>② <u>原子力災害対策本部</u>は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>（略）</p> <p>③・④（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の緊急時モニタリング</p>
原子力-37	<p>施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象が発生し、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げる際には、県は、緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や<u>大気中拡散計算の結果</u>等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略）</p>	<p>施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象が発生し、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げる際には、県は、緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新												
原子力-44	<p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑯（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑯（略）	（略）	⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合		<p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑯（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など<u>原子力規制委員会</u>委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑯（略）	（略）	⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など <u>原子力規制委員会</u> 委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	
警戒事態の基準	措置の概要													
①～⑯（略）	（略）													
⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合														
警戒事態の基準	措置の概要													
①～⑯（略）	（略）													
⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など <u>原子力規制委員会</u> 委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合														
原子力-49	<p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や<u>スクリーニング等</u>の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や<u>スクリーニング等</u>の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>2 避難所等</p>	<p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や<u>避難退域時検査場所等</u>の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や<u>避難退域時検査場所等</u>の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>2 避難所等</p>												
原子力-50	<p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び<u>スクリーニング等</u>の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2)～(8)（略）</p>	<p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び<u>避難退域時検査場所の開設等</u>の<u>状況を伝達し</u>、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2)～(8)（略）</p>												
原子力-52	<p>3（略）</p> <p>4 避難の際の住民に対する<u>スクリーニング</u>の実施 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>スクリーニング</u>及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、<u>住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。</u> 但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、<u>スクリーニング</u>を行わないようにすることもできる。</p> <p>（略）</p> <p>5～10（略）</p> <p>第5節・第6節（略）</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p>	<p>3（略）</p> <p>4 避難の際の住民に対する<u>避難退域時検査及び除染</u>の実施 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>避難退域時検査</u>及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、<u>避難退域時検査</u>及び<u>避難退域時検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。</u> 但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、<u>避難退域時検査</u>を行わないようにすることもできる。</p> <p>（略）</p> <p>5～10（略）</p> <p>第5節・第6節（略）</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p>												

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																																								
原子力-57	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (社)静岡県バス協会 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	輸送内容	関係機関	(略)	(略)	(略)	1 (社)静岡県バス協会 (略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>1 (一社)静岡県バス協会 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	輸送内容	関係機関	(略)	(略)	避難住民等	1 (一社)静岡県バス協会 (略)																												
輸送内容	関係機関																																									
(略)	(略)																																									
(略)	1 (社)静岡県バス協会 (略)																																									
輸送内容	関係機関																																									
(略)	(略)																																									
避難住民等	1 (一社)静岡県バス協会 (略)																																									
原子力-59	<p>③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた被ばく医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初期被ばく医療</th> <th>二次被ばく医療</th> <th>三次被ばく医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(独)放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(独)放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(独)放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(独)放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	<p>③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた被ばく医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初期被ばく医療</th> <th>二次被ばく医療</th> <th>三次被ばく医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>国立研究開発法人放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)	(独)放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)	(独)放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。																																							
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。																																							
原子力-60	<p>(略)</p> <p>(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p>																																								



静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-63	<p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の<u>(独)</u>放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第11節（略）</p> <p>第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策</p> <p>(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、<u>文部科学省</u>、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の<u>国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第11節（略）</p> <p>第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策</p> <p>(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、<u>原子力規制委員会</u>、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>
原子力-64	<p>第4章 大規模地震対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 東海地震注意情報発表時等における対策</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>第4章 大規模地震対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 東海地震注意情報発表時等における対策</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。<u>この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とする。</u></p> <p>4（略）</p>
原子力-66	<p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は県内沿岸に大津波警報が発表された場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置<u>等</u>の解除</p> <p>（略）</p> <p>第6節・第7節（略）</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) 県は国及び市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、</p>	<p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は県内沿岸に大津波警報が発表された場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。<u>この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とする。</u></p> <p>2～6（略）</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>（略）</p> <p>第6節・第7節（略）</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) 県は国及び市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-67	<p>コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第9節～第13節（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-2）初期被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-3）二次被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p> <p>別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（5-7-1）被災地住民登録様式（略）</p>	<p>コミュニティ<u>二</u>の維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第9節～第13節（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-2）初期被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-3）二次被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p> <p>別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p>

## 別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481	
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先
【国】	
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護対策部 原子力政策課 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695	
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051	
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309	
【国出先機関】	
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683	
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429	
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118
【静岡県】	
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター0537-86-6121	
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】	
御前崎市(防災課) 0537-85-1119	
牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058	
菊川市(安全課) 0537-35-0923	
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131	
吉田町(防災課) 0548-33-2164	
袋井市(防災課) 0538-44-3360	
焼津市(危機対策課) 054-623-2554	
藤枝市(危機管理課) 054-643-3119	
島田市(危機管理課) 0547-36-7143	
森町(総務課) 0538-85-6302	
磐田市(危機管理課) 0538-37-2114	
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119	
菊川市消防本部 0537-35-0119	
掛川市消防本部 0537-21-0119	
【中部電力】	
中部電力㈱本店原子力部	
中部電力㈱東京支社	
中部電力㈱静岡支店	
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)	
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡

## 別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481	
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先
【国】	
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付 03-3501-5695	
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051	
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309	
【国出先機関】	
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683	
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429	
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118
【静岡県】	
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂振興局(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター0537-86-6121	
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】	
御前崎市(防災課) 0537-85-1119	
牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058	
菊川市(危機管理課) 0537-35-0923	
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131	
吉田町(防災課) 0548-33-2164	
袋井市(防災課) 0538-44-3360	
焼津市(危機対策課) 054-623-2554	
藤枝市(危機管理課) 054-643-3119	
島田市(危機管理課) 0547-36-7143	
森町(総務課) 0538-85-6302	
磐田市(危機管理課) 0538-37-2114	
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119	
菊川市消防本部 0537-35-0119	
掛川市消防本部 0537-21-0119	
【中部電力】	
中部電力㈱本店原子力部	
中部電力㈱東京支社	
中部電力㈱静岡支店	
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)	
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新												
原子力-70	<p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 401 756 449">病 院 名</th> <th data-bbox="756 401 1184 449">所 在 地</th> <th data-bbox="1184 401 1552 449">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 449 756 617"><u>(独)</u>放射線医学総合研究所</td> <td data-bbox="756 449 1184 617">千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td data-bbox="1184 449 1552 617">043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	<u>(独)</u> 放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726	<p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1581 401 2009 449">病 院 名</th> <th data-bbox="2009 401 2436 449">所 在 地</th> <th data-bbox="2436 401 2804 449">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1581 449 2009 617"><u>国立研究開発法人</u> 放射線医学総合研究所</td> <td data-bbox="2009 449 2436 617">千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td data-bbox="2436 449 2804 617">043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	<u>国立研究開発法人</u> 放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726
	病 院 名	所 在 地	電 話											
<u>(独)</u> 放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726												
病 院 名	所 在 地	電 話												
<u>国立研究開発法人</u> 放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726												

別表(4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書		防災機関																																		
情報ルート	<p>中電 浜岡原発</p> <p>関係機関</p> <p>中電 静岡支店</p> <p>県本部 監視センター</p> <p>所在市 関係周辺市町</p> <p>県内全市町 各県危機管理局</p> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																													
		中電	第号																																	
		監視センター	第号		月日時分																															
		危機管理局	第号		月日時分																															
		本部	第号		月日時分																															
概況																																				
1 原子炉の状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>出力降下中</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止日時</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </tbody> </table>								月 日 時 分現在					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	原子炉出力	%	%	%	%	%	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	原子炉停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	月 日 時 分現在																																			
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																															
原子炉出力	%	%	%	%	%																															
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																															
原子炉停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																															
2 災害予防対策実施状況	完了 ・ 実施中																																			
3 発電所地震警戒本部等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3-(1) 地震警戒本部設置日時</td> <td colspan="5">月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>3-(2) 応急復旧資機材の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-(3) 対外通信連絡手段の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分					3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO				3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO														
3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分																																			
3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO																																		
3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO																																		
特記事項																																				
添付資料 有 ( 枚 ) 無																																				

別表(4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書		防災機関																																		
情報ルート	<p>中電 浜岡原発</p> <p>関係機関</p> <p>中電 静岡支店</p> <p>県本部 監視センター</p> <p>所在市 関係周辺市町</p> <p>県内全市町 各県危機管理局・賀茂振興局</p> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																													
		中電	第号																																	
		監視センター	第号		月日時分																															
		危機管理局	第号		月日時分																															
		本部	第号		月日時分																															
概況																																				
1 原子炉の状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>出力降下中</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止日時</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </tbody> </table>								月 日 時 分現在					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	原子炉出力	%	%	%	%	%	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	原子炉停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	月 日 時 分現在																																			
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																															
原子炉出力	%	%	%	%	%																															
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																															
原子炉停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																															
2 災害予防対策実施状況	完了 ・ 実施中																																			
3 発電所地震警戒本部等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3-(1) 地震警戒本部設置日時</td> <td colspan="5">月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>3-(2) 応急復旧資機材の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-(3) 対外通信連絡手段の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分					3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO				3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO														
3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分																																			
3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO																																		
3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO																																		
特記事項																																				
添付資料 有 ( 枚 ) 無																																				

別表(4-3-1)

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関																																			
情報 ル ト	<p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																														
		中電 監視 センター	第号		月日時分																																
		危機管理局	第号		月日時分																																
		本部	第号		月日時分																																
概況																																					
1 原子炉の状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止日時</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>ECCS作動</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> </tbody> </table>							月 日 時 分現在							1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
月 日 時 分現在																																					
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																
停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分																																
地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%																																
ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																
2 発電所の状況	2- (1) 発電所施設・設備の状況  2- (2) 事務建屋他構内建築物等の状況																																				
3 放射線測定、監視結果	3- (1) 排気筒ガスモニタ指示値		異常無	異常有																																	
	3- (2) モニタリングポスト指示値		異常無	異常有																																	
4 発電所災害対策本部	4- (1) 災害対策本部設置日時		月 日 時 分																																		
	4- (2) 対外通信連絡手段の確保		YES	NO																																	
特記事項																																					
添付資料 有 ( 枚) 無																																					

別表(4-3-1)

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関																																			
情報 ル ト	<p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																														
		中電 監視 センター	第号		月日時分																																
		危機管理局	第号		月日時分																																
		本部	第号		月日時分																																
概況																																					
1 原子炉の状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止日時</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>ECCS作動</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> </tbody> </table>							月 日 時 分現在							1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
月 日 時 分現在																																					
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																
停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分																																
地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%																																
ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																
2 発電所の状況	2- (1) 発電所施設・設備の状況  2- (2) 事務建屋他構内建築物等の状況																																				
3 放射線測定、監視結果	3- (1) 排気筒ガスモニタ指示値		異常無	異常有																																	
	3- (2) モニタリングポスト指示値		異常無	異常有																																	
4 発電所災害対策本部	4- (1) 災害対策本部設置日時		月 日 時 分																																		
	4- (2) 対外通信連絡手段の確保		YES	NO																																	
特記事項																																					
添付資料 有 ( 枚) 無																																					